

令和6年厚木市教育委員会4月定例会日程

日時 令和6年4月23日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎16階会議室A・B

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程1 議案第17号 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性について
- 日程2 議案第18号 令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針の制定について
- 日程3 議案第19号 令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る検討委員会委員及び専門委員の委嘱について
- 日程4 議案第20号 令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る調査研究の諮問について
- 日程5 議案第21号 厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備業務に係る技術提案書特定委員会委員の委嘱及び任命について

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について) (資料1)
- (2) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について) (資料2)
- (3) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について) (資料3)
- (4) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会事務局の職員の人事異動について) (資料4)
- (5) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について) (資料5)
- (6) 事務の臨時代理の報告について(厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員の委嘱について) (資料6)
- (7) 事務の臨時代理の報告について(厚木市学校運営協議会委員の委嘱について) (資料7)
- (8) 事務の臨時代理の報告について(厚木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について) (資料8)

- (9) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局の職員の懲戒について）
(資料 9)
- (10) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）
(資料 10)
- (11) 学校選択制等の実施結果について (資料 11)
- (12) 令和 6 年度学校施設整備計画について (資料 12)
- (13) 依知南小学校及び緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備基本設計書について (資料 13)
- (14) 給食用食材の放射性物質の測定結果について (資料 14)

5 閉会

令和6年4月定例教育委員会教育長報告

令和6年3月19日(火)に開催されました3月定例会以後の主な行事等18件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 3月21日(木) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 交通安全クリアファイル 1,700枚
○出席者 日産自動車株式会社テクニカルセンター
R&D総務・ファシリティマネジメント部長、課長、職員、
厚木市議会議員
- 2 3月22日(金) 厚木市立小鮎小学校 体育館
令和5年度卒業証書授与式
- 3 3月25日(月) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 小学校補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」 合計2,206冊
○出席者 厚木市農業協同組合 常務理事、組織文化部次長兼生活ふれあい課長、
生活ふれあい課職員、総合企画部企画課職員
- 4 3月26日(火) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 横断旗 200本
○出席者 神奈川県トラック運送事業団体 厚木第一地区会 会長、副会長2人
- 5 3月28日(木) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 横断旗 100本、横断指示旗 100本、横断旗入れ 20個
○出席者 神奈川県トラック協議会・厚木 会長、副会長、総務企画委員会委員
厚木市議会議員
- 6 同日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和5年度教職員退職者感謝状贈呈式
- 7 3月29日(金) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室ほか
教育委員会人事発令(出向)
厚木市立公民館地区館長及び地区分館長退任式
令和5年度退任校長感謝状贈呈式

- 8 4月 1日(月) 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室ほか
教育委員会人事発令(出向・異動)
教職員異動辞令伝達式
教育委員会関係辞令交付式
- 9 4月 3日(水) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館 サイエンスホール250
令和6年度第1回初任者研修会
○参加者数 76人
- 10 4月 5日(金) 厚木市立睦合東中学校 体育館
令和6年度入学式
- 11 4月 6日(土) レンブラントホテル厚木 相模(東)
令和6年度厚木市青少年指導員連絡協議会総会
- 12 4月 8日(月) 厚木市立南毛利小学校 体育館
令和6年度入学式
- 13 4月 9日(火) 厚木市立厚木小学校校門前
厚木小学校登校児童見守り活動
- 14 同日 神奈川県庁東庁舎 11階 111~113会議室
令和6年度神奈川県教科用図書選定審議会
- 15 4月11日(木) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
第1回厚木市小・中学校長会議
- 16 4月14日(日) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館 サイエンスホール250
令和6年度厚木市子ども会育成連絡協議会総会
- 17 4月15日(月) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和6年度厚木市教育研究所教育調査研究部会発足式
○出席者 教育研究員12人
- 18 4月22日(月) 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和6年度第1回県央教育事務所管内教育長会議

議案第17号

市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性について

市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性を別紙のとおり定める。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

将来にわたって市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性を定める。

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性について

1 趣旨

本市では、市教育振興基本計画に基づき「未来を担う人づくり」を基本理念に「社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成」に取り組んでいます。

市教育振興基本計画では八つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施していますが、方針の一つである「安全な教育環境の整備」として、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えるため、「児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進」に取り組むことを定めています。

そうした中で、出生数の減少（少子化）の影響により、本市の児童・生徒の総数は昭和60（1985）年度の28,568人をピークに減少に転じ、令和5（2023）年度には、16,085人まで減少、今後も児童・生徒数は減少が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に策定した「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「方針」という。）に基づき、将来にわたって、児童・生徒の快適な教育環境を確保するため、優先的対象校における学校規模の適正化等の方策の方向性を整理するものです。

2 方針に基づく取組の経過について

方針で定めた内容について、周知を図るとともに、対象各地域における方策の方向性について検討を進めるため、次の機会を設け、児童・生徒及び未就学児の保護者（以下「保護者」という。）や地域住民の御意見を伺いました。

(1) 関係団体等への説明（計113回）

説明会の実施に先立ち、地区館長、自治会連絡協議会等の地域住民やPTA、学校運営協議会等の学校関係者及び市議会議員等に対して取組に係る説明を実施しました。

(2) 説明会の実施（11校・33回、536人参加）

市の適正規模・適正配置についての基本的な考え方、各学校の現状や課題、学校・地域ごとの方策の方向性等について、保護者や地域住民に周知を図ることを目的に説明会を実施しました。（結果：[別紙1](#)参照）

(3) アンケート調査の実施（7,360人送付、2,774人回答）

適正規模・適正配置の取組について、学校の統廃合を含めた方策を検討することとしている学校（関連する学校を含む）・地区において、本取組に対する保護者や地域住民の御意向を把握し、検討の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。（結果：[別紙2](#)参照）

(4) 意見交換会の実施（5校・10回、143人参加）

説明会での御意見やアンケート結果等を踏まえ、学校の統廃合を検討する学校・地域において、今後の方策の方向性等について、保護者や地域住民と意見交換を行うことを目的に意見交換会を実施しました。（結果：[別紙3](#)参照）

3 方針の概要について

(1) 学校の適正規模（1 学校当たりの望ましい学級）及び適正配置（望ましい通学距離・時間）の範囲

ア 適正規模

校種	適正規模	
小学校	12 学級～24 学級程度	（1 学年当たり 2～4 学級程度）
中学校	9 学級～18 学級程度	（1 学年当たり 3～6 学級程度）

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 方針で定めている適正規模の範囲について

地区	1 位	2 位	3 位
荻野	60.2%	31.7%	5.6%
小鮎	55.9%	34.5%	7.3%
玉川	62.5%	29.9%	6.0%
森の里	44.6%	23.5%	7.5%

おおむね適切
だと思う
適切だと思
う
あまり適切で
はない
適切ではない

・全ての地区において、「適切」、「おおむね適切」の選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では、2つを合わせた選択割合が90%を超えている。

○ 学年内でクラス替えができることの必要性

地区	1 位	2 位	3 位
荻野	56.3%	36.3%	4.4%
小鮎	60.8%	28.1%	7.8%
玉川	59.8%	31.0%	6.3%
森の里	46.0%	25.8%	14.7%

必要だと思う
どちらかとい
えば必要で
はない
必要だと思
う
どちらかとい
えば必要だ
と思う
必要ではない

・全ての地区で「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせた選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では90%程度に達している。

イ 適正配置

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45 分以内
中学校	おおむね 4 km・60 分以内

(2) 適正規模・適正配置の方策

ア 適正規模の方策

方策		方策の説明
(ア) 通学区域の変更		通学区域を変更・再編成するもの
(イ) 学校の統廃合	a	既存学校用地の活用 既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの
	b	新規用地の確保 新たに用地を確保し、複数校を統合するもの
	c	通学区域の分割 3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの
(ウ) 通学区域制度の弾力的運用	a	通学区域の一部区域における学校選択制度 大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの
	b	小規模特認校制度 通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
(エ) 学校の新設		既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
(オ) 校舎の増改築		児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※ 太枠の方策は「通学区域の再編成を伴う方策」

イ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

方策		対象校種
(ア)	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校
(イ)	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	
(ウ)	スクールバスを運行する	
(エ)	自転車の通学を認める	中学校

(3) 適正規模・適正配置の方策実施に当たり考慮すべき事項

ア 地域コミュニティとの関係性

- (ア) 自治会を始めとする地域コミュニティ団体等をできる限り分断しないよう配慮
- (イ) 地域の防災拠点、児童・生徒の放課後の居場所・活動場所などの地域コミュニティにおける拠点としての学校施設の役割や機能に配慮

イ 都市づくりとの整合性

「都市計画マスタープラン」などの都市づくり計画等を踏まえた検討

ウ 公共施設最適化との整合性

市公共施設最適化基本計画（小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、床面積の総量を抑制していく）を踏まえた検討

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野	40.1%	25.3%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などが図られること※ ¹ どれだけ小規模になっても学校の統廃合は行わず、全ての学校が維持されること※ ¹
小鮎	42.3%	29.2%	
玉川	40.6%	25.1%	
森の里	34.2%	15.5%	
		通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	

※1…森の里地区は、3位が同率（13.2%）のため両方記載している。

- ・ 1位、2位は両方とも通学に関することで、「通学の負担が大きくなること」、「通学の安全性が確保されること」が選択されている。特に「通学の負担が大きくなること」は2位以下と比較し、高い選択割合となっており、学校規模適正化の検討に当たり、保護者は通学の負担に関わることを重視していると考えられる。

○ 学校規模適正化に当たり教育環境の充実以外に考慮すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野	34.1%	21.3%	学校施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新や施設の複合化が図られること 将来的に児童・生徒数が減少する見込みであっても、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内の全ての小・中学校が維持されること
小鮎	33.4%	20.3%	
玉川	29.4%	20.3%	
森の里	34.3%	19.6%	
		将来的に児童・生徒数が減少する見込みであることを踏まえつつ、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内に小・中学校がそれぞれ1校以上維持されること	

- ・ 1位、2位は全ての地区で同じ順位になっており、特に「地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること」は2位以下と比較し、約10%以上高くなるなど、地域としてコミュニティの拠点機能の維持が重要であると考えていることがうかがえる。
- ・ 2位、3位について、荻野・小鮎地区では、「地域に小・中学校がそれぞれ1校以上維持」しつつ、「施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新等が図られること」が重視されている。

(4) 適正規模・適正配置の方策の実施基準

ア 実施基準

「児童・生徒数及び学級数将来推計」において、当該年度から9年後に適正規模を下回る、又は上回る場合、方策の実施を検討する対象校とする。また、対象校のうち学校規模の偏りが大きい学校（以下「優先的对象校」という。）は、優先して方策を検討するものとする。

校種	対象校（小規模）		適正規模	対象校（大規模）	
	優先的对象校			優先的对象校	
小学校	6学級以下	11学級以下	12～24学級	25学級以上	31学級以上
中学校	6学級以下	8学級以下	9～18学級	19学級以上	25学級以上

イ 実施時の考え方や留意事項

- (ア) 通学区域の再編成を伴う方策を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めた検討（通学区域については、市制施行前の旧町村域による8地域を基に再編成を伴う方策を検討）
- (イ) 学校施設の再整備時期を見据えた検討（将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があるため）
- (ウ) 学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的对象校が存在する場合は、優先的对象校を含めて適正規模の方策を検討
- (エ) 対象校は、まず通学区域の再編成を伴わない方策を検討。優先的对象校は、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討
- (オ) 通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても、単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合は、方策を実施

【参考】R4アンケート調査結果

○ 各地域内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	できれば維持すべき	40.9%	維持すべき	39.2%	必ずしも維持しなくてよい	17.5%
小鮎地区		45.1%		32.9%		19.6%
玉川地区		45.5%		31.3%		21.1%
森の里地区	維持すべき	47.0%	できれば維持すべき	40.7%		10.8%

・全ての地域で「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、75～90%程度となっており、大多数の方ができるだけ地域内に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。

4 実施基準に基づく対象校一覧について

令和5年度に実施した令和14年度児童・生徒数及び学級数の推計値と、方針で定める対象校の基準を照らし合わせると、優先的对象校は次のとおりとなります。

校種	規模区分	優先的对象校	
		学校数	学校名
小学校	小規模	7校	荻野小、玉川小、相川小、鳶尾小、上荻野小、飯山小、森の里小
	大規模	0校	-
中学校	小規模	3校	小鮎中、東名中、森の里中
	大規模	0校	-

5 方策の方向性整理について

方策の方向性については、方針で定めた実施基準や留意事項等に基づき、令和4年度に実施した説明会での御意見やアンケート調査の結果等も踏まえ、次のとおり整理するものとします。

(1) 方策の方向性整理の考え方

- ・優先的对象校の方策を先行して検討（優先的对象校を除く対象校は、今後の推計値の推移を踏まえ順次検討）
- ・「厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における令和22（2040）年の人口展望値（別紙4参照）を踏まえ検討
- ・通学区域の再編成を伴う方策の検討に当たっては、地域内の隣接する学校との関係性や適正規模維持に必要となる児童・生徒数との乖離状況等を踏まえ検討
- ・適正規模の方策の検討に当たっては、方針で定める（旧町村域による8地域による）地域単位に加え、市民に身近な自治会区域を基本とした15の地区単位を考慮し、現在、各地区内に設置されている学校については原則、小学校及び中学校をそれぞれ1校は維持することを前提に検討

【参考】R4アンケート調査結果

○ 各地区内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
玉川地区	維持すべき	36.9%	できれば維持すべき	36.8%	必ずしも維持しなくてよい	23.1%
森の里地区		54.2%		34.3%		9.5%

- ・「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、玉川地区では73.7%、森の里地区では88.5%となっている。また、両地区とも1位に「維持すべき」が選択されるなど、大多数の方ができるだけ地区に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。

(2) 方策の方向性検討に係る視点について

方策の方向性の検討に当たっては、アンケート等における保護者や地域住民の御意見等を踏まえ、次の視点を考慮します。

- ア 通学時の負担抑制の視点
- イ 統合に適した学校施設・環境の視点
- ウ 小中一貫教育推進の視点

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野地区	40.1%	25.3%	14.3%
小鮎地区	42.3%	29.2%	12.4%
玉川地区	40.6%	25.1%	16.2%
森の里地区	34.2%	15.5%	13.2%

1位: 通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること(必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む)
 2位: 通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること
 3位: 長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などが図られること※¹
 3位: どれだけ小規模になっても学校の統廃合は行わず、全ての学校が維持されること※¹

※1…森の里地区は、3位が同率（13.2%）のため両方記載している。

- ・全ての地区で、同じ順位となっている。
- ・1位、2位は両方とも通学に関することで、「通学の負担が大きくなること」、「通学の安全性が確保されること」が選択されている。特に「通学の負担が大きくなること」は2位以下と比較し、高い選択割合となっており、学校規模適正化の検討に当たり、保護者は通学の負担に関わることを重視していると考えられる。

○ アンケート自由記述における回答内容の区分

地区	順位	区分	件数
荻野地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	91件
	2位	通学関係	31件
	3位	教育環境	23件
小鮎地区	1位	通学関係	53件
	2位	取組の考え方・進め方・スケジュール	52件
	3位	地域づくり・地域コミュニティ	12件
玉川地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	116件
	2位	通学関係	50件
	3位	教育環境	27件
森の里地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	121件
	2位	地域づくり・地域コミュニティ	60件
	3位	教育環境	59件

(3) 方策の方向性について

方策の方向性については、(1)で示す整理の考え方及び(2)で示す視点に基づき、優先的対象校において選択すべき方策を次のとおり整理します。

ア 小学校 ※下線のある学校名は優先的対象校

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
荻野	荻野	<u>荻野小学校</u>	学校の統廃合 (1校又は2校への統合) 【1校に統合する場合】 荻野小又は鳶尾小の どちらかの敷地への 統合 【2校に統合する場合】 鳶尾小と上荻野小の 敷地への統合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、ほぼ変わらない見込み ・荻野小学校、上荻野小学校は令和14年及び令和22年時点で、適正規模である12学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・地域内の学校が全て優先的対象校であり、<u>通学区域の再編成による学校規模適正化は困難</u> ・通学距離等を考慮し、1校への統合の場合、荻野小又は鳶尾小へ統合し(上荻野小だと2割程度が通学距離の上限を超える見込み)、2校への統合の場合、鳶尾小と上荻野小へ統合する
		<u>鳶尾小学校</u>		
		<u>上荻野小学校</u>		

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	小鮎小学校	学校の統廃合(小鮎小学校の敷地への統合)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み ・飯山小学校は令和 14 年及び令和 22 年時点で、適正規模である。12 学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・飯山小学校と小鮎小学校で通学区区域の再編成を実施し、児童数を地域内で平準化しても、令和 22 年には、<u>両校とも優先的対象校になる見込み</u> ・統合すると仮定した場合の平均通学時間を比較すると、<u>小鮎小学校が 20 分、飯山小学校が 30 分となる見込み</u> (令和 3 年度児童居住箇所から計算) ・小鮎小学校では統合後も必要教室数が確保できる見込み (飯山小では不足) ・<u>小中一貫教育推進の視点から、小鮎中学校に近接した小鮎小学校の敷地への統合とした方が連携を図りやすい</u>
		飯山小学校		
玉川	玉川	玉川小学校	通学区区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み (森の里地区は 10%以上減少) ・地区に小学校が 1 校のみ ・学校立地場所が他地域の通学区区域から遠いため「<u>通学区区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・児童数の確保を目指し小規模特認校制度を導入 (玉川小については制度を継続) し、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
	森の里	森の里小学校		
相川	相川	相川小学校	通学区区域制度の弾力的運用 (学校選択制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み ・現在、相川小学校で導入中の「<u>通学区区域の一部区域における学校選択制</u>」の制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法を検討する ・今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて戸田小学校との<u>通学区区域の再編成の検討</u>を行う
		戸田小学校	-	

※ 小学校は 1 学級 35 人編制のため、計算上 1 学年当たり 36 人以上在籍すると 2 学級となる可能性がある。(36 人×6 学年=216 人)

イ 中学校

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	<u>小鮎中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、生徒数は<u>減少</u>の見込み 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
南毛利	南毛利	南毛利中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 東名中学校では、生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う 今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて東名中学校と南毛利中学校との<u>通学区域の再編成の検討</u>を行う
	緑ヶ丘	-	-	
	南毛利南	<u>東名中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	
玉川	玉川	玉川中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み(森の里地区は 10%以上減少) <u>地区内に中学校が 1 校のみ</u> 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
	森の里	<u>森の里中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	

※ 中学校は 1 学級 40 人編制のため、計算上 1 学年当たり 81 人以上在籍すると 3 学級となる可能性がある。(81 人×3 学年=243 人)

(4) 適正配置の方策

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する地域における適正配置の方策（通学負担軽減策）

地域	地区	方策の方向性	
		適正規模の方策	適正配置の方策 (通学負担軽減策)
荻野	荻野	1校に統合 (荻野小又は鳶尾小の敷地への統合)	スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童
		2校に統合 (上荻野小と鳶尾小の敷地への統合)	— (全ての児童が望ましい通学距離・時間を超えない見込み)
小鮎	小鮎	学校の統廃合 (小鮎小学校の敷地への統合)	①スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童 ②住所地から近い場所にある学校への通学を認める

(5) 方策の実施に係る考え方について

ア 通学区域の再編成を伴う方策を実施する地区について

(7) 荻野地区

荻野地区の3小学校については、施設が耐用年数を迎えるまで一定程度期間がある（最短で鳶尾小学校北棟及び南棟校舎：令和38年度）ことや、統合に当たり検討すべき事項が多くあることから、「厚木市公共施設個別施設計画」や、昨年度策定した「厚木市における小中一貫教育の在り方について」*などの関係施策との整合性を図りつつ、保護者や地域住民の御意見をお伺いしながら、方策の方向性決定に向けて検討を進めていきます。

(イ) 小鮎地区

小鮎小学校は令和9年度、小鮎中学校は令和12年度に、それぞれ施設の一部が目標耐用年数を迎えることから、施設の再整備を進める必要があります。

また、本市では、「厚木市における小中一貫教育の在り方について」を策定し、小中連携教育の取組を推進していることから、施設の再整備に当たっては、小中一貫教育の推進や小中一体型施設の整備を視野に入れながら検討を進めます。

そうしたことを踏まえ、統廃合については、令和15年度を見込んでいる新校舎の供用開始時期以降の実施を見据え、取り組んでいきます。

*当初、小中一貫教育の更なる推進を目的に「小中一貫教育基本方針」の策定に向け、検討を進めていましたが、検討の結果、国の手引きや法令等を基に取り組むことでその目的は達成できると判断したため、小中一貫教育についての考え方を整理した「厚木市における小中一貫教育の在り方について」の策定にとどめました。

イ 通学区域制度の弾力的運用を実施する地区について

通学区域制度の弾力的運用を実施する学校については、適正規模の実現に向け、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりが必須となることから、「厚木市における小中一貫教育の在り方について」などの関係施策との整合性を図りながら、保護者や地域住民とともに、各地区の特色を持った学校づくりに向けて検討を進めていきます。

(6) 方策の実施により目指す新しい厚木の教育について

本取組による適正規模の実現のほか、小中一貫教育の推進等の取組や地域と一体で取組を進めている学校運営協議会（CS）・地域学校協働活動の推進により、新しい教育、学校の在り方を確立し、市が目指す教育の先駆けとなるような夢のある学校づくりを進めます。

なお、新しい学校づくりについては、学校統廃合の検討を進める荻野・小鮎両地区の学校をモデル校として先進的に進め、その取組の成果については、通学区域制度の弾力的運用を実施する学校の魅力づくり、ひいては市の新しい教育づくりにつなげていきます。

荻野・小鮎地区における新しい学校づくり四つのねらい

① より豊かな人間関係の形成

- ・ 適正規模・適正配置の取組により広がるヨコのつながり、小中一貫教育の推進により強まるタテのつながり、また、CS・地域学校協働活動により深まる地域とのつながりによって得られる多様な人間関係を通した子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の向上

② 学びの質の向上

- ・ より多くの教職員による、より多様な観点での指導
- ・ 小中一貫教育による9年を見据えた系統的な教育
- ・ 校区が広がり、より豊富となる人的資源を有効活用し、CS・地域学校協働活動を深化させることで、学校教育と社会教育の両面からの教育環境を向上

③ 教職員の能力向上・子どもたちと向き合う時間の確保

- ・ 校内研修の活性化、小・中学校間の教職員の交流等による教職員の能力の向上
- ・ より多くの教職員での校務分掌の分担や連携体制による、子どもたちと向き合う時間の確保

④ 魅力ある学校・地域

- ・ 新たな学校づくりを通した学校教育の充実を地域の魅力づくりにつなげることによる、地域全体の活性化
- ・ 各学校が有する教育資源を積極的に新たな学校づくりや教育活動に活用し、子どもたちの地域への愛着を育むことによる、学校と地域との結びつきの強化

6 方策を進める上での留意事項について

(1) 安全な通学環境について

通学区域の見直しを進める上で通学の安全対策は最も重要であることから、通学路の設定に当たっては、通学路の点検及び対策、地域との連携による見守り活動、児童・生徒への教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指します。

(2) 学校を統廃合する場合の児童へのケアについて

学校を統廃合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。統合前から準備期間を設け、交流授業等を重ねるなど、児童の不安を解消できるような配慮を行い、統合後も、教育委員会と学校で連携して心の負担軽減に努めます。

また、新しい学校づくりにおいては、児童が自分たちで新しい学校をつくっていく意識を醸成することを目的に、児童が参加できるような取組を実施することで、児童が新校への親しみや愛着を高め、期待をもって新校開校を迎えられるよう取り組んでいきます。

(3) 地域社会との関係について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営されており、今後も地域との連携が重要だと考えられます。

また、学校施設は地域コミュニティにおいて、避難場所や地域の交流の場としての役割などを果たしています。

こうしたことから、学校の統廃合を行うに当たっては、地域住民や地域団体等の意見を丁寧に伺いながら検討を進めます。

【参考】意見交換会意見（抜粋）

【通学関係】

- ・通学の安全対策について、具体的にどのように進めているのか教えてほしい。
- ・児童は、寄り道をして遊んだり、通常の2倍近くの時間を掛けて帰ってくることもある。徒歩で通学する子どもたちに関しても、GPS利用などの安全対策を市で行ってほしい。

【教育環境】

- ・統合による子どもたちの心のケアについてどのような対応を考えているのか。

【地域づくり・地域コミュニティ】

- ・学校跡地の利用について、小学校の体育館自体が防災拠点であり、台風の時などは避難をしたことが何度かある。統廃合する場合には、跡地の利用検討の前に防災拠点について考えてほしい。
- ・統廃合による地域コミュニティの拠点機能の低下は大きな問題だと思う。公共施設の再整備について、児童館や老人憩いの家を集約するなど、地域の意見を丁寧に把握し、コミュニティの拠点を整備する必要があると思う。

7 小規模校を維持する場合における教育の充実

小規模校を維持する方策を実施する場合は、教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限にいかし、児童・生徒への教育を充実させる方策を検討します。

また、小規模であることのデメリットを解消又は緩和させる方策も併せて検討します。

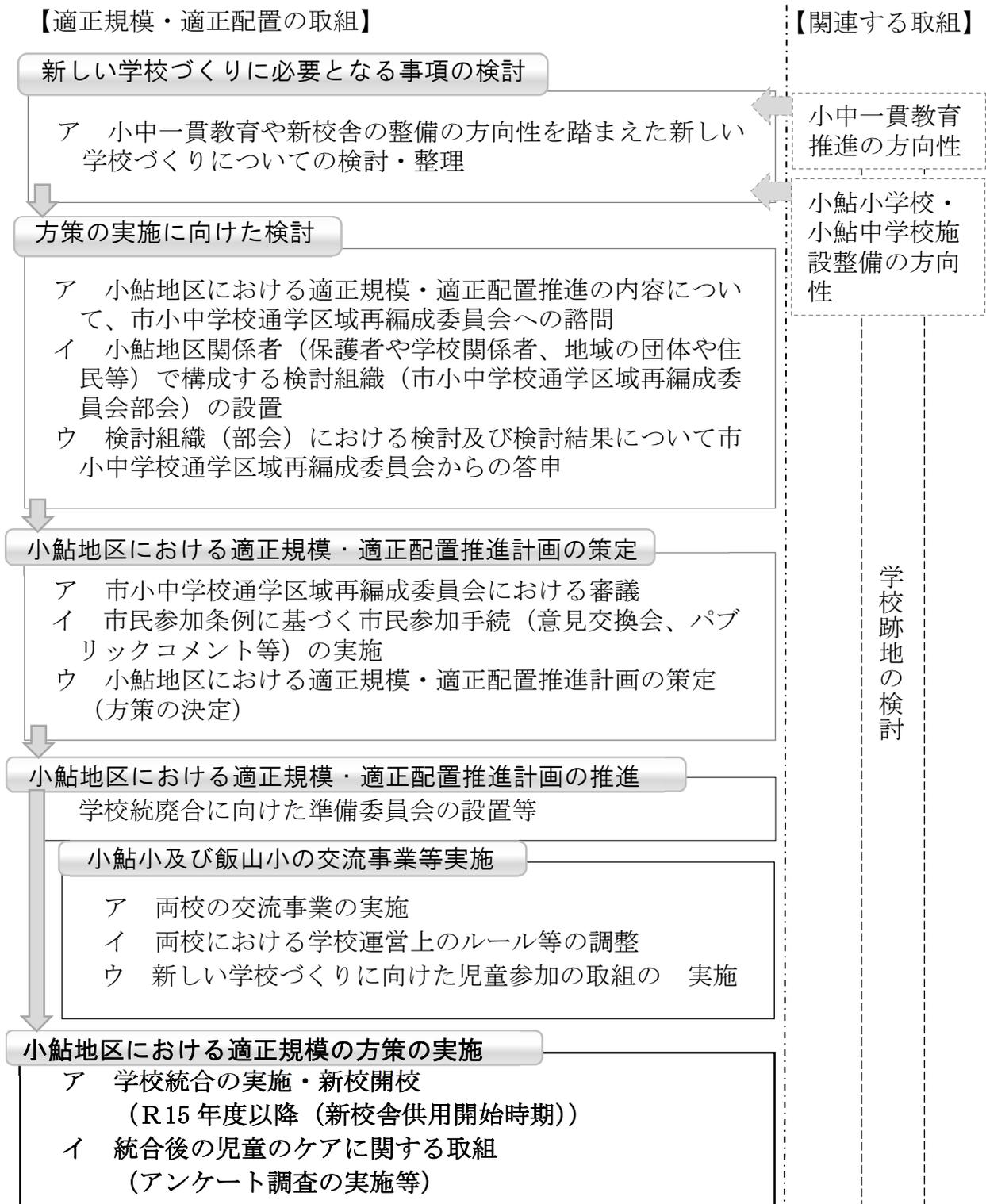
8 学校跡地の取扱いについて

市公共施設最適化基本計画では「複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用」することとしています。学校施設は市民にとって最も身近な公共施設であり、避難場所としての機能、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、学校跡地の取扱いについては、方針に基づき、基本的な考え方、手続、検討体制等を整理した上で、行政需要や地域の意向、ニーズ等に配慮して検討を進めていきます。

9 今後の適正規模・適正配置の取組の進め方【参考：小鮎地区】

小鮎地区での適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりになります。方策の方向性決定後は、小中一貫教育や小鮎小学校の新校舎の整備の方向性を踏まえ、小鮎地区の新しい学校づくりに向けた検討を進めます。

なお、検討に当たっては方策の実施時期を見据え、一定期間以上の地域での検討・準備期間を設け、地域の実情を踏まえた学校づくりを進めます。



※上記のほか、各検討段階で厚木市議会へ報告・説明を実施

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る説明会実施結果

1 目的

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組について、今後、学校の統廃合を含めた方策を検討する学校・地域において、市の適正規模・適正配置についての基本的な考え方、各学校の現状、学校・地域ごとの方策の方向性（案）等について、保護者や地域の方々に周知を図るもの

2 実施結果概要

日程	学校・地区	時間	会場	参加者数
10月10日(月・祝)	小鮎小	《全会場共通》 [1回目] 10時～ 11時30分 [2回目] 14時～ 15時30分 [3回目] 17時～ 18時30分	小鮎小 体育館	32人
〃 16日(日)	飯山小		飯山小 体育館	49人
〃 23日(日)	森の里小		森の里小 体育館	84人
〃 29日(土)	荻野小		荻野小 体育館	58人
11月 3日(木・祝)	鳶尾小		鳶尾小 体育館	53人
〃 6日(日)	森の里中		森の里中 体育館	34人
〃 19日(土)	愛甲小		愛甲小 体育館	42人
〃 20日(日)	玉川中		玉川中 体育館	11人
〃 23日(水・祝)	上荻野小		上荻野小 体育館	58人
〃 26日(土)	毛利台小		毛利台小 体育館	56人
〃 27日(日)	玉川小		玉川小 体育館	59人
			合計	536人

3 意見等概要

No	意見種別	件数	内容
1	取組の考え方・進め方・スケジュール	133件	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模適正化の検討に当たり、教育的な観点に加えて、地域コミュニティや財政的な内容が記載され、様々な観点から検討するという内容になっており、検討が前進したのかなと感じる ・現状で穏やかに生徒が過ごしている中で、統合によって大きな学校に行くとデメリットが大きいと感じる。もし統合を検討するなら客観的なデータを示してほしい ・児童間でトラブルが起きた際に、1学年1学級だと対応に課題が多いと感じるので、複数学級の方が望ましい
2	教育環境	66件	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校のメリットの「教員の目が行き届きやすく、きめ細かな教育指導を受けやすい」とデメリットの「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定しやすい」について、どちらを優先するものなのか ・それぞれの地区に学校は必要。やはり子どもたちは地域で育つことが重要であり、そういったアイデンティティを育てるのが教育ではないか。地域ごとの良さにもっと着目してもらいたい ・教育環境は一律にしていくべきではない。小規模校でも教育的なマイナス面を感じず、むしろプラス面を感じている ・小・中学校の一貫教育について、どこまで検討が進んでいるのか
3	通学関係	43件	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年で、重いランドセルを背負って通学距離の上限を歩くのは難しいのではないか。スクールバスの運行など、児童が安全に学校に通える環境の整備を第一に考えてもらいたい ・望ましい通学距離・時間の上限について、小学生は低学年と高学年にわけて、中学生、小学校低学年、小学校高学年それぞれ毎分何kmで換算するのが妥当なのか、細かく計算してほしい
4	地域づくり・コミュニティ	21件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が高齢化を迎えるに当たり、小・中学校が持つ地域の拠点としての機能がとても大切であるため、子どものためという視点だけではなく、地域をどのようにデザインしていくかという視点でぜひ考えてもらいたい ・地域の防災拠点が必要だと考えるので、学校施設の跡地については危機管理担当課を含めて検討してほしい
5	その他	41件	<ul style="list-style-type: none"> ・市として子育てを推進しているのであれば、他県から若い子育て世帯を呼び込む対策を取るべきである ・現在国が35人での学級編制を進めているが、資料に記載されている推計などは、中学校まで35人学級編制になるという前提で作成しているのか
合計		304件	

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に関する アンケート調査結果(要旨)【全地区】

1. 調査概要

目的	市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策検討に係る基礎資料として、児童・生徒 ^{※1} (以下「児童等」という。)の保護者、未就学児の保護者、地区住民の皆様の意識を把握するため		
調査名	厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に関するアンケート調査		
種別	児童等の保護者	未就学児の保護者	地区住民
調査対象	9つの小学校(荻野・鳶尾・上荻野・小鮎・飯山・玉川・森の里・毛利台・愛甲 ^{※2})、2つの中学校(玉川・森の里)に在籍する全ての児童等及び同学校の通学区域に在住する全ての未就学児の保護者		荻野・小鮎・玉川・森の里の各地区に在住する18歳以上の市民(無作為抽出)
実施期間	令和5年1月31日～2月17日		同5年2月3日～2月20日
配布数 ^{※3}	2,083人	861人	4,416人 (各地区1,104人)
合計	7,360人		
回答者数 (回答率)	820人(39.4%)	274人(31.8%)	1,680人(38.0%)
合計	2,774人(37.7%)		

【地区別回答者数内訳】

荻野	235人(35.3%)	88人(32.8%)	345人(31.3%)
小鮎	151人(34.3%)	69人(27.5%)	342人(31.0%)
玉川	297人(41.0%)	88人(30.2%)	438人(39.7%)
森の里	137人(54.2%)	29人(56.9%)	555人(50.3%)

※1…本アンケートでは「児童」は市立小学校に通う小学校1～6年生、「生徒」は市立中学校に通う中学校1～3年生を指します。

※2…愛甲小学校については、玉川中学校の通学区域に在住する児童及び未就学児のみアンケートの対象としています。

※3…1世帯につき1アンケート調査を送付しています。複数の児童等や未就学児がいる場合、調査票は最も年長のお子様の区分で集計しています。

例)1世帯に、森の里中学校生徒と森の里小学校児童の2人がある場合、森の里中学校の生徒として集計

2. 設問概要

設問区分	設問内容	設問回答対象
(1) 地区の子どもを取り巻く環境について	地区の子どもを取り巻く環境の認知状況	児童等及び未就学児の保護者、地区住民
(2) 適正規模について	適正規模の範囲の妥当性及びその理由、クラス替えの必要性	児童等及び未就学児の保護者
(3) 学校規模適正化の方策について	学校規模適正化で重視すべきこと	
(4) 地域における学校の役割について	学校に行く頻度や理由、地域における学校の役割、教育環境の充実以外で考慮すべきこと	地区住民
(5) 地域に学校を維持することについて	地域・地区に学校を維持すること	児童等及び未就学児の保護者、地区住民
(6) 適正規模・適正配置の取組への意見等について	取組に対する意見や提案	

3. 調査結果概要

※設問の選択肢は、場合により語句を簡略化しています。

※選択肢「その他」は順位に含めていません。

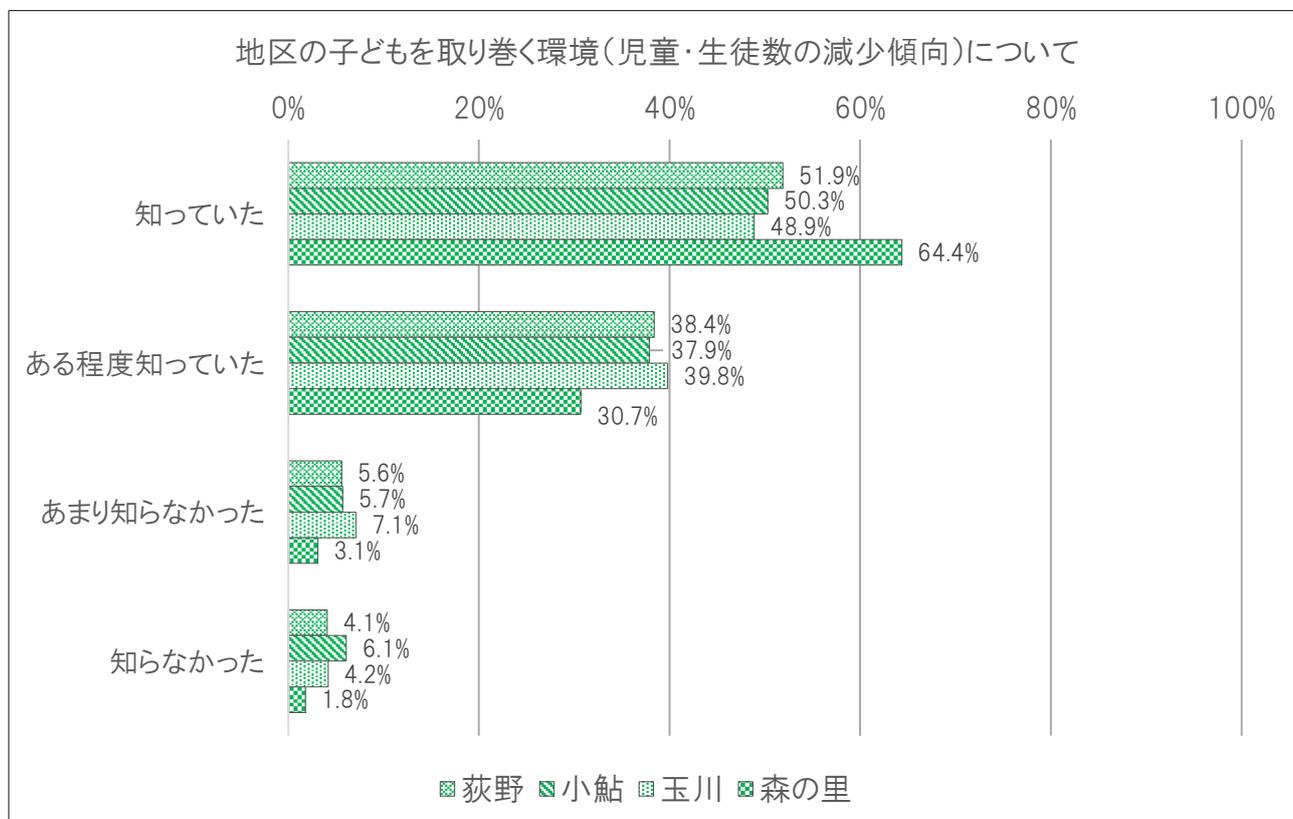
(1) 地区の子どもを取り巻く環境について

① 地区の子どもを取り巻く環境(児童・生徒数の減少傾向)について

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	知っていた	51.9%	ある程度知っていた	38.4%	あまり知らなかった	5.6%
小鮎地区		50.3%		37.9%	知らなかった	6.1%
玉川地区		48.9%		39.8%	あまり知らなかった	7.1%
森の里地区		64.4%		30.7%		3.1%

回答の傾向

- ・全ての地区において、「知っていた」、「ある程度知っていた」の合計が90%程度と高い割合になっており、地区の児童等の減少傾向について一定程度認識していると考えられる。
- ・各地区の比較でも、それほど大きな差異はない。



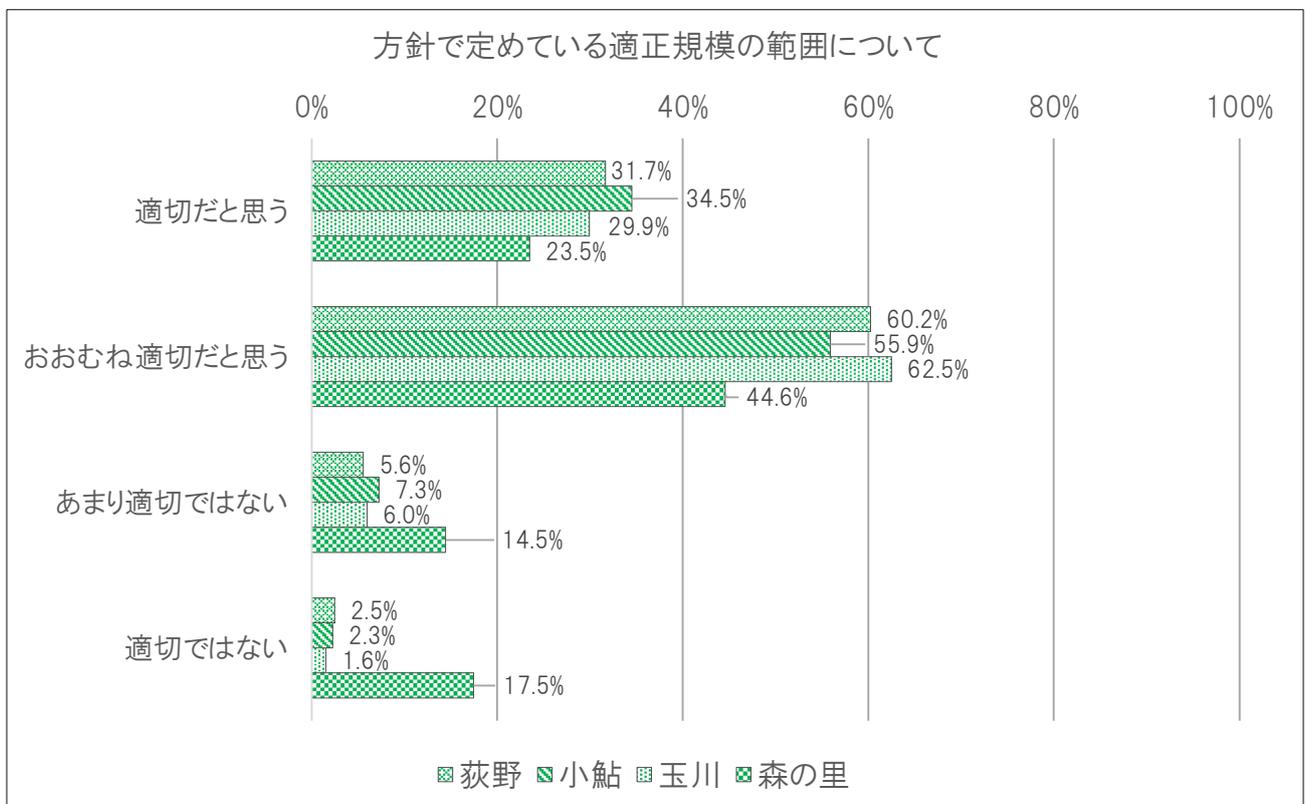
(2) 適正規模について

① 方針で定めている適正規模の範囲について

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	おおむね適切だと思う	60.2%	適切だと思う	31.7%	あまり適切ではない	5.6%
小鮎地区		55.9%		34.5%		7.3%
玉川地区		62.5%		29.9%		6.0%
森の里地区		44.6%		23.5%	適切ではない	17.5%

回答の傾向

- ・全ての地区において、「適切」、「おおむね適切」の選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では、2つを合わせた選択割合が90%を超えている。
- ・森の里地区は、「適切」、「おおむね適切」を合わせた選択割合が70%程度、「適切でない」、「あまり適切ではない」を合わせた選択割合が30%程度となっており、他の地区とは異なる傾向が見られる。（「適切でない」、「あまり適切ではない」を合わせた選択割合は、他地区と比較し4倍程度高くなっている。）
- ・全ての地区において、保護者は方針で示している学校の適正規模の範囲について、ある程度妥当性があると捉えていると考えられる。（特に荻野、小鮎、玉川地区はその傾向が強くみられる。）



【①で「適切」、「おおむね適切」の選択者のみの設問】

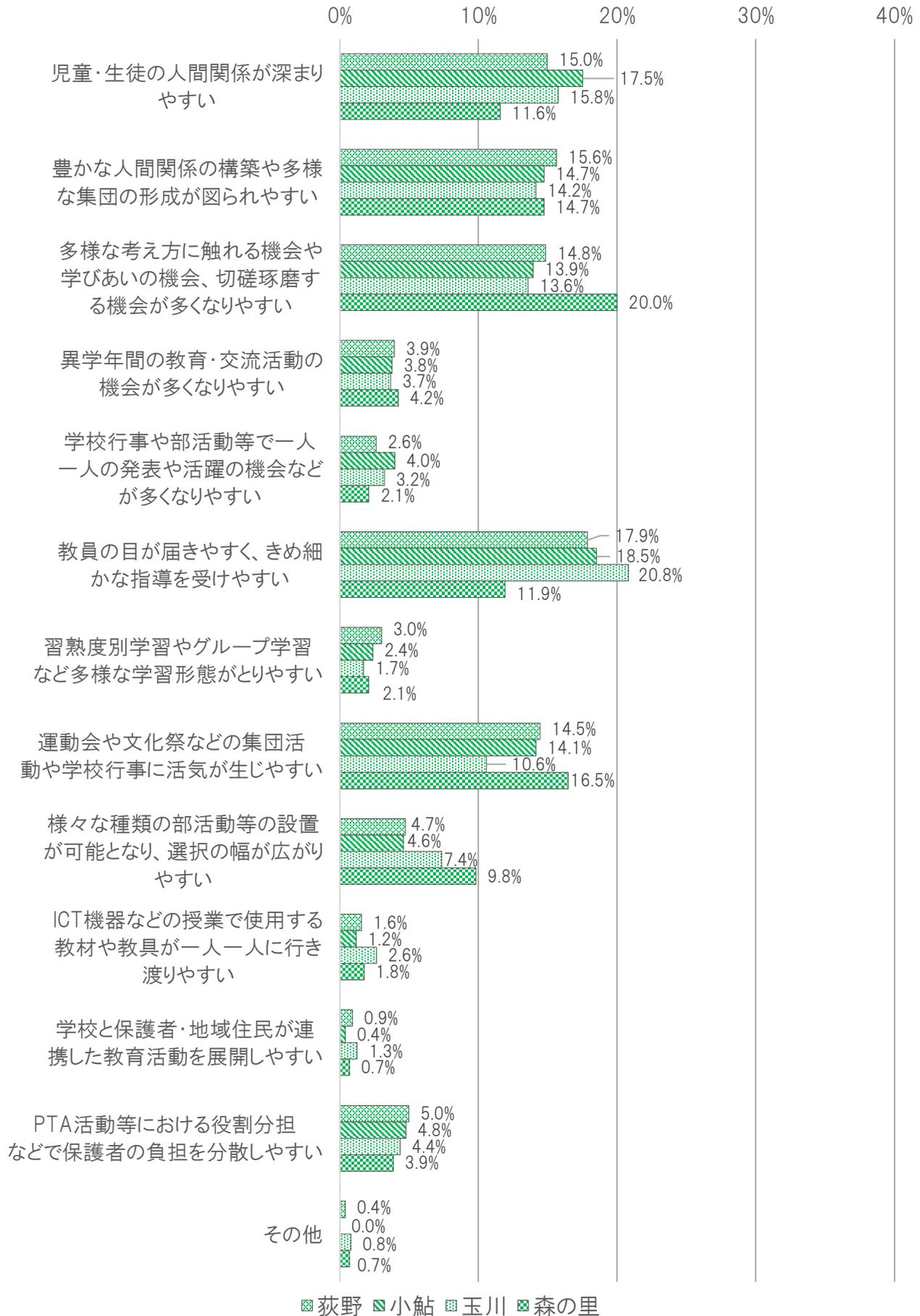
② ①で「適切」「おおむね適切」と回答した理由について(3つまで選択可)

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	17.9%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	15.6%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	15.0%
小鮎地区		18.5%		児童・生徒の人間関係が深まりやすい		17.5%
玉川地区		20.8%		15.8%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	14.2%
森の里地区	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	20.0%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	16.5%		14.7%

回答の傾向

- ・荻野・小鮎・玉川地区では小規模な学校で考えられるメリット・大規模な学校で考えられるメリットの両方を意識した選択がなされており、1～3位にそれぞれが混在している。
- ・森の里地区では、1～3位の全てで大規模な学校で考えられるメリットを意識した選択となっている。

①で「適切」「おおむね適切」と回答した理由について



【①で「あまり適切でない」「適切でない」の選択者のみの設問】

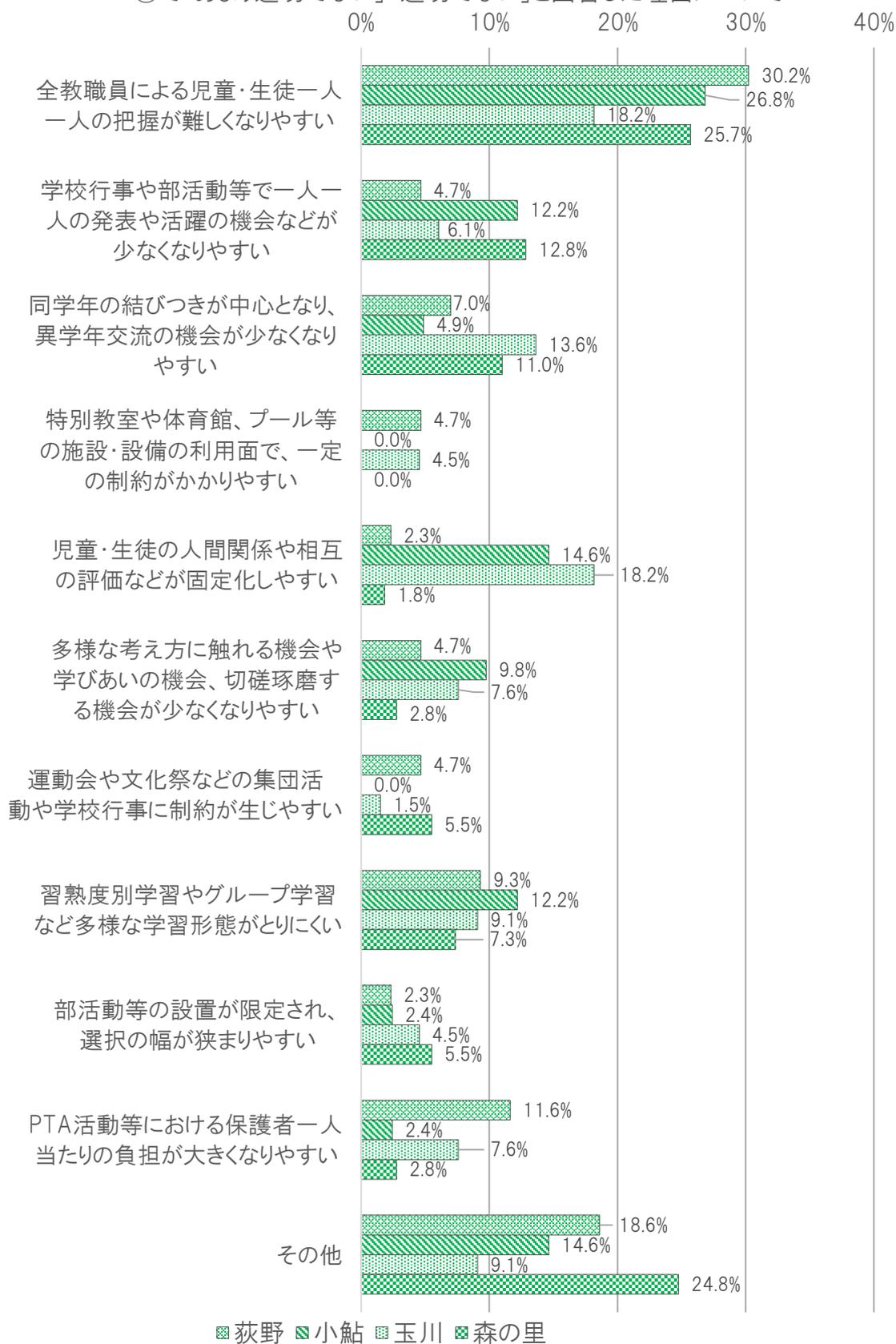
③ ①で「あまり適切でない」「適切でない」と回答した理由について(3つまで選択可)

地区	1位		2位		3位	
荻野地区		30.2%	PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい	11.6%	習熟度別学習やグループ学習など多様な学習形態がとりにくい	9.3%
小鮎地区	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	26.8%	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	14.6%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい(ほか1件同率の回答あり)	12.2%
玉川地区		18.2%		※同率 1位	同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が少なくなりやすい	13.6%
森の里地区		25.7%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい	12.8%		11.0%

回答の傾向

- ・全地区で「児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい」(大規模な学校の課題)が最も高い選択割合になっている。玉川地区を除くと、2位と比較し、2～3倍程度選択割合が高くなっており、方針で示している適正規模だと、大規模な学校で考えられる課題が出ることを意識している保護者が多いものと考えられる。
- ・2位以下は、大規模な学校で考えられる課題と小規模な学校で考えられる課題が混在しており、方針で示している適正規模が小さすぎると考える保護者と大きすぎると考える保護者の両方が存在すると考えられる。
- ・1～3位全体では大規模な学校で考えられる課題を意識している保護者の割合が高いものと考えられる。

①で「あまり適切でない」「適切でない」と回答した理由について

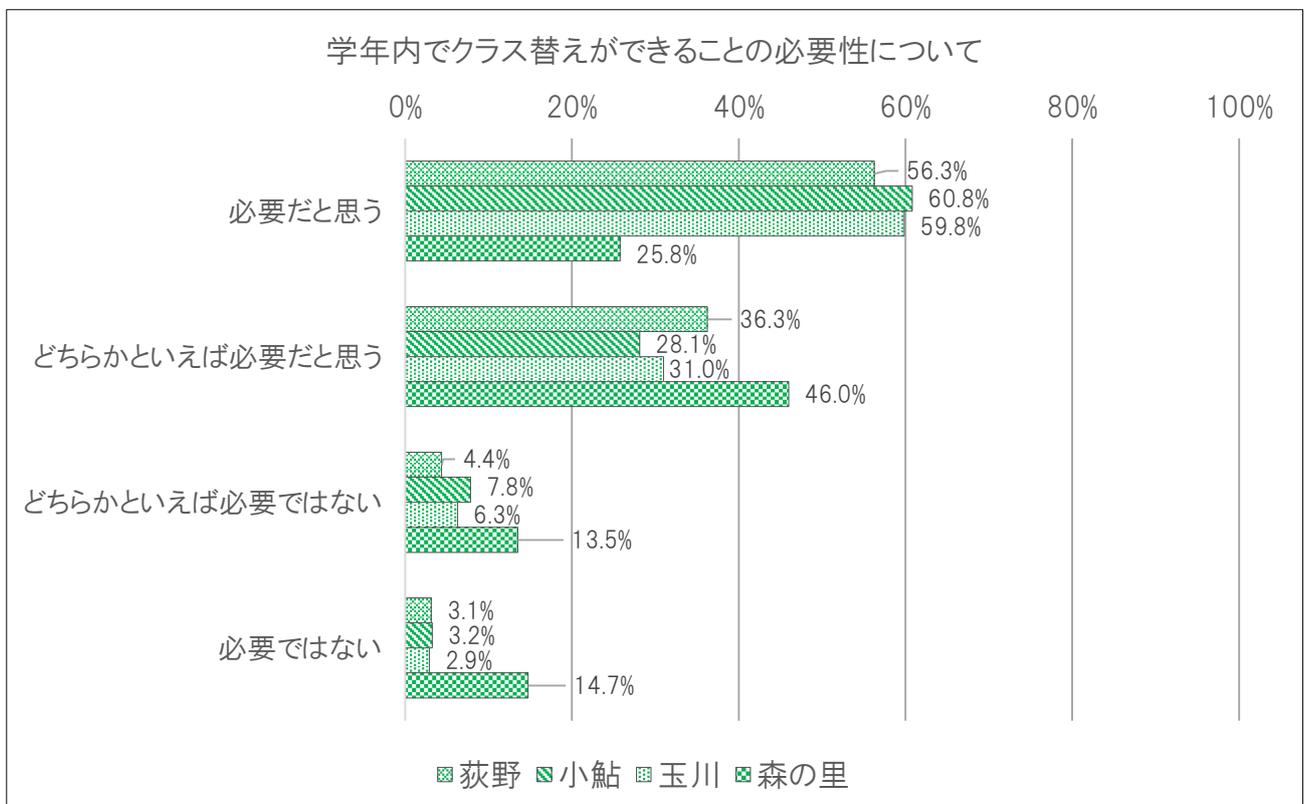


④ 学年内でクラス替えができることの必要性

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	必要だと思う	56.3%	どちらかといえば必要 だと思う	36.3%	どちらかといえば必 要ではない	4.4%
小鮎地区		60.8%		28.1%		7.8%
玉川地区		59.8%		31.0%		6.3%
森の里地区	どちらかといえば必要 だと思う	46.0%	必要だと思う	25.8%	必要ではない	14.7%

回答の傾向

- ・全ての地区で「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせた選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では90%程度に達している。
- ・森の里地区は、「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせた選択割合は70%程度であり、他の3地区で1位の「必要」が、2位の「どちらかといえば必要」の2倍程度の選択割合になっているのに対し、森の里地区は「どちらかといえば必要」が1位となっている。(また、「必要ではない」、「どちらかといえば必要ではない」を合わせた選択割合が28%程度あり、他地区と比較し3倍程度高くなっている。)
- ・全ての地区において、保護者はクラス替えができることの必要性について、一定程度肯定的に捉えていると考えられる。(特に荻野、小鮎、玉川地区はその傾向が強くみられる。)



(3) 学校規模適正化の方策について

① 学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて(2つまで選択可)

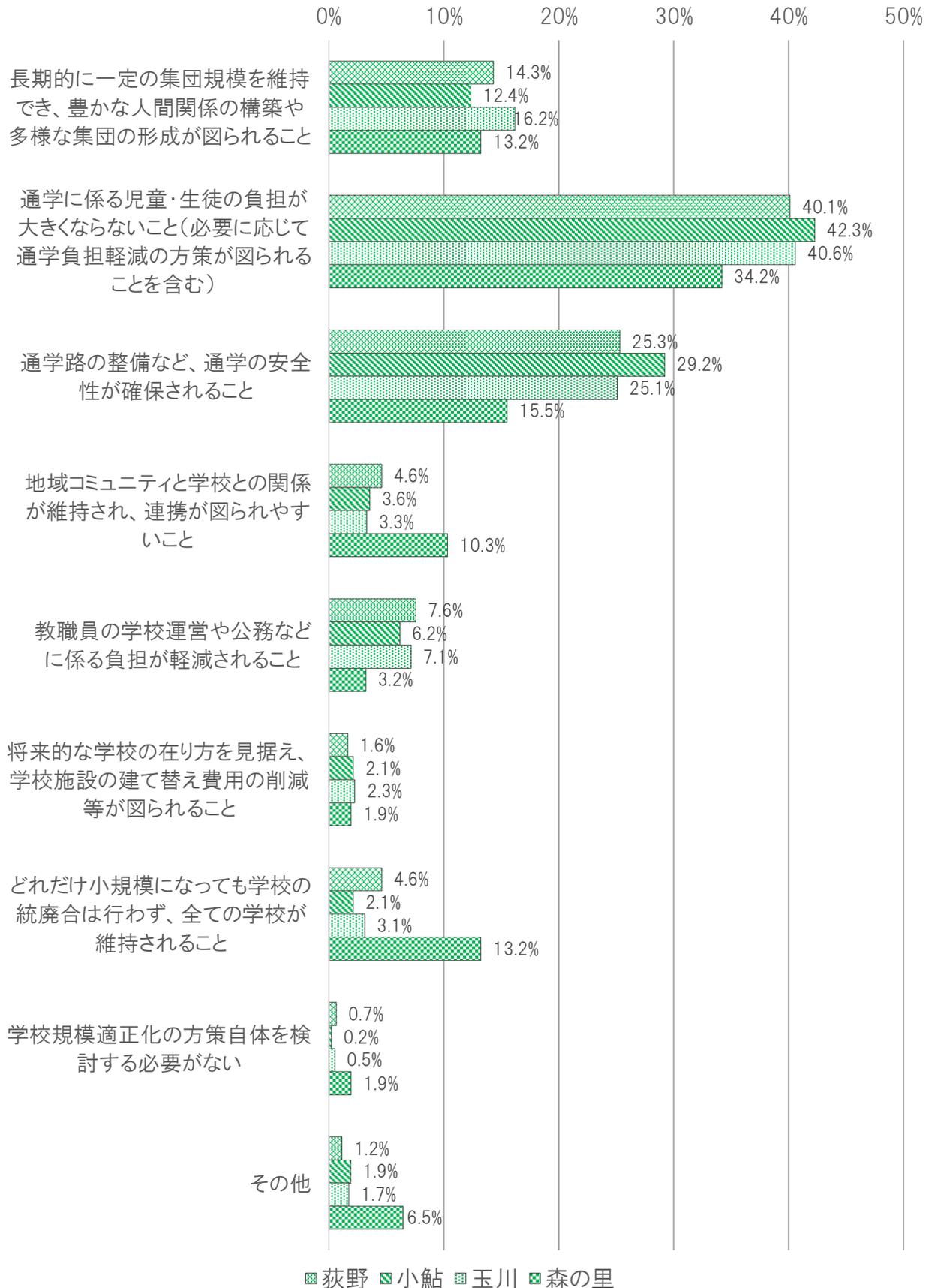
地区	1位		2位		3位	
荻野地区	通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること(必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む)	40.1%	通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	25.3%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などが図られること※ ¹	14.3%
小鮎地区		42.3%		29.2%		12.4%
玉川地区		40.6%		25.1%		16.2%
森の里地区		34.2%		15.5%	どれだけ小規模になっても学校の統廃合は行わず、全ての学校が維持されること※ ¹	13.2%

※¹…森の里地区は、3位が同率(13.2%)のため両方記載している。

回答の傾向

- ・全ての地区で、同じ順位となっている。
- ・1位、2位は両方とも通学に関する事で、「通学の負担が大きくなること」、「通学の安全性が確保されること」が選択されている。特に「通学の負担が大きくなること」は2位以下と比較し、高い選択割合となっており、学校規模適正化の検討に当たり、保護者は通学の負担に関わることを重視していると考えられる。
- ・3位は「長期的に一定の集団規模を維持」が選択されているが、森の里地区については同率で「どれだけ小規模になっても学校の統廃合を行わない」が選択されており、「長期的に一定の集団規模を維持」とは異なる考え方をもつ保護者が同割合存在していることがうかがえる。なお、「学校の統廃合を行わない」の選択割合は森の里地区のみ高い選択割合(13.2%)となっており、他の3地区では全て 5.0%未満となっている。

学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて



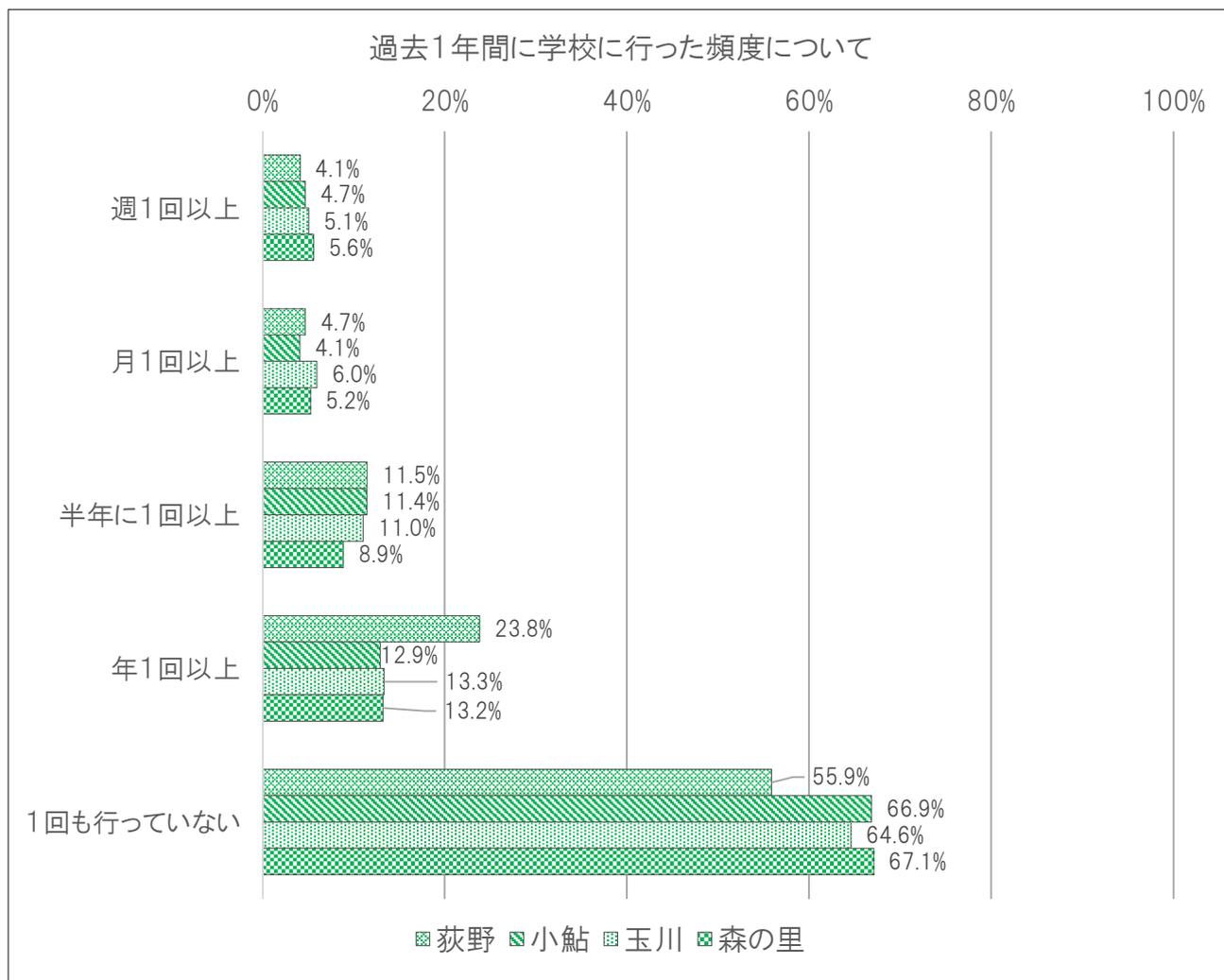
(4) 地域における学校の役割について

① 過去1年間に学校に行った頻度について

地区	1位	2位	3位
荻野地区	55.9%	23.8%	11.5%
小鮎地区	66.9%	12.9%	11.4%
玉川地区	64.6%	13.3%	11.0%
森の里地区	67.1%	13.2%	8.9%

回答の傾向

- ・全ての地区で、同じ順位となっている。
- ・どの地区でも、回答者の50～60%程度は年間で1回も学校には行っていない。



【①で「1回も行っていない」を除く回答をした選択者のみの設問】

② 過去1年間に学校に行った理由について(いくつでも選択可)

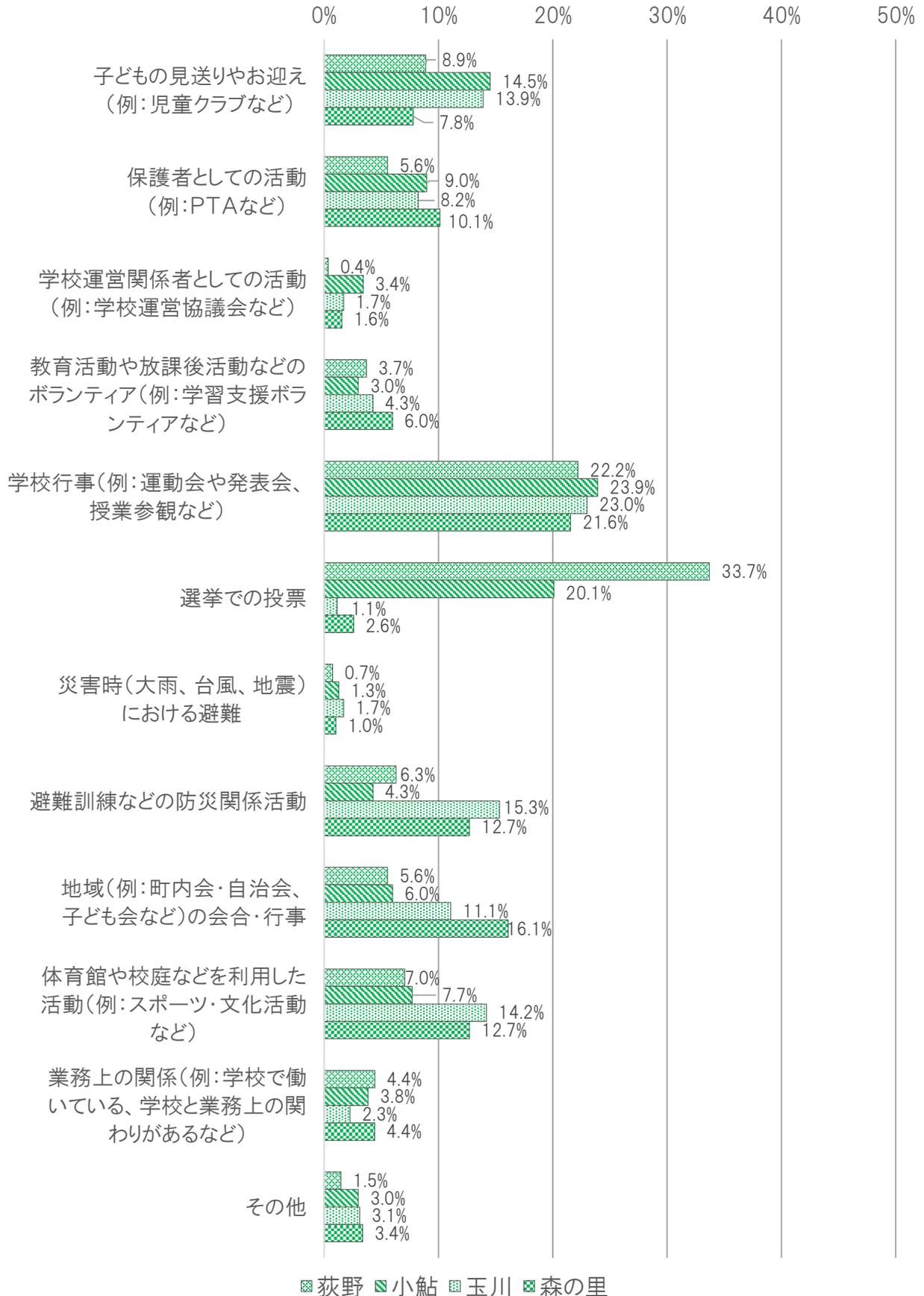
地区	1位		2位		3位	
荻野地区	選挙での投票	33.7%	学校行事(例:運動会や発表会、授業参観など)	22.2%	子どもの見送りやお迎え(例:児童クラブなど)	8.9%
小鮎地区		23.9%	選挙での投票	20.1%		14.5%
玉川地区	学校行事(例:運動会や発表会、授業参観など)	23.0%	避難訓練などの防災関係活動	15.3%	体育館や校庭などを利用した活動(例:スポーツ・文化活動など)	14.2%
森の里地区		21.6%	地域(例:町内会・自治会、子ども会など)の会合・行事	16.1%		

※1…森の里地区は、3位が同率(12.7%)のため両方記載している。

回答の傾向

- ・どの地区でも「学校行事」や「子どもの見送りやお迎え」など、保護者としての立場で学校に行っている割合が高い。
- ・地域コミュニティ関連では「防災関係活動」や「地域の会合・行事」、「体育館などを利用した活動」などで学校に行っている割合が高い。
- ・学校が投票所となっている地区は、「選挙での投票」で学校に行っている割合が高い。

過去1年間に学校に行った理由について



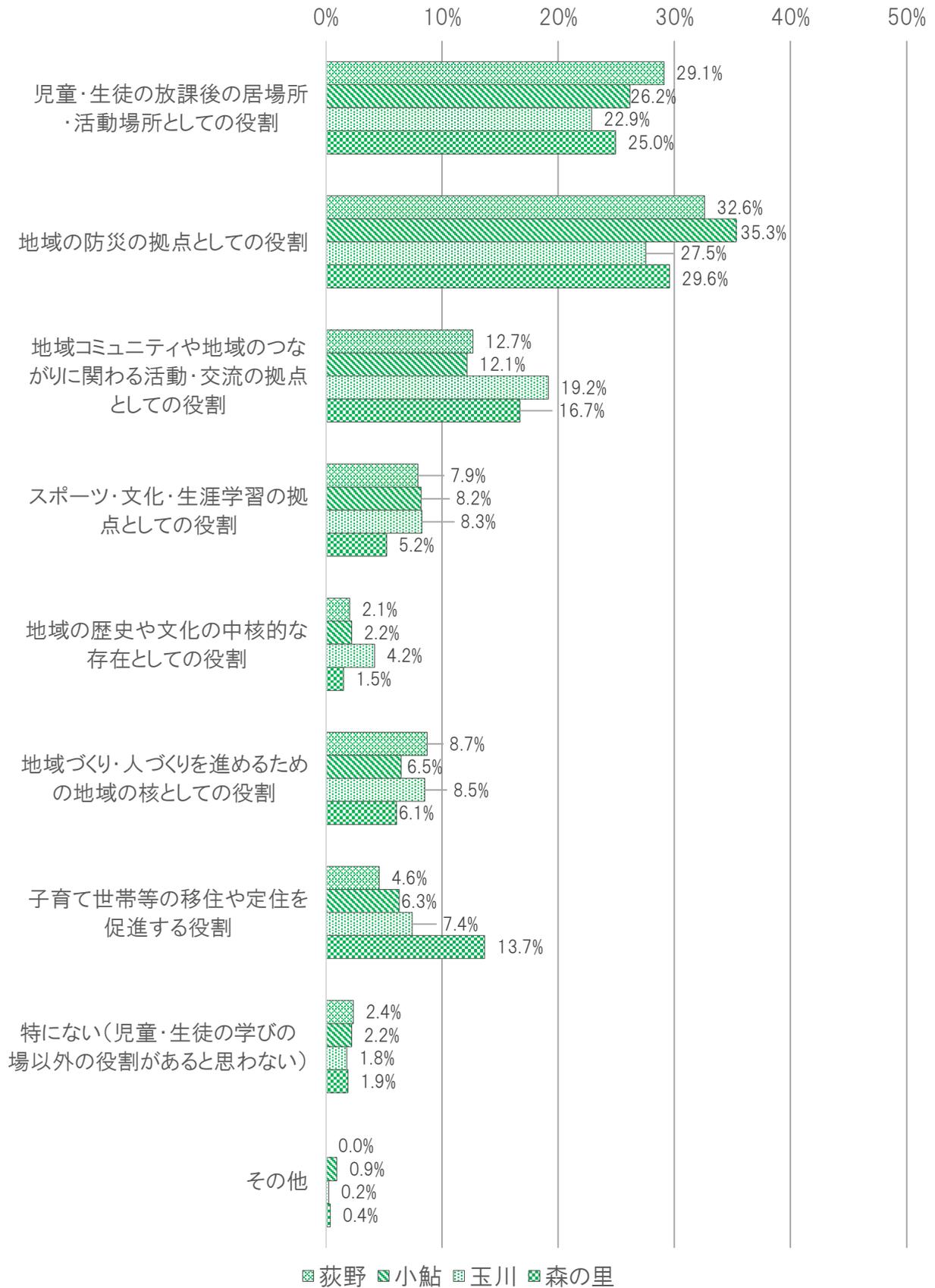
③ 地域における学校の役割で重要なことについて(2つまで選択可)

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	地域の防災の拠点としての役割	32.6%	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所としての役割	29.1%	地域コミュニティや地域のつながりに関わる活動・交流の拠点としての役割	12.7%
小鮎地区		35.3%		26.2%		12.1%
玉川地区		27.5%		22.9%		19.2%
森の里地区		29.6%		25.0%		16.7%

回答の傾向

- ・全ての地区で、同じ順位となっている。
- ・「地域の防災の拠点」、「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」などのハードとしての学校施設の役割を重視した選択割合が高い。一方、「地域の歴史や文化の中核的な存在」や「地域づくり・人づくりを進めるための核としての役割」などの学校が有するソフト面の役割に対する選択割合は、ハード面と比較すると低くなっている。
- ・森の里地区では、「子育て世帯等の移住や定住を促進する役割」の選択割合が、他の地区と比較して高い。(森の里地区は 13.7%、他の地区は4～7%程度)

地域における学校の役割で重要なことについて



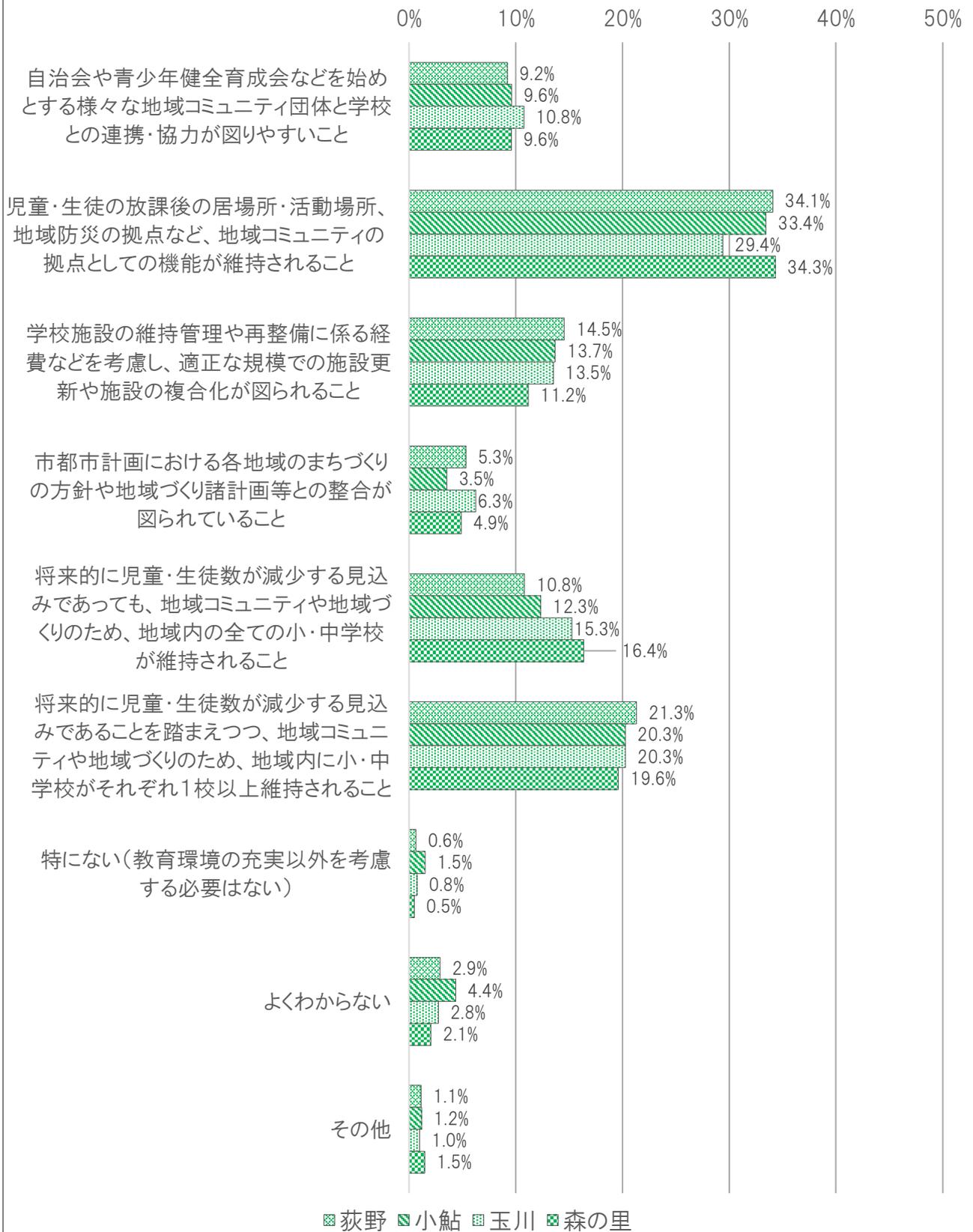
④ 学校規模適正化に当たり教育環境の充実以外に考慮すべきことについて(2つまで選択可)

地区	1位		2位		3位	
荻野地区		34.1%	将来的に児童・生徒数が減少する見込みであることを踏まえつつ、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内に小・中学校がそれぞれ1校以上維持されること	21.3%	学校施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新や施設の複合化が図られること	14.5%
小鮎地区	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所、地域防災の拠点など、地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること	33.4%		20.3%	将来的に児童・生徒数が減少する見込みであっても、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内の全ての小・中学校が維持されること	13.7%
玉川地区		29.4%		20.3%		
森の里地区		34.3%		19.6%		

回答の傾向

- ・1位、2位は全ての地区で同じ順位になっており、特に「地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること」は2位以下と比較し、約10%以上高くなるなど、地域としてコミュニティの拠点機能の維持が重要であると考えていることがうかがえる。
- ・2位、3位について、荻野・小鮎地区では、「地域に小・中学校がそれぞれ1校以上維持」しつつ、「施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新等が図られること」が重視されている。
- ・2位、3位について、玉川・森の里地区では、「地域に小・中学校がそれぞれ1校以上維持」に加え、「地域内の全ての小・中学校が維持されること」が選択されており、これは、玉川地域に玉川地区・森の里地区の2地区が含まれており、各地区に小・中学校がそれぞれ1校ずつある現状を踏まえ、地区を意識した学校の在り方を考慮した上での選択である可能性が考えられる。

地域における学校の役割で重要なことについて



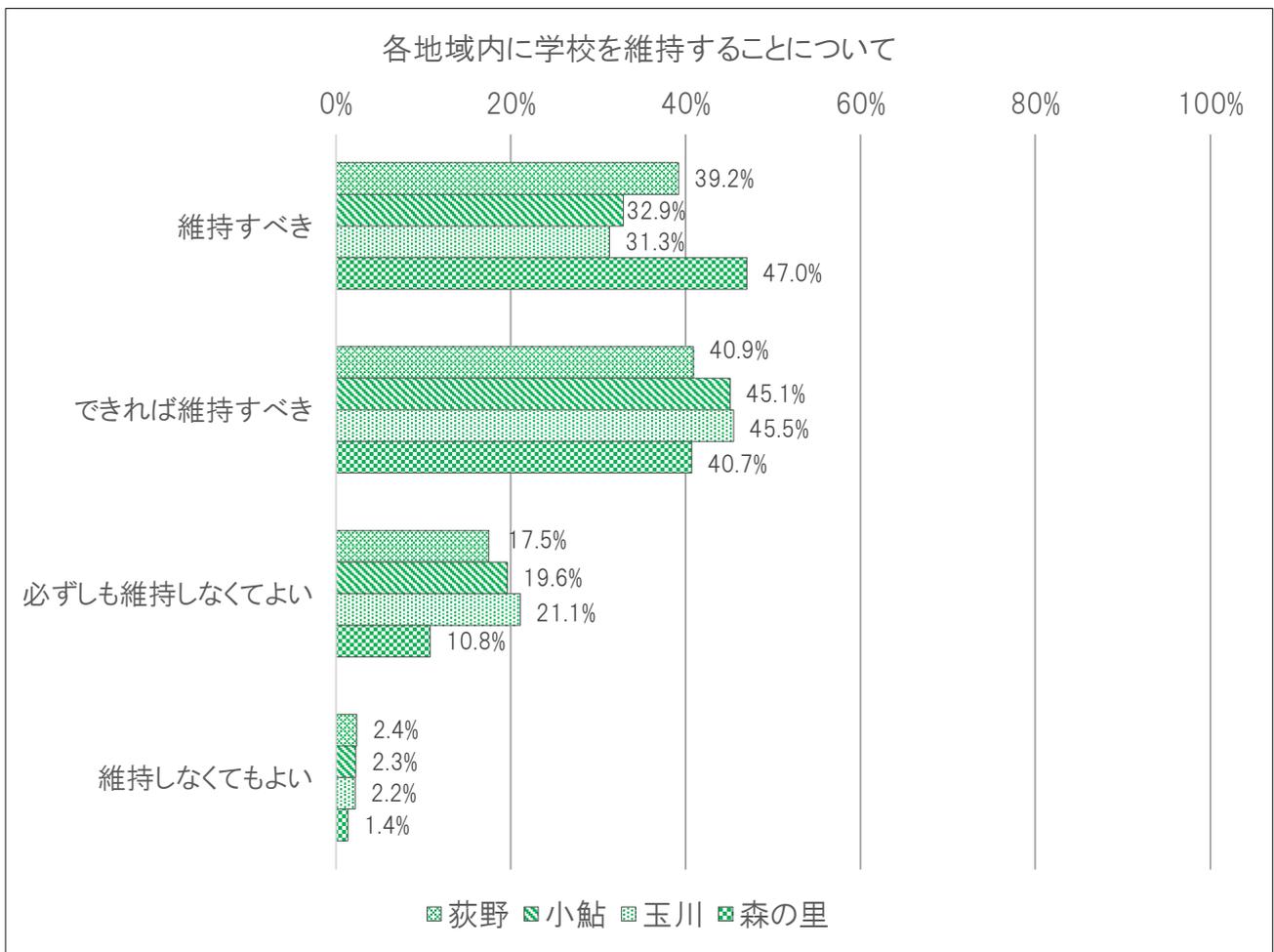
(5) 地域に学校を維持することについて

① 各地域内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
荻野地区		40.9%		39.2%		17.5%
小鮎地区	できれば維持すべき	45.1%	維持すべき	32.9%	必ずしも維持しなくてよい	19.6%
玉川地区		45.5%		31.3%		21.1%
森の里地区	維持すべき	47.0%	できれば維持すべき	40.7%		10.8%

回答の傾向

- ・全ての地区で「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、75～90%程度となっており、大多数の方ができるだけ地域内に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。
- ・特に森の里地区は、他の3地区の1位が「できれば維持すべき」であるのに対し、「維持すべき」が1位になっており、その選択割合も47.0%と他の3地区と比較して高くなっている。
- ・「維持しなくてもよい」、「必ずしも維持しなくてもよい」を合わせた割合は、全ての地区で10～25%程度と比較的低い割合になっている。



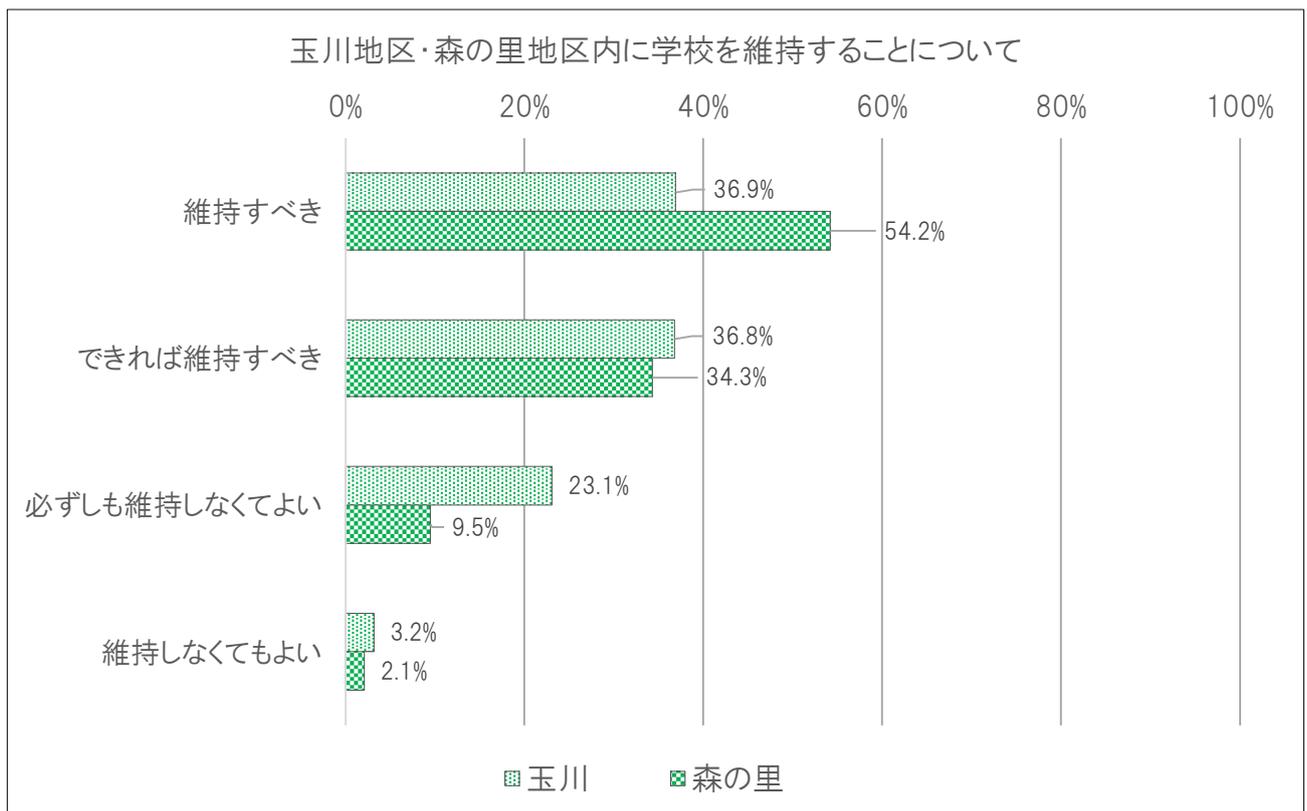
【玉川地域(玉川地区・森の里地区)のみ設問】

② 玉川地区・森の里地区内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
玉川地区	維持すべき	36.9%	できれば維持すべき	36.8%	必ずしも維持しなくてよい	23.1%
森の里地区		54.2%		34.3%		9.5%

回答の傾向

- ・両地区とも同じ順位となっている。
- ・「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、玉川地区では73.7%、森の里地区では88.5%となっている。また、両地区とも1位に「維持すべき」が選択されるなど、大多数の方ができるだけ地区に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。
- ・両地区とも、一つ前の設問である「各地域内に学校を維持することについて」と比較し、「維持すべき」の選択割合が高くなっており、地区に学校を維持することに対する意識が強いものと考えられる。



(6) 適正規模・適正配置の取組への意見等について

① 適正規模・適正配置の取組への意見・提案について

地区	自由記述回答数
荻野地区	174 件
小鮎地区	145 件
玉川地区	231 件
森の里地区	305 件
全体	855 件

回答の傾向

・自由記述による回答内容については、次の傾向が見られた。

地区	順位	区分	件数
荻野地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	91 件
	2位	通学関係	31 件
	3位	教育環境	23 件
小鮎地区	1位	通学関係	53 件
	2位	取組の考え方・進め方・スケジュール	52 件
	3位	地域づくり・地域コミュニティ	12 件
玉川地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	116 件
	2位	通学関係	50 件
	3位	教育環境	27 件
森の里地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	121 件
	2位	地域づくり・地域コミュニティ	60 件
	3位	教育環境	59 件

※区分は、「取組の考え方・進め方・スケジュール」、「教育環境」、「通学関係」、「地域づくり・地域コミュニティ」、「その他」の5区分で分類。「その他」は順位には含めていません。

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る意見交換会の実施結果について

1 目的

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組について、今後、学校の統廃合を含めた方策を検討する学校・地域において、今後の方策の方向性（案）等について、保護者や地域の方々と意見交換を行うもの。

2 実施結果概要

日程	学校	時間	会場	参加者数
10月9日(月・祝)	上荻野小	《全会場共通》 [1回目]	上荻野小 体育館	25人
10月14日(土)	荻野小		荻野小 体育館	27人
10月15日(日)	鳶尾小	10時～11時30分	鳶尾小 体育館	20人
11月3日(金・祝)	飯山小	[2回目]	飯山小 体育館	49人
11月4日(土)	小鮎小		14時～15時30分	小鮎小 体育館
			合計	143人

3 意見等概要

No	意見種別	上荻野	荻野	鳶尾	飯山	小鮎	合計
1	取組の考え方・進め方・スケジュール	8	14	10	7	11	50
2	教育環境	6	13	10	8	4	41
3	通学関係	5	2	3	12	3	25
4	地域づくり・コミュニティ	1	0	3	6	1	11
5	その他	8	4	4	7	13	36
合計		28件	33件	30件	40件	32件	163件

4 学校別意見

(1) 小鮎地区

ア 飯山小学校

区分	内容
取組の考え方・進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・統合は反対。玉川小のように小規模特認校として飯山小を何とか存続してほしい。 ・飯山小の施設がまだ活用できるため、小鮎小と飯山小の児童数を平準化する考えはないか。 ・小鮎小への統合に賛成。子どもの社会性を養うには、ある程度子どもの人数が必要。また、活力のある学校をつくるためにも、子どもの人数が多い方が良いと思う。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・統合により、先生の校務負担が軽くなると書かれているが、具体的にどのような校務が軽減されるのか。 ・小鮎からはじまる新しい厚木の教育の中で、子どもたちの地域への愛着を育むとあるが、子どもたちにとって身近な地域だけでなく、小鮎全体を地域として捉えられる教育をするのは非常に難しく大きなテーマである。
通学関係	<ul style="list-style-type: none"> ・小鮎地区はアップダウンが多く、事故も多い地域である。夏場は非常に暑く、低学年が歩くには水筒一本では足りずとても不安。日没時間が早い冬も、スクールバスは柔軟に運行してほしい。 ・スクールバスの運行が難しい場合もあるため、車での送迎がしやすいよう駐車場を確保する等考えてほしい。
地域づくり・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の方向性として、施設を統廃合し、複合化していくというものは理解できるが、飯山小学校の跡地利用については統廃合と並行で進めていってほしい。 ・学校跡地の他自治体の活用事例を教えてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・純朴で心豊かな飯山っ子が他校に行つてうまく溶け込めるのか、非常に心配している。 ・行政・民間と一緒に若い世帯を厚木に呼び込む施策ができないか。空き家の借上げ・住宅開発・土地購入の減税(子どものいる世帯)等、施策を実施し、若い世帯が増えれば、減少ではなく現状維持ができるのではないか。

イ 小鮎小学校

区分	内容
取組の考え方・進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・今後設置される地域検討組織について、公募市民の方を是非入れてほしい。反対意見も含め、公正な意見がある方に入っていただき、議論を深めることが大切。また、地域の人が悲しい思いをしないように、配慮しながら進めてほしい。 ・自治会の方で、地域コミュニティや防災面について、もっと議論してほしい。高齢者は関係ない、ではなく、将来の地域のために、真剣に議論してほしい。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・これから市内で統廃合が進み、施設の整備が行われる際には校舎にエレベーターを整備するなど、学校の数が減るのであれば、設備面に力を入れてほしい。 ・飯山小が小鮎小の敷地に統合されることは理解したが、小中一貫教育による9年間を見据えた系統的な教育について、細かく教えてほしい。 ・小中一貫教育の手法がいろいろあると思うが、校舎自体を統一するのか、校長も小中で一人にするのか、何か具体的なことが決まっていたら教えてほしい。
通学関係	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で通学する子どもたちに関しても、GPS利用などの安全対策を市で行ってほしい。また、スクールバスを出す際には、乗り遅れなどの事態にも対応できるように検討してほしい。 ・児童の通学路の安全性が特に重要。スクールバスの運行についても不安がたくさんある。
コミュニティ：地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・宮の里の近くに学校が無くなってしまふことは、居住誘導区域として魅力ある地域になり得るのか。地域の魅力づくりにつながると述べているが、学校をなくすことが、地域の活性化につながるのか疑問である。 ・新しい校舎の複合化という言葉があったが、例えば公民館の事業で利用できるような施設を整備することなどを考えているのか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・方策の実施後の小・中学校の給食は、小学校の給食室を活用し、自校給食を進めてほしい。

(2) 荻野地区

ア 上荻野小学校

区分	内容
取組の考え方・進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・統廃合は別として、小学校6年間クラス替えがない環境はどうかと思う。いじめがあった場合、加害者が悪いのは大前提だが、現状は被害者側が不登校になることが多い。逃げ場を作ること、人間関係を変えることが出来るという点でクラス替えが出来る環境を整備してほしい。・子どもたちに意見を聞くに当たり、前向きな形で聞いてもらい、より良い案を作ってもらいたい。
教育環境	<ul style="list-style-type: none">・上荻野地区の自然豊かなところを魅力だと思い移住してきた。上荻野小学校の立地も素晴らしく、この学校に通わせたい。・小学校 54 時間や中学校 70 時間という時間外勤務は、普通の会社では考えられない。学校の規模適正化により、教職員の時間外は減るのか。学校の規模と教職員の負担は、どのようにリンクしているのか。
通学関係	<ul style="list-style-type: none">・スクールバスのルートについては国道 412 号沿いと書いてあるが、みはる野とかまつかげ台の内部を走行するルートも考えてもらいたい。・可能なら登下校は歩くことで体力をつけることができると考えている。2校に統合する方向で検討してほしいが、スクールバスを運行するのであれば、時間を分割してでも上手に回してほしい。
地域づくり・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none">・統廃合を実施した場合、廃校になる校舎が出るかと思うが、廃校の取扱いについて考えはあるのか。廃校となった小学校がそのまま放置されると治安の面でも不安がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・市内の他地区では児童数が増えている箇所もあると聞くが、宅地を増やすなど、荻野地区の児童を増やす策は検討しないのか。万策尽きたということか。

イ 荻野小学校

区分	内容
取組の考え方・進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交友関係など、高学年になるほど固定され難くなるため、2校に分散されると親として不安である。通学区域の変更など柔軟に対応してもらいたい。個人的には荻野小1校にまとめられればそれがよい。 ・想定される児童数(2032年)であれば、小中が近接した「荻野小学校1校」への統合が望ましいと思う。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫は大変良い。立地的に荻野小学校は中学校と近接しているため、なくすべきではない。改修し、モデル校としてほしい。 ・「荻野から始まる新しい厚木の教育」はすごく良いと思うが、1校に統合した場合と、2校に統合した場合とでどのような教育が実現可能なのか。 ・小中一貫の観点であれば、荻野中と荻野小が同じ敷地内に建つのがベスト。教員同士の交流もより密になり、児童・生徒の情報共有もできるだろう。
通学関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通学時間は距離で検討しているとのことだが、通学路が気になる。国道は歩道が狭く、車が結構なスピードで走っている。上荻野から長い時間をかけて通学する児童の通学路はどこを想定しているのか。 ・統合された場合、スクールバスの乗り遅れや、天候次第では保護者の送迎が増えると思う。現状でも朝の時間帯は送迎による路上駐車がとても多い。送迎者用ステーションを設置してほしい。
地域づくり・コミュニティ	<p style="text-align: center;">—</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、学童保育を利用している。荻野小は利用者が少なく、6年生まで預かってもらえると聞いているが、鳶尾小と上荻野小は学童に入る人数が多く、低学年を優先して入所させている状況と聞く。統合した場合、学童保育の形はどうなるのか。 ・少子化の原因は子育てがしにくいことによるものが一番多いという話を聞く。遠距離通学は、少子化対策とは逆行した方策であると感じる。その辺りは市で議論しているのか。

ウ 鳶尾小学校

区分	内容
取組の考え方・進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・鳶尾小と上荻野小の2校に統合した場合、資料では7年後に上荻野小が小規模になってしまうとあるが、その場合、再度1校に統合されるのか。 ・1校統合、2校統合でも具体的な教育方針やメリットを最大限伝えていかないと、荻野地域の学校に通うメリットがあまり見出せないと思う。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育は、一つの大きい敷地がないとできないと思うが、新しい施設を整備しないのであれば、小中一貫教育はできないのではないかと。 ・小学校で勤務した際、小規模校では教職員が少なく、校務負担も重く、教材研究する時間が取れなかった。また、学級数が少ないと、新人の教員も一人でその学年を担当しなければならない状況。教員の授業力や対応力の向上には、ある程度の学校規模が必要ではないかと。
通学関係	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの具体的な運用方法が決まっていれば教えてほしい。また、現在、鳶尾で運行されているコミュニティバスを活用する考えはあるか。 ・荻野小に統合になった場合、現在より通学時間が長くなり、スクールバスを利用する児童がバスに間に合わない場合など、保護者が自家用車で送り迎えをする機会が増えると考えられる。前面の道路や敷地の広さを考えると、駐車スペースや安全性に不安を感じる。
地域づくり・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、荻野地区に引っ越してきたが、家の近くに小学校があり、通学路が整備されていることが、この場所を選んだ大きな理由である。小学校が無くなると、転入者も減り、過疎化が進んでしまう。鳶尾は高齢化が進んでいるので、更に寂しくなる。 ・学校の統廃合を進めていくに当たり、地域の魅力が半減しないよう、地域の活性化や荻野地区への定住対策に力を入れてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合について、先進的な取組を行っている事例があれば教えてほしい。特に、統廃合するために、どの程度の時間を掛けて検討しているのか知りたい。 ・放課後児童クラブについて、学校が統合されるのであれば、同じように人手を増やさなければならないと思うが、どのような検討をしているか。

児童・生徒数及び学級数の推計

校種	No	学校名	令和5年度		令和14年度 ^{※1}		令和22年度 ^{※2}	
			児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数 ^{※3}
小学校	1	厚木小学校	864	27	751	24	899	25～30
	2	依知南小学校	461	15	374	12	416	12
	3	北小学校	385	12	300	12	301	9～12
	4	荻野小学校	204	7	119	6	119	6
	5	三田小学校	719	22	565	18	566	16～18
	6	清水小学校	847	25	564	18	583	16～18
	7	小鮎小学校	388	13	336	12	313	9～12
	8	玉川小学校	130	6	81	6	79	6
	9	南毛利小学校	983	30	712	24	774	21～24
	10	相川小学校	225	8	152	6	159	6
	11	厚木第二小学校	854	25	828	24	848	23～24
	12	緑ヶ丘小学校	638	20	500	17	479	13～18
	13	戸室小学校	518	18	415	14	451	13～18
	14	愛甲小学校	458	15	425	13	435	12
	15	妻田小学校	496	16	448	14	463	13～18
	16	鳶尾小学校	298	11	212	6	212	6
	17	毛利台小学校	464	15	349	12	380	11～12
	18	上荻野小学校	297	10	115	6	115	6
	19	飯山小学校	161	6	106	6	99	6
	20	森の里小学校	184	7	92	6	80	6
	21	依知小学校	349	12	308	12	343	10～12
	22	戸田小学校	285	11	312	12	326	9～12
	23	上依知小学校	277	10	202	7	203	6
中学校	1	厚木中学校	812	21	700	18	838	21
	2	依知中学校	354	10	280	9	311	8～9
	3	荻野中学校	579	15	259	8	259	7～9
	4	睦合中学校	441	12	317	9	318	8～9
	5	小鮎中学校	338	9	233	6	217	6
	6	玉川中学校	350	10	280	9	273	7～9
	7	南毛利中学校	757	20	661	17	719	18
	8	東名中学校	197	6	146	5	150	4～6
	9	林中学校	334	9	277	8	288	7～9
	10	藤塚中学校	446	12	368	10	369	9
	11	森の里中学校	146	6	77	3	67	3
	12	睦合東中学校	575	15	511	14	512	13～15
	13	相川中学校	271	8	238	7	248	6

※¹ 令和14年度推計は令和5年度 児童・生徒数及び学級数推計に基づく数値

※² 令和22年度推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成

※³ 令和22年度の学級数は児童・生徒数から特別支援学級在籍見込み数（児童・生徒数に令和5年度時点の特別支援学級在籍率を乗じた値）を減じた値を基に算出

議案第18号

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針の制定について

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針を別紙のとおり定める。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

提案理由

本市立小・中学校で使用する教科用図書について、適正かつ公正な採択を行うため、令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針を定める。

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針（案）

厚木市教育委員会は、令和7年度に厚木市立小・中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

- 1 教科用図書の採択は、厚木市教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに神奈川県教育委員会の採択方針等に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、文部科学省から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行う。
- 2 厚木市教育委員会は、厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行うため、厚木市教科用図書採択検討委員会に対し、教科用図書の内容に関する調査研究について諮問する。
厚木市教科用図書採択検討委員会は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領並びに厚木市教育委員会が定める調査研究の観点を踏まえ、専門委員を活用して、教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究を行い、調査研究の内容を教育委員会に答申する。
- 3 厚木市教育委員会は、厚木市教科用図書採択検討委員会による答申を踏まえ、市立学校の教職員、保護者等の意見を参考にした上で、慎重に審議し、最も適切と思われる教科用図書を採択する。
- 4 採択の公正確保に向け、広く関係者の理解を求めるとともに、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努める。
- 5 厚木市教育振興基本計画の基本方針、学校及び児童・生徒の実態並びに厚木市の特性を考慮した教科用図書を採択する。
- 6 採択結果や採択理由等に関する情報は、採択権限を有する者の責任において適切に公開する。

調査研究の観点 中学校 【国語】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成する
2	教科・種目別の 観点	(1)	学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
		(2)	語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
		(3)	読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 書写 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒我が国の伝統的な文字文化を継承し、これからの社会に役立つ様々な文字文化に関する「知識及び技能」について理解し、文字を効果的に書くことができる力を育成する
2	教科・種目別の 観点	(1)	毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
		(3)	日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 社会(地理) 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方(地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方)」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【 社会(歴史) 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方(地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方)」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【 社会(公民) 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する
2	教科・種目別の 観点	(1)	生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方(地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方)」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
		(3)	課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 地図 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
		(2)	統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
		(3)	生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 数学 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する
2	教科・種目別の 観点	(1)	数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
		(3)	不確定な事象を取り扱う中で、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 理科 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【音楽(一般)】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>「A表現」や「B鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。</p>
		(3)	<p>音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】</p> <p>⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】</p> <p>⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】</p> <p>⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【音楽(器楽合奏)】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>「A表現」や「B鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。</p>
		(3)	<p>音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】</p> <p>⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】</p> <p>⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】</p> <p>⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【 美術 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わるができるような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】</p> <p>⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】</p> <p>⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】</p> <p>⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【保健体育】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
		(2)	生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。
		(3)	生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 技術・家庭(技術分野) 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成する
2	教科・種目別の 観点	(1)	実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
		(3)	既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 中学校 【 技術・家庭(家庭分野) 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	<p>教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		(2)	<p>各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>⇒生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の 観点	(1)	<p>実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。</p>
		(2)	<p>「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。</p>
3	厚木市の特性	(1)	<p>【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】</p> <p>⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(2)	<p>【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】</p> <p>⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p>
		(3)	<p>【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】</p> <p>⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p>
		(4)	<p>厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	(1)	<p>中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p>
		(2)	<p>学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p>
		(3)	<p>生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	(1)	<p>各内容の分量とその配分は適切であるか。</p>
		(2)	<p>体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>
		(3)	<p>文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【 英語 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	<p>(1) 教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。</p> <p>①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p>
		<p>(2) 各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する</p>
2	教科・種目別の観点	<p>(1) 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。</p> <p>(2) 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。</p> <p>(3) 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	<p>(1) 【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(2) 【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(3) 【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(4) 厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。</p>
4	内容と構成	<p>(1) 中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p> <p>(2) 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p> <p>(3) 生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	<p>(1) 各内容の分量とその配分は適切であるか。</p> <p>(2) 体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p> <p>(3) 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 中学校 【 道徳 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第49条・第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱を意識した工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる
2	教科・種目別の 観点	(1)	道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができるよう、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
		(2)	自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
		(3)	発達の段階に応じて、道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮がなされているか。
4	内容と構成	(1)	中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

令和6年度に実施する教科用図書採択について

1 採択について

学校教育法^{*1}及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律^{*2}を根拠に行う。

※1 小学校：第34条第1項 中学校：第49条で小学校の規定を準用
小学校（中学校）においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※2 第13条第1項
都道府県内の義務教育諸学校（中略）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（中略）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第13条第6項

第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（中略）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、この限りでない。

第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。^{*3}

※3 ※2の法律の施行令「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

第15条第1項

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（中略）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択の対象

【教科用図書】

(1) 採択替えに伴う採択（令和7～10年度使用）

令和7年度から使用する中学校の教科用図書「全種目^{*}（16種目）」

※国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語、道徳

(2) 継続使用に伴う採択（令和6～9年度使用）

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条）

使用2年目となる小学校の教科用図書

【学校教育法附則第9条第1項^{*4}に規定する教科用図書】

特別支援学級における教科用図書

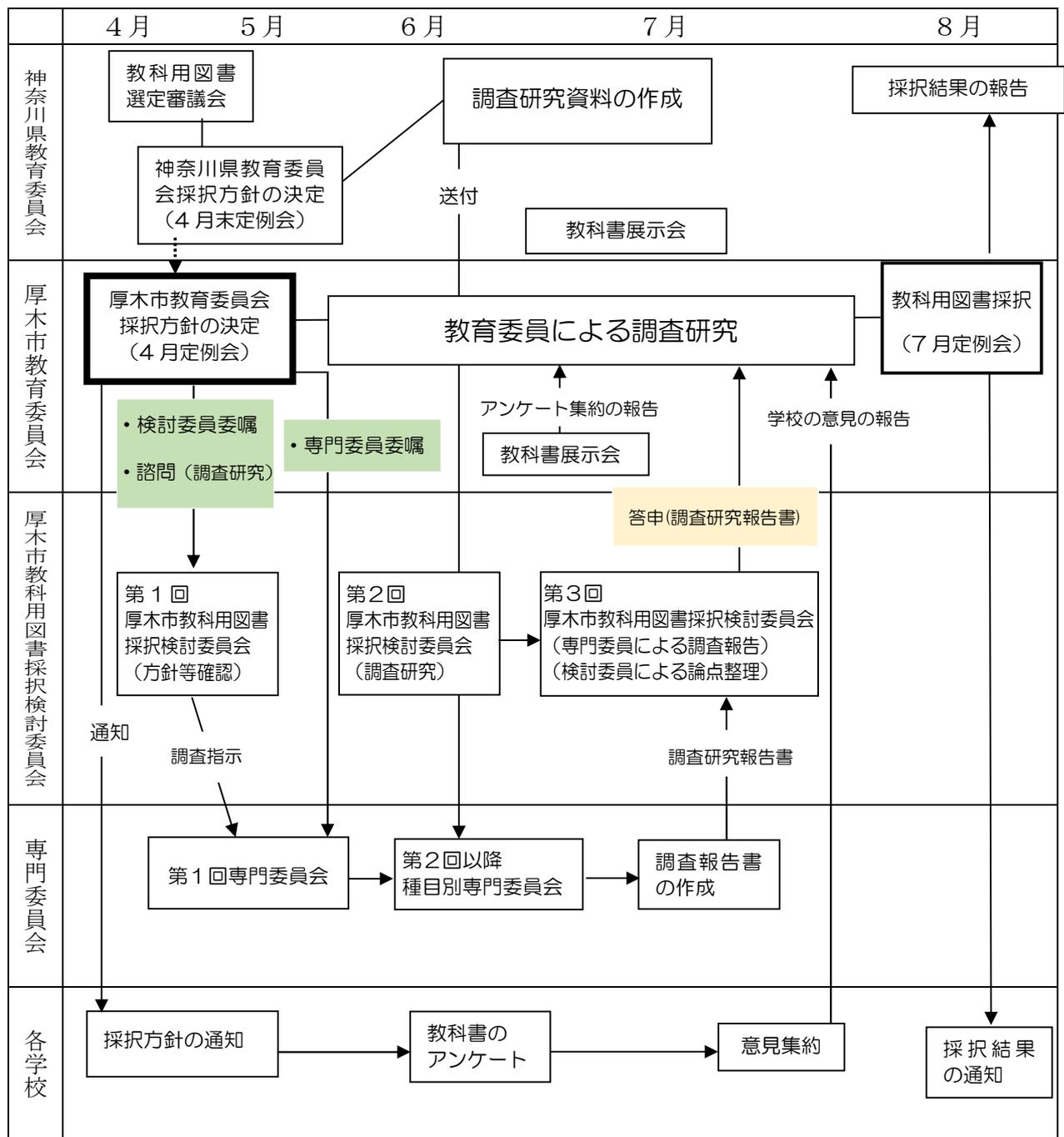
※4 第9条第1項

（前略）特別支援学級においては、（中略）文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

参考【今後の小・中学校教科用図書の使用・採択・検定の周期】

	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
小学校	R5 採択教科用図書 使用 1 年目 使用 2 年目 使用 3 年目 使用 4 年目(最終)				R9 採択教科用図書 使用 1 年目
	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5 採択教科用図書が R9 に使用期限(4 年)となることを受けた、R10 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R9 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択
中学校	R2 採択教科用図書 使用 4 年目(最終)	R6 採択教科用図書 使用 1 年目 使用 2 年目 使用 3 年目 使用 4 年目(最終)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2 採択教科用図書が R6 に使用期限(4 年)となることを受けた、R7 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6 採択教科用図書が R10 に使用期限(4 年)となることを受けた、R11 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・ 特別支援学級における教科用図書の採択

教科用図書採択に係る事務の流れ



参考資料 3

令和 6 年度 教科用図書採択に係る日程 (表内四角囲みは会議)

月	厚木市教育委員会	厚木市教科用図書採択検討委員会	専門委員会	神奈川県教育委員会
4	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">定例会(4/23)</div> ・採択方針の決定	諮問 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 1 回教科用図書選定審議会 (4/9)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県定例会 (4/16)</div> ・採択方針決定
5	・教科書目録受領 ・調査用教科書見本の受領	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px; display: inline-block;">第 1 回検討委員会(5/7)</div> ・活動内容の決定 ・専門委員選任	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 1 回専門委員会(5/10)</div> ・調査研究の開始 	・教科書目録の送付 ・調査用教科書見本の送付 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">専門調査員会(5/2・9・16・24)</div>
6	・県調査研究資料の結果の受領 ・教科書展示会 ①あつぎ市民交流プラザ(6/5～6/11、6/17～21) ②荻野運動公園(6/13～6/15) ・中央図書館配架(6/～常設)	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px; display: inline-block;">第 2 回検討委員会(6/24)</div> ・見本本や県の調査研究資料を活用した協議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各教科 3～4 回の調査会を実施し調査研究報告書を作成する</div> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 2 回教科用図書選定審議会 (6/5)</div> ・調査研究資料の送付(中旬頃の予定) ・法定展示会開催(6/14～7/18)
7	・教育委員による調査研究 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">定例会(7/23)</div> ・採択	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px; display: inline-block;">第 3 回検討委員会(7/5)</div> ・調査研究結果を受けた検討委員の意見まとめ 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 3 回教科用図書選定審議会 (7/17)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県定例会 (7/)</div> ・採択
8	○採択結果の県教育委員会への報告及び各小・中学校への通知 ○需要数報告			○採択状況調査 ○需要数報告期限(8/)

厚木市教科用図書採択検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小・中学校の保護者
- (2) 市立小・中学校長
- (3) 市立小・中学校の教員
- (4) 教育委員会事務局の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教科用図書主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教科用図書採択関係法令

① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条

(教育委員会の職務権限)

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(中略)

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(以下略)

② 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条

(教科書の定義)

この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

③ 「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第5条

(教科書展示会の開催)

都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省例をもってその基準を定める。

④ 「学校教育法」第34条

(教科用図書の使用)

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(第49条で中学校、第49条第8項で義務教育学校、第62条で高等学校、第70条第1項で中等教育学校、第82条で特別支援学校に適用される。)

⑤ 「学校教育法」附則 第9条

(教科用図書の経過措置)

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条第8項、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

⑥ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第2条第2項

(教科用図書の定義)

この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項(同法第49条、第49条第8項、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。

⑦ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条

(都道府県の教育委員会の任務)

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

⑧「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条

(採択地区)

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

⑨「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条

(教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

(中略)

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

⑩「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条

(同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

⑪「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条

(採択した教科用図書の種類等の公表)

市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

⑫「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条

(採択の時期)

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行なわなければならない。

⑬「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条

(同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

⑭「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第6条

(同一教科用図書の採択の特例)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2

項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合を除く。）発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間。（以下、2～5省略）

⑮ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第7条

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

法第15条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 2 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

⑯ 「教科用図書検定規則」（文部科学省令）

第1条（趣旨）

学校教育法第34条第1項（同法第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し、必要な事項は、この省令の定めるところによる。

第2条（教科用図書）

この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、義務教育諸学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部および高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。

第4条（検定の申請）

図書の著作者または発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

- 2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度に申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学省が官報で告示する。
- 3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準が変更されたときは、検定を経た図書の発行者（当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であって、当該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。）は、当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が時に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるところにより、当該種目の図書について、当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものとする。

議案第19号

については、

非公開案件となります。

議案第20号

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る調査研究
の諮問について

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に向け、各教科用図書の内
容について、厚木市教科用図書採択検討委員会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針に基づき、教育委員会が厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行うため、厚木市教科用図書採択検討委員会に諮問する。

令和6年5月 日

厚木市教科用図書採択検討委員会委員長 様

厚木市教育委員会

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に向けた教科用図書の調査研究について（諮問）

次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

令和7年度に厚木市立小・中学校において使用する教科用図書の内容に関する調査研究

2 諮問理由

令和7年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針に基づき、教育委員会が厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行うため。

担 当 教育部
教育指導課教育指導係
電 話 (046)225-2660 (直通)

議案第21号

については、

非公開案件となります。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年3月29日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行及び教育委員会事務局の組織改正に伴い、厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成17年厚木市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 事務局に、次の部、課及び係を置く。

教育部	教育総務課	教育総務係 教育企画係 学校経理係
	学務課	学務係 保健安全係
	学校施設課	学校管理係 学校保全係 計画整備係
	学校給食課	給食企画係
	教育指導課	教育指導係 教育振興係
	教職員課	教職員係

第3条を次のように改める。

第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政施策の総合的企画に関すること。
- (3) 教育行政施策の調査研究及び実施の調整に関すること。
- (4) 教育予算及び事務事業の調整に関すること。
- (5) 庁議に関すること。
- (6) 規則、規程等の制定及び改廃並びに公告式に関すること。
- (7) 教育委員会の表彰、渉外及び秘書に関すること。
- (8) 事務局及び学校以外の教育機関の組織並びに職員（教育職員（以下「教職員」という。）を除く。以下同じ。）の定数管理に関すること。
- (9) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の決定に関すること。
- (10) 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。
- (11) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (12) 公立学校共済組合に関すること。
- (13) 公印の管理に関すること。
- (14) 文書の管理及び法令解釈等に関すること。
- (15) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。
- (16) 教育委員会の広報に関すること。
- (17) 教育行政相談に関すること。

- (18) 学校運営協議会に関する事。
- (19) 久保奨学金基金に関する事。
- (20) 通学区域に関する事。
- (21) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。
- (22) 人権教育に関する事。
- (23) 学校に対する寄贈物品等の採納手続に関する事。
- (24) 学校運営予算の執行管理に関する事。
- (25) 学校備品台帳の整備及び廃棄に関する事。
- (26) 部内の施策等の政策調整に関する事。
- (27) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関する事。
- (28) 部内の庶務及び人事に関する事。
- (29) 部内会議（部内への情報の伝達等を図る会議をいう。以下同じ。）に関する事。
- (30) 関係機関との総合調整に関する事。

学務課

- (1) 児童・生徒の就学に関する事。
- (2) 学齢簿の編製に関する事。
- (3) 就学支援に関する事。
- (4) 教科用図書は無償給与に関する事。
- (5) 通学路に関する事。
- (6) 児童・生徒の登下校等の安全確保に関する事。
- (7) 学校保健の管理及び指導に関する事。
- (8) 児童・生徒の健康管理に関する事。
- (9) 就学時の健康診断に関する事。
- (10) 学校管理下における児童・生徒の事故に係る保険の給付に関する事。
- (11) 学校保健配当予算の執行管理に関する事。

学校施設課

- (1) 学校施設の整備計画に関する事。
- (2) 学校の施設台帳の整備に関する事。
- (3) 学校施設・設備の整備及び管理に関する事。
- (4) 学校施設の整備（建物の改築に限る。）に係る公共工事の設計及び監督に関する事。

学校給食課

- (1) 学校の給食施設の整備及び維持管理に関する事。
- (2) 学校給食の運営及び指導に関する事。
- (3) 学校給食配当予算の執行管理に関する事。
- (4) 学校給食費の経理に関する事。
- (5) 学校給食用物資納入業者の登録に関する事。
- (6) 学校給食用物資の選定、購入及び支払に関する事。
- (7) 学校給食センターの整備に関する事。

教育指導課

- (1) 学校経営に係る指導及び助言に関する事。
- (2) 教育課程の指導及び助言に関する事。
- (3) 教科用図書採択及び教材等の取扱いに関する事。
- (4) 特別支援教育の指導に関する事。
- (5) 児童・生徒の指導に関する事。
- (6) 障害のある児童・生徒の教育支援に関する事。
- (7) 学校の教育活動の振興に関する事。

教職員課

- (1) 学級編制に関する事。
- (2) 教職員の任免その他人事の内申に関する事。
- (3) 教職員の定数の内申に関する事。
- (4) 教職員の服務に関する事。
- (5) 教職員の公務災害補償に関する事。
- (6) 教職員団体に関する事。
- (7) 教職員の福利厚生に関する事。

第4条第2項中「教育総務部」を「教育部」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「教育研究係及び教育研修係」を「研究研修係及び教育情報係」に改め、同項に次の2号を加える。

- (6) 学校の情報化の推進に関する事。
- (7) 学校の情報機器等の整備に関する事。

第5条第2項中及び第6条第2項中「学校教育部」を「教育部」に改める。

第7条から第11条までを削る。

第12条第1項中「部又は」を削り、同条第2項中「部内における」を削り、「当該部長」を「部長」に改め、同条第3項を削り、同条を第7条とする。

第13条を第8条とし、第14条を第9条とし、第15条を第10条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

※下線部分が変更部分

新			旧		
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、課及び係を置く。</p>			<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、課及び係を置く。</p>		
<p><u>教育部</u></p>	教育総務課	教育総務係 教育企画係 <u>学校経理係</u>	<p><u>教育総務部</u></p>	教育総務課	教育総務係 教育企画係
	学務課	学務係 保健安全係		<p><u>教育施設課</u></p>	<p><u>教育施設課</u></p>
	<p><u>学校施設課</u></p>	<p>学校管理係</p> <p>学校保全係</p> <p>計画整備係</p>	<p>学校給食課</p>	<p>学校給食課</p>	<p><u>給食係</u></p> <p><u>給食経理係</u></p>
	<p>学校給食課</p>	<p><u>給食企画係</u></p>	<p><u>学校教育部</u></p>	<p>学務課</p>	<p>学務係</p> <p>保健安全係</p>
	<p>教育指導課</p>	<p>教育指導係</p> <p>教育振興係</p>		<p>教育指導課</p>	<p>教育指導係</p> <p>教育振興係</p>
	<p>教職員課</p>	<p>教職員係</p>		<p>教職員課</p>	<p>教職員係</p>
				<p><u>社会教育部</u></p>	<p><u>社会教育課</u></p>
			<p><u>スポーツ推進課</u></p>		<p><u>スポーツ推進係</u></p> <p><u>スポーツ施設管理係</u></p>
			<p><u>文化財保護課</u></p>		<p><u>文化財保護係</u></p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育部</u></p> <p>教育総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会の会議に関すること。 教育行政施策の総合的企画に関すること。 教育行政施策の調査研究及び実施の調整に関すること。 教育予算及び事務事業の調整に関すること。 庁議に関すること。 規則、規程等の制定及び改廃並びに公告式に関すること。 教育委員会の表彰、渉外及び秘書に関すること。 事務局及び学校以外の教育機関の組織並びに職員(教育職員(以下「教職員」という。)を除く。以下同じ。)の定数管理に関すること。 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の決定に関すること。 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。 			<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育総務部</u></p> <p>教育総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会の会議に関すること。 教育行政施策の総合的企画に関すること。 教育行政施策の調査研究及び実施の調整に関すること。 教育予算及び事務事業の調整に関すること。 庁議に関すること。 規則、規程等の制定及び改廃並びに公告式に関すること。 教育委員会の表彰、渉外及び秘書に関すること。 事務局及び学校以外の教育機関の組織並びに職員(教育職員(以下「教職員」という。)を除く。以下同じ。)の定数管理に関すること。 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の決定に関すること。 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。 		

- (11) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (12) 公立学校共済組合に関すること。
- (13) 公印の管理に関すること。
- (14) 文書の管理及び法令解釈等に関すること。
- (15) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。
- (16) 教育委員会の広報に関すること。
- (17) 教育行政相談に関すること。
- (18) 学校運営協議会に関すること。
- (19) 久保奨学金基金に関すること。
- (20) 通学区域に関すること。
- (21) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (22) 人権教育に関すること。

- (23) 学校に対する寄贈物品等の採納手続に関すること。
- (24) 学校運営予算の執行管理に関すること。
- (25) 学校備品台帳の整備及び廃棄に関すること。
- (26) 部内の施策等の政策調整に関すること。
- (27) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。
- (28) 部内の庶務及び人事に関すること。
- (29) 部内会議(部内への情報の伝達等を図る会議をいう。以下同じ。)に関すること。
- (30) 関係機関との総合調整に関すること。

学務課

- (1) 児童・生徒の就学に関すること。
- (2) 学齢簿の編製に関すること。
- (3) 就学支援に関すること。
- (4) 教科用図書の無償給与に関すること。
- (5) 通学路に関すること。
- (6) 児童・生徒の登下校等の安全確保に関すること。
- (7) 学校保健の管理及び指導に関すること。
- (8) 児童・生徒の健康管理に関すること。
- (9) 就学時の健康診断に関すること。
- (10) 学校管理下における児童・生徒の事故

- (11) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (12) 公立学校共済組合に関すること。
- (13) 公印の管理に関すること。
- (14) 文書の管理及び法令解釈等に関すること。
- (15) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。
- (16) 教育委員会の広報に関すること。
- (17) 教育行政相談に関すること。
- (18) 学校運営協議会に関すること。
- (19) 久保奨学金基金に関すること。
- (20) 通学区域に関すること。
- (21) 学校の情報化の推進に関すること。

- (22) 学校の情報機器等の整備に関すること。

- (23) 部内の施策等の政策調整に関すること。
- (24) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。
- (25) 部内の庶務及び人事に関すること。
- (26) 部内会議(部内への情報の伝達等を図る会議をいう。以下同じ。)に関すること。
- (27) 関係機関との総合調整に関すること。

に係る保険の給付に関すること。

(11) 学校保健配当予算の執行管理に関する
こと。

学校施設課

- (1) 学校施設の整備計画に関すること。
- (2) 学校の施設台帳の整備に関すること。
- (3) 学校施設・設備の整備及び管理に関すること。

- (4) 学校施設の整備(建物の改築に限る。)に係る公共工事の設計及び監督に関すること。

学校給食課

- (1) 学校の給食施設の整備及び維持管理に関すること。
- (2) 学校給食の運営及び指導に関すること。
- (3) 学校給食配当予算の執行管理に関すること。
- (4) 学校給食費の経理に関すること。
- (5) 学校給食用物資納入業者の登録に関すること。
- (6) 学校給食用物資の選定、購入及び支払に関すること。
- (7) 学校給食センターの整備に関すること。

教育施設課

- (1) 学校施設の整備計画に関すること。
- (2) 学校の施設台帳の整備に関すること。
- (3) 学校施設・設備の整備及び管理に関すること。

(4) 学校施設管理配当予算の執行管理に
関すること。

- (5) 学校施設の整備(建物の改築に限る。)に係る公共工事の設計及び監督に関すること。

学校給食課

- (1) 学校の給食施設の整備及び維持管理に関すること。
- (2) 学校給食の運営及び指導に関すること。
- (3) 学校給食配当予算の執行管理に関すること。
- (4) 学校給食費の経理に関すること。
- (5) 学校給食用物資納入業者の登録に関すること。
- (6) 学校給食用物資の選定、購入及び支払に関すること。
- (7) 学校給食センターの整備に関すること。

学校教育部

学務課

- (1) 児童・生徒の就学に関すること。
- (2) 学齢簿の編製に関すること。
- (3) 就学支援に関すること。
- (4) 教科用図書の無償給与に関すること。
- (5) 通学路に関すること。
- (6) 児童・生徒の登下校等の安全確保に関する
こと。
- (7) 学校保健の管理及び指導に関する
こと。
- (8) 児童・生徒の健康管理に関すること。
- (9) 就学時の健康診断に関すること。
- (10) 学校管理下における児童・生徒の事
故に係る保険の給付に関すること。
- (11) 学校に対する寄贈物品等の採納手続
に関すること。
- (12) 学校の教材及び教具等の整備に関す

教育指導課

- (1) 学校経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 教育課程の指導及び助言に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材等の取扱いに関すること。
- (4) 特別支援教育の指導に関すること。
- (5) 児童・生徒の指導に関すること。
- (6) 障害のある児童・生徒の教育支援に関すること。
- (7) 学校の教育活動の振興に関すること。

教職員課

- (1) 学級編制に関すること。
- (2) 教職員の任免その他人事の内申に関すること。
- (3) 教職員の定数の内申に関すること。
- (4) 教職員の服務に関すること。
- (5) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (6) 教職員団体に関すること。
- (7) 教職員の福利厚生に関すること。

ること。

(13) 学校保健及び学校教材配当予算の執行管理に関すること。

(14) 部内の施策等の政策調整に関すること。

(15) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。

(16) 部内の庶務及び人事に関すること。

(17) 部内会議に関すること。

(18) 関係機関との総合調整に関すること。

教育指導課

- (1) 学校経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 教育課程の指導及び助言に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材等の取扱いに関すること。
- (4) 特別支援教育の指導に関すること。
- (5) 児童・生徒の指導に関すること。
- (6) 障害のある児童・生徒の教育支援に関すること。
- (7) 学校の教育活動の振興に関すること。

教職員課

- (1) 学級編制に関すること。
- (2) 教職員の任免その他人事の内申に関すること。
- (3) 教職員の定数の内申に関すること。
- (4) 教職員の服務に関すること。
- (5) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (6) 教職員団体に関すること。
- (7) 教職員の福利厚生に関すること。

社会教育部

社会教育課

(1) 社会教育の企画及び調整に関すること。

(2) 家庭教育の支援に関すること。

(3) 社会教育委員会議に関すること。

(4) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。

(5) 人権教育に関すること。

(6) 地域学校協働活動に関すること。

(7) 第8条に規定する公民館に係る総合調整及び公民館の整備に関すること。

(8) 部内の施策等の政策調整に関するこ

(学校給食センター)

第4条 略

2 学校給食センターは、教育部学校給食課に属する。

(教育研究所)

第5条 厚木市教育研究所設置条例(昭和39年厚木市条例第19号)第1条の規定により設置された厚木市教育研究所(以下「教育研究所」という。)に研究研修係及び教育情報係を置き、その所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 学校の情報化の推進に関すること。

(7) 学校の情報機器等の整備に関すること。

2 教育研究所は、教育部に属する。

と。

(9) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。

(10) 部内の庶務及び人事に関すること。

(11) 部内会議に関すること。

(12) 関係機関との総合調整に関すること。

スポーツ推進課

(1) 生涯スポーツの企画及び調整に関すること。

(2) スポーツの推進に関すること。

(3) スポーツ指導者の育成に関すること。

(4) レクリエーション活動に関すること。

(5) スポーツ団体の指導及び育成に関すること。

(6) 公益財団法人厚木市スポーツ協会との連絡調整に関すること。

(7) スポーツ施設の整備計画の策定に関すること。

(8) 学校体育施設の開放に関すること。

(9) 第9条に規定する体育施設及びスポーツ広場等の設置及び管理運営に関すること。

文化財保護課

(1) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。

(2) 文化財の調査及び資料収集並びに報告書の刊行に関すること。

(3) 市史編さんに関すること。

(4) 市史資料の収集及び保管に関すること。

(学校給食センター)

第4条 略

2 学校給食センターは、教育総務部学校給食課に属する。

(教育研究所)

第5条 厚木市教育研究所設置条例(昭和39年厚木市条例第19号)第1条の規定により設置された厚木市教育研究所(以下「教育研究所」という。)に教育研究係及び教育研修係を置き、その所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

2 教育研究所は、学校教育部に属する。

(青少年教育相談センター)

第6条 略

2 青少年教育相談センターは、教育部に属する。

(青少年教育相談センター)

第6条 略

2 青少年教育相談センターは、学校教育部に属する。

(社会教育集会所)

第7条 厚木市立社会教育集会所条例(昭和61年厚木市条例第31号)第1条の規定により設置された厚木市立社会教育集会所(以下「集会所」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 集会所の利用に関すること。

(2) 集会所の維持管理に関すること。

2 集会所は、社会教育部社会教育課に属する。

(公民館)

第8条 厚木市立公民館条例(昭和46年厚木市条例第11号)第1条の規定により設置された厚木市立公民館(以下「公民館」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公民館の事業に関すること。

(2) 公民館の利用承認に関すること。

(3) 公民館の維持管理に関すること。

2 公民館は、社会教育部社会教育課に属する。

(体育施設)

第9条 厚木市営体育施設条例(昭和59年厚木市条例第27号)第1条の規定により設置された厚木市営体育施設(以下「体育施設」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 体育施設の使用に関すること。

(2) 体育施設の維持管理に関すること。

2 体育施設は、社会教育部スポーツ推進課に属する。

(あつぎ郷土博物館)

第10条 厚木市立あつぎ郷土博物館条例(平成30年厚木市条例第29号)第1条の規定により設置されたあつぎ郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 郷土の歴史、民俗、自然等の資料(以下「資料」という。)の収集、保管、展示等に関すること。

(2) 資料の調査研究に関すること。

(3) 資料の利用に必要な説明、助言及び指導に関すること。

(4) 資料に係る講演会、講座等の開催に関すること。

(5) 郷土博物館の維持管理に関すること。

2 郷土博物館は、社会教育部文化財保護課に属する。

(図書館)

第11条 厚木市立図書館条例(昭和59年厚木市条例第21号)第1条の規定により設置された厚木

(主管事務の指定)

第7条 2以上の課に関連する事務については、その関係が比較的多い課等で主管するものとする。

2 2以上の課に関連する事務でその主管が明確でないものについては、部長が指定するものとする。

(相互援助)

第8条 略

(事務分担)

第9条 略

(諸規定の準用)

第10条 略

市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に図書館係を置き、その所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書館資料等の整備及び保管に関すること。

(2) 館内閲覧及び館外貸出しに関すること。

(3) 読書会、鑑賞会、研究会、映写会、資料展示会等に関すること。

(4) 図書館関係機関等との連絡に関すること。

(5) 移動図書館に関すること。

(6) 中央図書館とネットワークが結ばれている公民館図書館に関すること。

(7) 中央図書館の維持管理に関すること。

2 中央図書館は、社会教育部に属する。

(主管事務の指定)

第12条 2以上の部又は課に関連する事務については、その関係が比較的多い部又は課等で主管するものとする。

2 部内における2以上の課に関連する事務でその主管が明確でないものについては、当該部長が指定するものとする。

3 2以上の部に関連する事務でその主管が明確でないもの及び前2項によりその主管を定めることができない事務については、教育長の指定による。

(相互援助)

第13条 略

(事務分担)

第14条 略

(諸規定の準用)

第15条 略

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年3月29日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行及び教育委員会事務局の組織改正に伴い、厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

厚木市教育委員会事務決裁規程（昭和63年厚木市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「（公民館を除く。）」を削り、同条第16号を削り、同条第17号を同条第16号とする。

第9条第4項を削る。

別表第1 共通事項(1) 庶務関係の表マイクロフィルム文書の作成等の項の次に次のように加える。

社会教育			①異例なもの	①定例的なもの	
------	--	--	--------	---------	--

別表第1 共通事項(1) 庶務関係の表(注)及び(2) 人事関係の表(注)中「担当課長、専任主幹及び公民館長」を「担当課長及び専任主幹」に改める。

別表第2 個別事項の表教育総務課の項中

「

学校の情報化				①学校の情報化に関する調査 ②学校情報システムの管理運営	
--------	--	--	--	---------------------------------	--

」

を

「

社会教育			①社会教育関係団体の指導育成 ②人権教育の推進	①社会教育関係団体との連絡調整 ②各種行事の実施	
学校運営 配当予算		①学校運営配当予算の決定	①学校運営配当予算の執行管理	①経理指導	
学校備品				①学校備品の整備 ②学校備	

				品の管理	
--	--	--	--	------	--

に改め、同表中

教育施設課	施設整備	①施設の整備計画の決定	①施設の整備計画の立案	①施設の整備計画の調整	①施設の整備計画の調査 ②工事施工上の監督指示 ③施工に係る諸届の受理	
	学校財産	①施設の設置及び廃止	①施設の保守管理(特に重要なもの)	①施設の保守管理(重要なもの)	①学校施設台帳の整備 ②学校用地管理台帳の整備 ③財産台帳の整備 ④施設の保守管理(軽易なもの) ⑤学校施設(教室に限る。)の使用許可 ⑥使用許可の取消し、中止及び変更	
	学校施設管理配当		①学校施設管理	①学校施設管理	①経理指導	

	予算		配当予算の決定	配当予算の執行管理		
学校給食課	学校給食	①学校給食施設の設置及び廃止	①学校給食施設設備等整備計画の決定 ②学校給食施設の整備に係る事務(軽易なものを除く。)		①学校給食の指導助言 ②単独調理場の維持管理 ③統計資料の調査報告 ④学校給食施設の整備に係る事務(軽易なものに限る。)	
	学校給食配当予算		①学校給食配当予算の決定	①学校給食配当予算の執行管理	①経理指導	
	学校給食費	①学校給食費徴収金額の決定	①学校給食費徴収金の収支決算の報告		①学校給食費の徴収及び還付 ②学校給食費の経理	
	給食センターの運営管理				①防災計画の策定 ②調理等委託業者への指示助言 ③施設の	

					維持管理 ④自衛消防の編成 ⑤給食の実施計画の策定	
学務課	就学	①原級留置の報告 ②就学の猶予・免除の決定 ③除籍(異例なもの)の報告	①区域外就学の承認(重要なもの) ②指定学校変更の承認(重要なもの) ③学齢簿(異例なもの)の編製保管	①新入学児童・生徒の就学通知書の送付	①学齢簿の編製保管 ②除籍の報告 ③区域外就学の承認(軽易なもの) ④指定学校変更の承認(軽易なもの)	
	学事		①準要保護世帯の認定 ②特別支援教育就学奨励支弁区分の決定			
	教科用図書の無償給与				①教科用図書の無償給与の報告	
	学校保健	①学校保健推進計画の決定 ②学校事故見舞	①学校保健推進計画の立案 ②臨時休業の承	①学校保健推進計画の調整	①学校保健の指導助言 ②児童・生徒の健康管理	

		金の支給の決定	認		③児童・生徒の医療券の交付 ④学校環境衛生及び保健 ⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターの支給金の支給	
	学校保健及び学校教材配当予算		①学校保健及び学校教材配当予算の決定	①学校保健及び学校教材配当予算の執行管理	①経理指導	
	学校備品				①学校備品の決定 ②学校備品台帳の整備 ③学校備品の廃棄	

を「

学務課	就学	①原級留置の報告 ②就学の猶予・免除の決定 ③除籍（異	①区域外就学の承認（重要なもの） ②指定学校変更の承認	①新入学児童・生徒の就学通知書の送付	①学齢簿の編製保管 ②除籍の報告 ③区域外就学の承認（軽	
-----	----	-----------------------------------	--------------------------------	--------------------	------------------------------------	--

	例なもの)の報告	(重要なもの) ③学齢簿 (異例なもの) の編製 保管		易なもの) ④指定学 校変更 の承認 (輕易 なもの)	
学事		①準要保 護世帯 の認定 ②特別支 援教育 就学奨 励支弁 区分の 決定			
教科用図 書の無償 給与				①教科用 図書の 無償給 与の報 告	
学校保健	①学校保 健推進 計画の 決定 ②学校事 故見舞 金の支 給の決 定	①学校保 健推進 計画の 立案 ②臨時休 業の承 認	①学校保 健推進 計画の 調整	①学校保 健の指 導助言 ②児童・生 徒の健 康管理 ③児童・生 徒の医 療券の 交付 ④学校環 境衛生 及び保 健 ⑤独立行 政法人 日本ス ポーツ 振興セ ンター の支給 金の支	

					給	
	学校保健 配当予算		①学校保 健配当 予算の 決定	①学校保 健配当 予算の 執行管 理	①経理指 導	
学校施設 課	施設整備	①施設の 整備計 画の決 定	①施設の 整備計 画の立 案	①施設の 整備計 画の調 整	①施設の 整備計 画の調 査 ②工事施 工上の 監督指 示 ③施工に 係る諸 届の受 理	
	学校財産	①施設の 設置及 び廃止	①施設の 保守管 理(特に 重要な もの)	①施設の 保守管 理(重要 なもの)	①学校施 設台帳 の整備 ②学校用 地管理 台帳の 整備 ③財産台 帳の整 備 ④施設の 保守管 理(軽易 なもの) ⑤学校施 設(教室 に限 る。)の 使用許 可 ⑥使用許 可の取 消し、中 止及び 変更	
学校給食	学校給食	①学校給	①学校給		①学校給	

課	食施設の設置及び廃止	食施設設備等整備計画の決定 ②学校給食施設の整備に係る事務(軽易なものを除く。)		食の指導助言 ②単独調理場の維持管理 ③統計資料の調査報告 ④学校給食施設の整備に係る事務(軽易なものに限る。)	
学校給食 配当予算		①学校給食配当予算の決定	①学校給食配当予算の執行管理	①経理指導	
学校給食費	①学校給食費徴収金額の決定	①学校給食費徴収金の収支決算の報告		①学校給食費の徴収及び還付 ②学校給食費の経理	
給食センターの運営管理				①防災計画の策定 ②調理等委託業者への指示助言 ③施設の維持管理 ④自衛消防の編成 ⑤給食の	

					実施計 画の策 定	
--	--	--	--	--	-----------------	--

に改め、同表社会教育課の項から文化財保護課の項までを削り、同表教育研究所の項に次のように加える。

学校の情 報化				①学校の 情報化 に関す る調査 ②学校情 報シス テムの 管理運 営	
------------	--	--	--	---	--

別表第2個別事項の表中央図書館の項を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

※下線部分が変更部分

新							旧																																																																																																																																														
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 係長 職規則第3条第1項に規定する係長、同条第2項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)、職規則第4条第1項に規定する教育機関の長(課に属する教育機関の長に限る。)、同条第2項に規定する係長並びに同条第3項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)をいう。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p><u>(16) 略</u> (担当部長等の専決)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1 共通事項(第8条関係)</p> <p>(1) 庶務関係</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁(専決)区分 決裁(専決)事項</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイクロフィルム文書の作成等</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>社会教育</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>①異例なもの</u></td> <td><u>①定例的なもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 事務引継ぎの項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、<u>担当課長及び専任主幹</u>を、「係長以下」とあるのは課長代理を含むものとする。</p> <p>(2) 人事関係</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁(専決)区分 決裁(専決)事項</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) サービスの項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、<u>担当課長及び専任主幹</u>を、「係長」とあるのは課長代理、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。</p> <p>別表第2 個別事項(第8条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主管課の区分</td> <td>決裁(専決)区分</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁(専決)事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育総務課</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>社会教育</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>①社会教育関係団体の指導育成</u> <u>②人権教育の推進</u></td> <td><u>①社会教育関係団体との連絡調整</u> <u>②各種行事の実施</u></td> <td></td> </tr> </table>							決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考	略						マイクロフィルム文書の作成等	略					<u>社会教育</u>			<u>①異例なもの</u>	<u>①定例的なもの</u>		略						決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考	略						主管課の区分	決裁(専決)区分	教育長	部長	次長	課長	備考	決裁(専決)事項						教育総務課	略						<u>社会教育</u>			<u>①社会教育関係団体の指導育成</u> <u>②人権教育の推進</u>	<u>①社会教育関係団体との連絡調整</u> <u>②各種行事の実施</u>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 係長 職規則第3条第1項に規定する係長、同条第2項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)、職規則第4条第1項に規定する教育機関の長(課に属する教育機関(<u>公民館を除く。</u>))の長に限る。)、同条第2項に規定する係長並びに同条第3項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)をいう。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p><u>(16) 公民館長 職規則第4条第1項に規定する館長のうち、公民館長をいう。</u></p> <p><u>(17) 略</u> (担当部長等の専決)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 公民館長は、その所掌に係る事務について、課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。</u></p> <p>別表第1 共通事項(第8条関係)</p> <p>(1) 庶務関係</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁(専決)区分 決裁(専決)事項</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイクロフィルム文書の作成等</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 事務引継ぎの項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、<u>担当課長、専任主幹及び公民館長</u>を、「係長以下」とあるのは課長代理を含むものとする。</p> <p>(2) 人事関係</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁(専決)区分 決裁(専決)事項</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) サービスの項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、<u>担当課長、専任主幹及び公民館長</u>を、「係長」とあるのは課長代理、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。</p> <p>別表第2 個別事項(第8条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主管課の区分</td> <td>決裁(専決)区分</td> <td>教育長</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁(専決)事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育総務課</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学校の情報化</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>①学校の情報化に関する調査</u> <u>②学校情報システムの管理運営</u></td> </tr> </table>							決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考	略						マイクロフィルム文書の作成等	略											略						決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考	略						主管課の区分	決裁(専決)区分	教育長	部長	次長	課長	備考	決裁(専決)事項						教育総務課	略						<u>学校の情報化</u>					<u>①学校の情報化に関する調査</u> <u>②学校情報システムの管理運営</u>
決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																					
マイクロフィルム文書の作成等	略																																																																																																																																																				
<u>社会教育</u>			<u>①異例なもの</u>	<u>①定例的なもの</u>																																																																																																																																																	
略																																																																																																																																																					
決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																					
主管課の区分	決裁(専決)区分	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																															
	決裁(専決)事項																																																																																																																																																				
教育総務課	略																																																																																																																																																				
	<u>社会教育</u>			<u>①社会教育関係団体の指導育成</u> <u>②人権教育の推進</u>	<u>①社会教育関係団体との連絡調整</u> <u>②各種行事の実施</u>																																																																																																																																																
決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																					
マイクロフィルム文書の作成等	略																																																																																																																																																				
略																																																																																																																																																					
決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																					
主管課の区分	決裁(専決)区分	教育長	部長	次長	課長	備考																																																																																																																																															
	決裁(専決)事項																																																																																																																																																				
教育総務課	略																																																																																																																																																				
	<u>学校の情報化</u>					<u>①学校の情報化に関する調査</u> <u>②学校情報システムの管理運営</u>																																																																																																																																															

	学校運営 配当予算		①学校運営配当 予算の決定	①学校運営配当 予算の執行管 理	①経理指導								
	学校備品				①学校備品の 整備 ②学校備品の 管理								
学 務 課	就学	①原級留置の報 告 ②就学の猶予・ 免除の決定 ③除籍(異例な もの)の報告	①区域外就学の承 認(重要なもの) ②指定学校変更の 承認(重要なも の) ③学齢簿(異例な もの)の編製保 管	①新入学児童・ 生徒の就学通 知書の送付	①学齢簿の編 製保管 ②除籍の報告 ③区域外就学 の承認(軽易 なもの) ④指定学校変 更の承認(軽 易なもの)		教育 施設 課	施設整備	①施設の整備計画 の決定	①施設の整備計画の 立案	①施設の整備計画 の調整	①施設の整備計 画の調査 ②工事施工上の 監督指示 ③施工に係る諸 届の受理	
	学事		①準要保護世帯の 認定 ②特別支援教育就 学奨励支弁区分 の決定					学校財産	①施設の設置及び 廃止	①施設の保守管理 (特に重要なもの)	①施設の保守管理 (重要なもの)	①学校施設台帳 の整備 ②学校用地管理 台帳の整備 ③財産台帳の整 備 ④施設の保守管 理(軽易なもの) ⑤学校施設(教室 に限る。)の使 用許可 ⑥使用許可の取 消し、中止及び 変更	
	教科用図 書の無償 給与				①教科用図書 の無償給与 の報告								
	学校保健	①学校保健推進 計画の決定 ②学校事故見舞 金の支給の決 定	①学校保健推進計 画の立案 ②臨時休業の承認	①学校保健推進 計画の調整	①学校保健の 指導助言 ②児童・生徒の 健康管理 ③児童・生徒の 医療券の交 付 ④学校環境衛 生及び保健 ⑤独立行政法 人日本スポ ーツ振興セ ンターの支 給金の支給				学校施設 管理配当 予算		①学校施設管理配 当予算の決定	①学校施設管理 配当予算の執 行管理	①経理指導
	学校保健 配当予算		①学校保健配当予 算の決定	①学校保健配当 予算の執行管 理	①経理指導								
学 校 施 設 課	施設整備	①施設の整備計画 の決定	①施設の整備計画の 立案	①施設の整備計画 の調整	①施設の整備計 画の調査 ②工事施工上の 監督指示 ③施工に係る諸 届の受理			学校給食	①学校給食施設の 設置及び廃止	①学校給食施設設 備等整備計画の決定 ②学校給食施設の整 備に係る事務(軽 易なものを除く。)		①学校給食の指 導助言 ②単独調理場の 維持管理 ③統計資料の調 査報告 ④学校給食施設 の整備に係る 事務(軽易なも のに限る。)	
	学校財産	①施設の設置及び 廃止	①施設の保守管理 (特に重要なもの)	①施設の保守管理 (重要なもの)	①学校施設台帳 の整備 ②学校用地管理 台帳の整備 ③財産台帳の備			学校給食		①学校給食配当予算	①学校給食配当予	①経理指導	

青少年教育相談センター	略	青少年教育相談センター	略					
		中央図書館	図書館の運営管理	①図書館施設計画の決定 ②図書館運営計画の決定	①図書館施設計画の立案 ②図書館運営計画の立案	①図書館施設計画の調整 ②図書館運営計画の調整	①図書館施設計画の調査 ②図書館運営計画の調査 ③各種行事の開催及び実施 ④資料の選定、保管及び除籍 ⑤資料の閲覧、貸出しその他の利用 ⑥会議室等の使用許可 ⑦清掃警備等委託業者への指示助言 ⑧防災計画の策定 ⑨施設の維持管理	

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年3月22日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

令和6年4月1日付けで教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動を行うに当たり、同年3月22日付けで内示を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

【部長職】

教育部長	(新)	(事) 岸間 俊彦	教育総務部長	(旧)	* 昇任
------	-----	-----------	--------	-----	------

【課長職】

教育部教育総務課長 (人権教育担当) 兼政策調整担当	(事)	金子 晶一	学校教育部学務課長兼政策調整担当
教育部学務課長	* (事)	永田 久美	学校教育部学務課主幹兼学務係長
教育部学校施設課長	* (事)	林 佳織	教育総務部教育施設課主幹兼学校保全係長
教育部学校施設整備担当課長	(技)	中丸 隆	まちづくり計画部開発審査課長
教育部学校給食課長	(事)	井出 慎	教育総務部学校給食課長
教育部教育指導課長	(事)	倉持 伸雄	学校教育部教育指導課長
教育部教育研究所長	(事)	井上 美香	学校教育部教育研究所長
教育部青少年教育相談センター所長	(事)	鈴木 涼子	学校教育部青少年教育相談センター所長

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年3月31日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

令和6年4月1日付けで教育委員会事務局の職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

新 採 用

【部長職】

教育部教育指導担当部長

(事) 長谷川 真

【課長職】

教育部教職員課長

(事) 太田 公仁

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市教育委員会点検評価委員会委員の任期満了に伴い、令和6年4月1日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別 紙

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	アソウ タカコ 麻生 孝子	規則第2条第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	新任
2	アスカイ ミツハル 飛鳥井 光治	規則第2条第2号 (学識経験者)	厚木市社会教育委員会議 議長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	新任
3	カメイ トシアキ 亀井 敏昭	規則第2条第2号 (学識経験者)	元厚木市立中学校長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	新任
4	ナカムラ アキコ 中村 明子	規則第2条第2号 (学識経験者)	元厚木市立小学校長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	新任
5	マシコ シュウジ 猿子 修司	規則第2条第2号 (学識経験者)	厚木市立小中学校P T A 連絡協議会会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	新任

厚木市教育委員会点検評価委員会規則（抜粋）

（委員）

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員に欠員が生じたことに伴い、令和6年4月1日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別 紙

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期
1	イシカワ マサカズ 石川 正和	規則第3条第5号 (市内小中学校PTAの代表)	厚木市立小中学校 P T A連絡協議会 副会長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日
2	モロヤマ アツシ 師山 厚	規則第3条第5号 (市内小中学校PTAの代表)	厚木市立小中学校 P T A連絡協議会 幹事	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日
3	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘幸	規則第3条第6号 (市内小中学校長の代表)	厚木市立厚木中学校長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日
4	ムナカタ エリ 宗形 恵里	規則第3条第6号 (市内小中学校長の代表)	厚木市立緑ヶ丘小学校長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日

厚木市小中学校通学区域再編成委員会規則（抜粋）

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 青少年育成団体の代表
- (5) 市内小中学校P T Aの代表
- (6) 市内小中学校長の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【厚木市小中学校通学区域再編成委員会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	イトウ ヨシタカ 伊藤 美孝	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
2	ニイクラ マユミ 新倉 真由美	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
3	ハスミ ユウコ 蓮見 優子	規則第3条第2号 (学識経験者)	前厚木市小中学校通学区域 再編成委員会委員長 元厚木市立厚木小学校長	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
4	ハヤマ シンイチ 葉山 神一	規則第3条第2号 (学識経験者)	元厚木市部長	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
5	ハラダ ジュウジ 原田 充治	規則第3条第3号 (住民自治組織の 代表)	厚木市自治会連絡協議会 副会長	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
6	イマワカ ナオユキ 今若 直征	規則第3条第4号 (青少年育成団体の 代表)	厚木市青少年健全育成会 連絡協議会理事	令和5年10月1日～ 令和7年9月30日	
7	イシカワ マサカズ 石川 正和	規則第3条第5号 (市内小中学校 PTAの代表)	厚木市立小中学校PTA 連絡協議会副会長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日	新任
8	モロヤマ アツシ 師山 厚	規則第3条第5号 (市内小中学校 PTAの代表)	厚木市立小中学校PTA 連絡協議会幹事	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日	新任
9	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘幸	規則第3条第6号 (市内小中学校長の代 表)	厚木市立厚木中学校長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日	新任
10	ムナカタ エリ 宗形 恵里	規則第3条第6号 (市内小中学校長の代 表)	厚木市立緑ヶ丘小学校長	令和6年4月1日～ 令和7年9月30日	新任

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市学校運営協議会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市学校運営協議会委員に欠員が生じたことに伴い、令和6年4月1日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別紙

(学校別、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
1	ヒダカ サエリ 日高 沙恵理	規則第5条第1項第4号(その他)	荻野小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
2	オオキタ タダシ 大北 忠	規則第5条第1項第4号(その他)	三田小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
3	キクチ ヨシカズ 菊池 義和	規則第5条第1項第4号(その他)	清水小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
4	ワタバ チエコ 渡部 千恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	清水小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
5	スズキ ツトム 鈴木 努	規則第5条第1項第4号(その他)	小鮎小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
6	トビキ アキラ 戸引 晶	規則第5条第1項第4号(その他)	小鮎小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
7	サトウ アヤカ 佐藤 文香	規則第5条第1項第4号(その他)	玉川小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
8	タカツ サキ 高津 早紀	規則第5条第1項第4号(その他)	玉川小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
9	オノ ナツコ 小野 奈津子	規則第5条第1項第4号(その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
10	タムラ ヨシユキ 田村 賛幸	規則第5条第1項第4号(その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
11	ヒロセ シュウイチ 廣瀬 修一	規則第5条第1項第4号(その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
12	ヒョウモト ケイ 兵本 圭	規則第5条第1項第4号(その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
13	ミヤシタ ナオミ 宮下 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
14	ハナウエ ナミ 花上 奈美	規則第5条第1項第4号(その他)	相川小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
15	スガワラ マリコ 菅原 真理子	規則第5条第1項第4号(その他)	厚木第二小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
16	オオキ カズヒコ 大木 和彦	規則第5条第1項第4号(その他)	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
17	タナベ ヒロユキ 田邊 浩之	規則第5条第1項第4号(その他)	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
18	ミカミ ミキ 三上 美樹	規則第5条第1項第4号(その他)	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
19	オグラ ケイコ 小倉 恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	愛甲小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
20	ナカヤマ テツロウ 中山 哲郎	規則第5条第1項第4号(その他)	愛甲小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
21	アラ 荒 マサヨ 正代	規則第5条第1項第4号(その他)	妻田小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
22	ツチヤマ 土山 コウイチ 幸一	規則第5条第1項第4号(その他)	妻田小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
23	アサイ 朝井 ケイコ 慶子	規則第5条第1項第4号(その他)	鳶尾小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
24	アダチ 足達 マサル 勝	規則第5条第1項第4号(その他)	鳶尾小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
25	トビキ 戸引 コ もと子	規則第5条第1項第4号(その他)	毛利台小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
26	アベ 阿部 ヨウコ 容子	規則第5条第1項第4号(その他)	上荻野小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
27	マツモト 松本 タカヒロ 崇寛	規則第5条第1項第4号(その他)	上荻野小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
28	ウエカワ 上川 トモミ 友美	規則第5条第1項第4号(その他)	飯山小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
29	カワカミ 川上 ミホ 美穂	規則第5条第1項第4号(その他)	飯山小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
30	オオタ 太田 タカシ 隆	規則第5条第1項第4号(その他)	森の里小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
31	マツヤマ 松山 アイ 愛	規則第5条第1項第4号(その他)	森の里小学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
32	シノザキ 篠崎 ナオミ 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	上依知小学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
33	タナカ 田中 ヨシアキ 祥章	規則第5条第1項第4号(その他)	厚木中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
34	タカハシ 高橋 ヒデアキ 秀章	規則第5条第1項第4号(その他)	荻野中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
35	シゲヒサ 重久 アキヒコ 昭彦	規則第5条第1項第4号(その他)	睦合中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
36	ホンマ 本間 ヨウイチロウ 洋一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	睦合中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
37	イワサワ 岩澤 アユミ 鮎美	規則第5条第1項第4号(その他)	小鮎中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
38	サトウ 佐藤 ヒサヨ 昌代	規則第5条第1項第4号(その他)	玉川中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
39	セキハラ 関原 ユキハル 幸治	規則第5条第1項第4号(その他)	玉川中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
40	セト 瀬戸 ヒデアキ 秀明	規則第5条第1項第4号(その他)	玉川中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
41	アンドウ ケイタ 安藤 慶太	規則第5条第1項第4号(その他)	東名中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
42	カツラ トモコ 勝良 朋子	規則第5条第1項第4号(その他)	東名中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
43	サコ カツノリ 佐古 博則	規則第5条第1項第4号(その他)	東名中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
44	コジマ ヒロノブ 小島 宏信	規則第5条第1項第4号(その他)	藤塚中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
45	マツダ タクヤ 松田 拓也	規則第5条第1項第4号(その他)	森の里中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
46	ヒグチ ユウイチロウ 樋口 雄一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	睦合東中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
47	ヤギ ヨシユキ 八木 義之	規則第5条第1項第4号(その他)	睦合東中学校	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日
48	ソウカワ ユウジ 寒川 裕二	規則第5条第1項第4号(その他)	相川中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日
49	タグチ アキオ 田口 明生	規則第5条第1項第4号(その他)	相川中学校	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日

厚木市学校運営協議会規則（抜粋）

（委員の構成等）

第5条 協議会の委員は、20人以内（2以上の学校について1の協議会を設置したときにあっては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数）とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 当該対象学校の学区内に居住する住民
- (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 対象学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が当該対象学校の校長からあったときは、これを尊重する。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【厚木小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	カトウ 加藤 ナオコ 菜穂子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	キタムラ 北村 フトシ 太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	コジマ 小島 ケイタ 圭太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	サトウ 佐藤 クミコ 久美子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	ナガイ 永井 サトシ 智士	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	イナミ 伊波 オサム 修	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	シミズ 清水 タツヒロ 辰弘	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	タカギ 高木 キヨミ 清美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	ナカムラ 中村 ユタカ 豊	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ハスミ 蓮見 ユウコ 優子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ヤナギタ 柳田 コウタロウ 光太郎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	マミヤ 間宮 ユカ 結花	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	エンドウ 遠藤 マサル 勝	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	サクライ 櫻井 チェ 知恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	シミズ 清水 リョウ 良	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	シライシ 白石 ユキコ 由紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	ナオシマ 直島 ヒロカズ 博和	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ナガサカ 長坂 クニヒロ 国弘	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ハナウエ 花上 ユリコ 百合子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
20	モリモト 森元 マユコ 繭子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【依知南小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アンザイ 安齋 セイジ 誠二	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	カネコ 金子 ヒロミ 浩実	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	フジノ 藤野 ヒロユキ 博之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	ミドリカワ 緑川 マサハル 真治	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	ヤマダ 山田 クミコ 久美子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	アリシマ 有島 マサキ 真樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	アンドウ 安藤 テツオ 哲雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	イシイ 石井 ヨシタカ 芳隆	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	イワサキ 岩崎 ジュンイチ 順一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	タカザワ 高澤 タカシ 崇	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	タケダ 武田 ノブユキ 信幸	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	モリヤマ 森山 タケン 剛史	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	インガイ 磯貝 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	ウメザワ 梅澤 サヤカ 沙耶香	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	コジマ 小島 アキコ 章子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	イイジマ 飯島 トモコ 智子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	カワカミ 川上 トモコ 智子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	コガネイ 黄金井 ユキコ 友紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ヤマグチ 山口 メグミ 恩	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【北小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	シラカワ ユミコ 白川 由美子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	トウハラ ミエコ 當原 美枝子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	ミズカミ アキヨシ 水上 晃嘉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	アマリ マサオ 甘利 雅雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	イノウエ ハツミ 井上 初美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	イワサキ コ 岩崎 さえ子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	ウシオダ ハルオ 潮田 春男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	カワサキ イサオ 川崎 勲	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	サイトウ タカヒロ 齋藤 孝弘	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ハシモト タカヨシ 橋本 孝義	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	フジモト ヨシコ 藤本 佳子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	ミナガワ ツギオ 皆川 次男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	ウチヤマ ジュン 内山 遵	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	カワノ ユミコ 川野 由美子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	アダチ トシエ 安達 利江	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	イド サチコ 井戸 幸子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	イワマツ ミカ 岩松 美佳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ヤマザキ タカシ 山崎 隆司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ヤマダ ミサコ 山田 美沙子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【荻野小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考	
1	モリクボ 森久保	ダイスケ 大輔	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	イノウエ 井上	タイチ 太一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	コモト 小本	ヒロジ 寛司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	サタ 佐多	ヒトミ 仁巳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	ソネ 曾根	ゲンイチ 源一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	ワカスギ 若杉	シゲミ 重美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	イチカワ 市川	アケミ 明美	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	オシキリ 押切	ハルミ 晴美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	キムラ 木村	リュウタ 竜太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ニカミ 二上	ミチコ 理子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
11	ヒダカ 日高	サエリ 沙恵理	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
12	ヤマダ 山田	サトシ 悟	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ユモト 湯元	アヤノ 亜矢乃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【三田小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アカホシ 赤星 ヌウタ 友太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	タケウチ 竹内 ケンジ 健二	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	ミウラ 三浦 サトシ 智史	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	インナミ 印南 ミチコ 美智子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	カシワギ 柏木 ミキコ 美紀子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	コバヤシ 小林 リョウヘイ 良平	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	シガ 志賀 シゲマサ 繁政	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	ソデサワ 袖澤 ヨシハル 良春	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	タカハシ 高橋 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	サトウ 佐藤 ノリコ 典子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	イトウ 伊東 ヒロコ 弘子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	オオキタ 大北 タダシ 忠	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
13	サイトウ 齊藤 ヨシコ 芳子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	サクマ 佐久間 ユリコ 有里子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	タカザワ 高澤 ヒロヒデ 博英	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	タグチ 田口 マユミ 真由美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	タテベ 建部 リカ 里香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ナオシマ 直島 サキコ 早希子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ミツハシ 三橋 イズミ 泉	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
20	モウリ 毛利 ノボル 昇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【清水小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オカダ ケイコ 岡田 桂子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	ハタケヤマ シゲノブ 畠山 繁伸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	ミスミ ユウキ 三角 夕紀	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	サトウ サチオ 佐藤 幸男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	テラダ ヒロマサ 寺田 博正	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	フクオカ ノリアキ 福岡 典秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	フタエサク エミコ 二重作 恵美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	ミツタケ ヨリコ 光武 従子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	ヤクヤマ ミチコ 役山 美智子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ナガイ アキラ 永井 明	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ホソノ キヨミ 細野 貴世美	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	カサ ノボル 笠 昇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	キクチ ヨシカズ 菊池 義和	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
14	スギザキ タカアキ 杉崎 貴明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	セキ シゲノリ 関 恵紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ナカノ カズトキ 中野 和辰	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	マタムラ タカオ 又村 孝夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	モチマル シゲキ 持丸 茂樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ワタベ チエコ 渡部 千恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任

【小鮎小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ミズシマ 水島 康太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	エンドウ 遠藤 アキジ 明司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ハタテ 旗手 タスク 扶	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	ナリタ 成田 アツシ 敦	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	マツダ 松田 アイコ 愛子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	イシカワ 石川 シゲコ 茂子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年1月1日～ 令和6年5月31日	
7	ウスイ 臼井 モトキ 基樹	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	エガミ 江上 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	カワイ 川井 ユウ 優	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	コジマ 小島 アツコ 厚子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	コセムラ 古瀬村 ユウコ 優子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
12	ゴミ 五味 レイコ 礼子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	スズキ 鈴木 ツトム 努	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
14	トビキ 戸引 アキラ 晶	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	ニシミヤ 西宮 ノブオ 信夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	ハヤサカ 早坂 ヨウコ 曜子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	

【玉川小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	キノシタ 木下 崇範	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	クドウ 工藤 メグミ 恵美	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ニシウラ 西浦 ユウコ 優子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	ミツハシ 三橋 ヒロヤ 寛也	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	エンドウ 遠藤 ススム 進	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	オギヤマ 荻山 セイジ 清治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ゼンバ 前場 マサユキ 政行	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	タカハシ 高橋 ノボル 登	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ホソヤ 細谷 アキヒロ 晃宏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ヨシザワ 吉澤 キョウコ 鏡子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	カトウ 加藤 タカシ 隆	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ナカムラ 中村 マキコ 真紀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ミツハシ 三橋 アヤノ 文乃	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	イチカワ 市川 ユミコ 夕美子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	カワウチ 川内 ナツコ 奈津子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	サトウ 佐藤 アヤカ 文香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
17	タカツ 高津 サキ 早紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
18	タカハシ 高橋 マサイチ 正一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	ヤマグチ 山口 ユキコ 行子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【南毛利小学校・戸室小学校・南毛利中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イトウ 伊藤 トモユキ 智之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	サイトウ 齋藤 タカヒロ 隆浩	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ミヤモト 宮本 テツヤ 哲也	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	イガヤ 井萱 オサミ 修己	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	イシザワ 石澤 エ ふじ枝	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	イノウエ 井上 マリコ 真理子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ウエハラ 上原 マサエ 正枝	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	オオヤマ 大山 ユウイチ 裕一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	オカダ 岡田 アツコ 敦子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	カウ 加藤 エイシュウ 英宗	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	コジマ 小島 タダシ 正	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	サトウ 佐藤 タクヤ 拓也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ニクラ 新倉 ケイチ 啓一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	ニシムラ 西村 ケイジ 恵二	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	ハットリ 服部 エリコ 恵利子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	ミノロキ 溝呂木 アサコ 朝子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	ムロタ 室田 ヨウコ 陽子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
18	ヤマグチ 山口 イズミ 泉	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	ユモト 湯本 ヒロカズ 博一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
20	カツマタ 勝亦 エツロウ 悦郎	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

21	ヨシオカ 吉岡	トシコ 壽子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
22	ワダ 和田	キミコ 仁子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
23	アダチ 足立	ユリ 由里	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
24	オギタ 荻田	ミホ 美穂	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
25	オノ 小野	ナツコ 奈津子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
26	カトウ 加藤	ミユキ 美由	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
27	カンザキ 神崎	リウイチ 良一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
28	キドコロ 城所	ハルヒコ 春彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
29	コバヤシ 小林	ケンスケ 憲輔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
30	サイトウ 齋藤	ユウ 優	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
31	シムラ 志村	チエミ 智恵美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
32	スギヤマ 杉山	シゲオ 繁雄	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
33	スギヤマ 杉山	ヨシコ 芳子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
34	タカミネ 高峰	ユウコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
35	タムラ 田村	ヨシユキ 賛幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
36	トミツカ 富塚	ひとみ	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
37	ナメガヤ 行谷	ゴウ 豪	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
38	ナンバ 難波	カオリ 香織	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
39	ハナウエ 花上	カズミ 和巳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
40	ヒロセ 廣瀬	シュウイチ 修一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
41	ヒョウモト 兵本	ケイ 圭	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
42	フクミツ 福満	アキヒサ 昭久	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

43	マツモト 松本	ケン 謙	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
44	ミヤシタ 宮下	ナオミ 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
45	ヨロギ 萬木	ヤスリ 康哲	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【相川小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アリサカ 有坂 カツユキ 克幸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	イデ 井出 リョウイチ 良一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	マエダ 前田 ユキヤ 行哉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	モウリ 毛利 ヒロアキ 太晶	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	アライ 新井 リカ 利佳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	イケベ 池邊 フミコ 史子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ツツミ 堤 タカコ 貴子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ハマダ 濱田 ダイスケ 大輔	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ミヤマエ 宮前 フキコ 富貴子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ヤマグチ 山口 ハルヒサ 治久	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ハタ 秦 ケイコ 啓子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ヤマカワ 山川 エツコ 悦子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	オオタガキ 大田垣 ヒロシ 洋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	オカベ 岡部 キヨミ 清美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	ササキ 佐々木 ミツグ 貢	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	スギモト 杉本 フミコ 文子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	ハナウエ 花上 ナミ 奈美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任

【厚木第二小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アベ 阿部 マユミ 真弓	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	イケダ 池田 ヨウキ 祐樹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	タマル 田丸 ユカ 由加	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	ハナウエ 花上 マリコ 麻理子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	ヨシオカ 吉岡 タクマ 拓磨	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	イワツキ 岩月 ノブオ 宣雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	ウチウミ 内海 マサアキ 政明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	サクガワ 作川 シゲル 茂	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	クマザキ 熊崎 マサシ 昌司	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	コジマ 小島 リツコ 律子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	イシイ 石井 アキラ 晃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	ササキ 佐々木 イサオ 勲	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	シザワ 志澤 ノブコ 寛子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	スガワラ 菅原 マリコ 真理子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
15	ツルシロ 鶴代 トモコ 知子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ヤハタ 八幡 トモユキ 智行	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【緑ヶ丘小学校・林中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オガワ 小川 貴	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	タキザワ 滝澤 セイイチ 聖一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	カサイ 河西 トシヤ 利也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	カワセ 川瀬 ヒロユキ 寛之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	コヤナギ 小柳 シゲル 滋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	タケウチ 竹内 マサノリ 正徳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	タムラ 田村 カツシ 勝利	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	トモノ 友野 トシオ 利雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	ナカムラ 中村 コ ルミ子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ハヤマ 葉山 シュウジ 修次	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ヒラノ 平野 リョウジ 亮二	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	モリ 森 ヤスノブ 康信	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	タカハシ 高橋 イクコ 育子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	イズ 伊豆 フミコ 文子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	ウエムラ 上村 シズエ 志寿江	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	エンドウ 遠藤 ダイチ 大地	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	オオキ 大木 カズヒコ 和彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
18	キタムラ 北村 サンシロウ 三四郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	キムラ 木村 サトシ 聡	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
20	クマサカ 熊坂 タカシ 崇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

21	タナベ 田邊	ヒロユキ 浩之	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
22	ハナイエ 花家	ヒロアキ 裕昭	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
23	ヒロセ 広瀬	キヨミ 清美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
24	ミカミ 三上	ミキ 美樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
25	ムナカタ 宗形	エリ 恵里	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【愛甲小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ニシオカ 西岡 ユウイチ 祐一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	ヤマザキ 山崎 タカシ 貴司	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	オオサワ 大澤 タクシ 武	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	コウザイ 香西 マキコ 真貴子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	サカモト 坂本 トモコ 朋子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	シオカワ 塩川 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	タカザワ 高澤 ヒロミチ 浩通	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	タカハシ 高橋 ユタカ 豊	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	ハツリ 服部 ケンジ 憲治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ハツリ 服部 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ヤマダ 山田 ヨシハル 善治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	ハセガワ 長谷川 トシコ 敏子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	オグラ 小倉 ケイコ 恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
14	オノ 小野 アキコ 亜希子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	グンジ 郡司 かおり	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ソガ 曾我 アリツネ 有恒	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	ナガセ 永瀬 リコ 紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ナカヤマ 中山 テツロウ 哲郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
19	マツモト 松本 シゲミ 成美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
20	ヤマモト 山本 ユウイチ 雄一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【妻田小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イシカワ 石川 マサカズ 正和	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	シノザキ 篠崎 ナオキ 直紀	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	モロヤマ 師山 アツシ 厚	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	シライシ 白石 トオル 透	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	ニイクラ 新倉 マユミ 真由美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	イノクマ 猪熊 タカシ 孝志	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ツカハラ 塚原 カズエ 一恵	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	アベ 阿部 コウヘイ 幸平	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	アラ 荒 マサヨ 正代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
10	カワウチ 川内 コウヘイ 耕平	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	コジマ 小島 コ あき子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
12	コバヤシ 小林 ナオキ 直樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
13	セキネ 関根 ヒトミ 瞳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	ツチヤマ 土山 コウイチ 幸一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	ナカノ 中野 ヒロマサ 裕正	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	

【鳶尾小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	カナイ 金井 貴志	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	トクナガ 徳永 裕介	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ハセガワ 長谷川 祐助	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	マシコ 猿子 修司	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	オノ 小野 晴巳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	オノデラ 小野寺 信郎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	カワサキ 川崎 英司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	コセコ 小瀬古 久秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	コバヤシ 小林 弘樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	スズキ 鈴木 さなえ	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ハヤシ 林 モトハル 元春	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ツチヤ 土谷 トモオ 知男	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ナガサト 永里 ヨシユキ 芳之	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	アサイ 朝井 ケイコ 慶子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	アダチ 足達 マサル 勝	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
16	イシイ 石井 セツ子 ^コ	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	カネコ 金子 ヒトミ 仁美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
18	ナガオケ 永桶 チアキ 千秋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	ナリタ 成田 ジュンヤ 潤也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【毛利台小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	カシワギ 柏木 ヒデアキ 秀明	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	コガネイ 黄金井 ヨウスケ 陽介	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	モリ 森 マイ 麻衣	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	アキヤマ 秋山 カツシゲ 勝茂	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	アライ 荒井 ノリユキ 教之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	タケベ 武部 タダシ 規	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ナンバ 南波 マサシ 正志	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	アサカワ 浅川 エイジ 英次	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	オクダ 奥田 ナナヨ 七代	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	カタハラ 片原 ヨウジ 陽児	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ナワタ 縄田 ナオミ 奈緒美	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	マエダ 前田 テルコ 照子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ヨシノ 吉野 ミヨコ 見代子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	イノウエ 井上 アキラ 章	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
15	タカハシ 高橋 リョウタ 亮太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	タグチ 田口 ミチコ 美智子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
17	トビキ 戸引 コ もと子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
18	ナカトガワ 中戸川 キミアキ 公昭	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	ヤマダ 山田 カオル 香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【上荻野小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イケダ 池田 浩幸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	セリタ 芹田 シオリ 詩織	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ムラタ 村田 リュウスケ 龍介	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	アライ 新井 ヒロアキ 寛明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	オクワキ 奥脇 タカシ 岳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	オチアイ 落合 リキヤ 力也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	タナカ 田中 ミヅル 満	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	イノウエ 井上 マコト 允	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	サクマ 佐久間 シンイチ 新一	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	アベ 阿部 ヨウコ 容子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
11	カワグチ 川口 ミホコ 美穂子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	クロダ 黒田 タマキ 環	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
13	コジマ 小島 タカシ 卓	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	マツモト 松本 タカヒロ 崇寛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	ミカミ 三上 タケン 剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
16	ヒラタ 平田 ショウミ 奨美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	ヤマグチ 山口 マサアキ 正晃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【飯山小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ウエノ 上野 マサフミ 雅史	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	ヨネヤマ 米山 リュウコウ 隆弘	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	エンドウ 遠藤 アキジ 明司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	カイモリ 貝森 マサユキ 征行	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	カワタ 川田 フサエ 房江	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	マイタ 真板 クミ 久美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ヤマグチ 山口 ミツオ 光男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ヤマダ 山田 カズヒロ 和広	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	イイタニ 飯谷 ユウコ 裕子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	オオニシ 大西 ケイジ 慶二	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ヤマダ 山田 コ くみ子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ウエカワ 上川 トモミ 友美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
13	エンドウ 遠藤 ツヨシ 剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	オザワ 小澤 カズヒト 一仁	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	カワカミ 川上 ミホ 美穂	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
16	ハヤシ 林 マサトシ 昌利	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	フジサキ 藤崎 ユウコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
18	ミツハシ 三橋 ヒロアキ 弘明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	

【森の里小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アサイ 浅井 ヒサフミ 央章	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	ソネ 曾根 チハル 千晴	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ムラカミ 村上 アヤコ 絢子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	ムラカミ 村上 トモユキ 智之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	モリシタ 森下 マイコ 麻衣子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	イシザキ 石崎 ヒロユキ 洋之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	イマワカ 今若 ナオユキ 直征	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	コバヤシ 小林 ノリヒト 範仁	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	シマダ 嶋田 カオル 薫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ナカガワ 中川 ヨウタ 洋太	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ナガシマ 永嶋 シンイチ 信一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ハシモト 橋本 タカオ 孝雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ハラダ 原田 ジュウジ 充治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	ミツハシ 三橋 ケイジ 敬司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	イイダ 飯田 カナ 佳奈	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	アオキ 青木 シンジ 信二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	オオタ 太田 タカシ 隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
18	シブヤ 澁谷 ナオミ 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	スダ 須田 サトコ 哲子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
20	マツヤマ 松山 アイ 愛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任

【依知小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	サソウ 笹生 テツヤ 哲也	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	シノジマ 篠島 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	ムカサ 向笠 ヨシヒロ 良洋	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	アリシマ 有島 マサキ 真樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	イデ 井出 マコト 慎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	サソウ 笹生 シュウイチ 修一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	ソガ 曾我 リエ 梨恵	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	タカハシ 高橋 ヒロオ 博雄	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	タカベ 高部 サチ 三智	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	ホンダ 本田 カヨコ 佳代子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ヤマモト 山本 ミチコ 美智子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	イシヅカ 石塚 ミチヨ 美千代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	ウメザワ 梅澤 カツノリ 勝憲	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	オサク 尾作 ノブコ 展子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	サノ 佐野 ヒロコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	タドコロ 田所 ナオコ 直子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	マツモト 松本 カズヤ 和也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ヤマグチ 山口 ナオノリ 尚紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【戸田小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アイハラ 相原 ジュンイチ 淳一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	ノザキ 野崎 コウイチ 興壹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	アンドウ 安藤 アヤヒデ 綾英	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	オオヌキ 大貫 タカシ 隆敏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	オオヌキ 大貫 タカヒロ 隆廣	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	オバラ 小原 ヒロシ 寛	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	キツカワ 吉川 ヤスエ 康恵	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ヒロキ 廣木 ヤスユキ 康之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	モリシタ 森下 トシハル 俊春	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	オオヌキ 大貫 ヒデユキ 秀行	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	コシオ 小塩 ヒデコ 秀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ソネ 曾根 ダイ 大	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	オクヤマ 奥山 ケンゴ 健吾	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
14	コヤナギ 小柳 タカシ 隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	サトウ 佐藤 ワカナ 若菜	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
16	ホシノ 星野 ヒロヨ 浩代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	ミヤタ 宮田 コウイチ 幸一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
18	ヤマウチ 山内 ユウ 夕	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
19	ヨシダ 吉田 アツシ 敦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【上依知小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イトウ 伊藤 ユウイチ 祐一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	ムラオカ 村岡 タカシ 貴志	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	モチヅキ 望月 メグミ 恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	イワザキ 岩崎 ミエコ 美恵子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	クラモト 倉本 カズオ 和夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	サイトウ 齋藤 マコト 慎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	シブヤ 澁谷 タカシ 隆司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	シライ 白井 ユキヒコ 行彦	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	マエダ 前田 トモミ 智珠	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	カンノ 菅野 ミチオ 道男	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ヤマザキ 山崎 ミエコ 美恵子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	シノザキ 篠崎 ナオミ 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
13	タケ 武 エミコ 枝美子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	ナガイ 永井 リエ 利恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	ハットリ 服部 ヒロシ 裕史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ホリグチ 堀口 ケイタロウ 恵太郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	モリタ 森田 アヤコ 綾子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ワタナベ 渡辺 アサミ 麻美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【厚木中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オオウチ トモヤ 大内 友哉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	クマザキ マサシ 熊崎 昌司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	スズキ タカフミ 鈴木 孝文	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	ナカムラ ユタカ 中村 豊	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	マツノ リツコ 松野 律子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	ミヤタ コウキ 宮田 幸紀	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	イヤナガ アキコ 彌永 晶子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	イワサキ クニオ 岩崎 邦夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	カノウ リョウスケ 加藤 亮介	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	コイデ ヒロシ 小井手 仁	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	タカギ ミツヒト 高木 光人	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	タナカ ヨシアキ 田中 祥章	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
14	タムラ ヨシユキ 田村 賛幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	フルヤ ダイスケ 古谷 大輔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ヤマシタ ナオキ 山下 直樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【依知中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	トクナガ 徳永 タカシ 高志	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	マスダ 増田 タカヒロ 貴宏	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	イノウエ 井上 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	イノウエ 井上 トシアキ 敏明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	カンザキ 神崎 トモヒロ 友宏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	サイトウ 齋藤 キヨシ 清	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	タカザワ 高澤 タカシ 崇	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	ホシノ 星野 ユキコ 由紀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	ホンダ 本田 カヨコ 佳代子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	アンドウ 安藤 フミ 史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	イズミ 泉 ナオコ 直子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	オビ 小尾 アキオ 昭夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	クスノキ 楠 ヨシフミ 好文	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	コバヤシ 小林 マサコ 昌子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	ササキ 佐々木 ヨシコ 佳子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ナカムラ 中村 キョウコ 恭子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	モリフジ 森藤 タケヒコ 岳彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【荻野中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オチアイ 落合 リキヤ 力也	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	ウメト 梅本 ヒデフミ 秀文	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	オクワキ 奥脇 アツヒト 篤仁	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	コバヤシ 小林 リョウヘイ 良平	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	サクマ 佐久間 シンイチ 新一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	フシミ 伏見 キヨシ 清	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	マルヤマ 丸山 カツコ 勝子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ヤスギ 矢杉 ユミコ 由美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ワカスギ 若杉 シゲミ 重美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	タカハシ 高橋 ヒデアキ 秀章	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
11	ツチャ 土屋 アキコ 暁子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ババ 馬場 マサフミ 昌史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ミヤザキ 宮崎 ユウヤ 勇弥	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	モウリ 毛利 ノボル 昇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【睦合中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イトウ 伊藤 モトマサ 元正	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	イワイ 岩井 ライノウ 頼造	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	カシワギ 柏木 みどり	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	ソデサワ 袖澤 ヨシハル 良春	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	ナンバ 難波 ソウイチロウ 宗一郎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	フクイズミ 福泉 ケイコ 圭以子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	フクゾエ 福添 ヒロミ 浩美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	オザワ 小澤 マサル 勝	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	カネコ 金子 ヤスユキ 泰幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	カワイ 河合 ユタカ 豊	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	クリヤマ 栗山 マキ 真紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	コヤマ 小山 マサタカ 雅隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	シゲヒサ 重久 アキヒコ 昭彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
14	スズキ 鈴木 ダイチ 大地	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	タカザワ 高澤 ヒロヒデ 博英	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
16	ホンマ 本間 ヨウイチロウ 洋一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
17	ミツハシ 三橋 イズミ 泉	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	ヤマカワ 山川 カズヒサ 和寿	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ヨシダ 吉田 ヤスアキ 泰明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【小鮎中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イノウエ サトミ 井上 智美	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	ウスイ モトキ 臼井 基樹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	イトウ マサル 伊藤 大	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	エトウ レイコ 江藤 玲子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	スギサワ ミチヨ 杉沢 三千代	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	ハヤマ ユキオ 早山 征夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	ムライ ヒサオ 村井 久雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	モリ シゲキ 森 茂樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ウチヤマ ヨシコ 内山 佳子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ミヤモト タカシ 宮本 隆	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ヤスダ ヨウジ 安田 洋司	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	イナバ ユカミ 稲葉 由香美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	イワサワ アユミ 岩澤 鮎美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
14	オオスギ ヒロシ 大貫 博	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
15	セト ヒデアキ 瀬戸 秀明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	タテベ ケイイチ 建部 圭一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
17	タナカ サトコ 田中 誠子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
18	ヤマダ タケアキ 山田 剛彰	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
19	ヤナガワ トモヒロ 柳川 智広	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【玉川中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イシカワ 石川 リナ 梨奈	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	キコ 木子 マサオ 雅夫	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	コセムラ 小瀬村 リカ 里香	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	エンドウ 遠藤 ススム 進	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	ナワタ 縄田 ナオミ 奈緒美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	ハラダ 原田 ヒロミ 浩美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	アキヤマ 秋山 カツシゲ 勝茂	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	カタハラ 片原 ヨウジ 陽児	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ハラダ 原田 タダヒロ 忠洋	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	アライ 荒井 ヒロユキ 広幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	オオヤマ 大山 ナオキ 直樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	クラハン 倉橋 カズヒサ 一久	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
13	サトウ 佐藤 ヒサヨ 昌代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
14	セキハラ 関原 ユキハル 幸治	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	セト 瀬戸 ヒデアキ 秀明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
16	チョウノ 蝶野 ヒデノブ 英伸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	ナカノ 中野 タカコ 貴子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

【東名中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ヒライ 平井 ミキオ 幹雄	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	カンノ 菅野 アキオ 昭男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	コサワ 古澤 ヒデイチ 秀一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	シオカワ 塩川 カズミ 一美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	ツクダ 佃 ケンイチ 賢一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	ハットリ 服部 エミコ 恵美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	フクダ 福田 ヒロミ 裕実	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	アンドウ 安藤 ケイタ 慶太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
9	イトウ 伊藤 ミカ 実香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	カツラ 勝良 トモコ 朋子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
11	サコ 佐古 カツリ 博則	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
12	タドコロ 田所 シュンジ 俊二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	マツモト 松本 シゲミ 成美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	ミウラ 三浦 コウイチ 孝一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【藤塚中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イマイ 今井 メグミ 恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	コスゲ 小菅 サダユキ 貞幸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	ワタナベ 渡邊 トシノブ 智信	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	イノウエ 井上 ハツミ 初美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	エノモト 榎本 マサユキ 正行	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	オオツカ 大塚 タダシ 正	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	カワサキ 川崎 イサオ 勲	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	キクチ 菊地 フジオ 富士夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	サトウ 佐藤 サイコ 彩子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	シオカワ 塩川 ヒロミ 裕美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	ハシモト 橋本 タカヨシ 孝義	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	ヤゴ 矢後 リマサ 訓賢	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
13	カンノ 菅野 ミチオ 道男	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	ウメザワ 梅澤 ミル 稔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	コジマ 小島 ヒロノブ 宏信	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
16	スダ 須田 ツヨシ 剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
17	フルヤ 古屋 アヤノ 彩乃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
18	モリモト 森元 ユウキ 勇氣	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
19	ユウキ 結城 マサトモ 政朝	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【森の里中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	サトウ 佐藤 孝子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	フクザワ 福澤 幸恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	モリシタ 森下 慎一朗	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	イイダ 飯田 忠吉	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	イシイ 石井 公規	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	カジヤマ 梶山 光男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	カトウ 加藤 隆	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ハラダ 原田 充治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ミツハシ 三橋 敬司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	イマワカ 今若 直征	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	アオキ 青木 信二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	アオヤギ 青柳 智子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	イイダ 飯田 修	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
14	イマガワ 今川 千尋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
15	サトウ 佐藤 瑞恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
16	トクナガ 徳永 千佳代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
17	マツダ 松田 拓也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任

【睦合東中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	トキワ 常盤 マキコ 真樹子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
2	タカハシ 鷹嘴 ヨシヒデ 吉秀	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
3	フクオカ 福岡 ノアキ 典秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
4	ヤマモト 山本 トモアキ 智明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
5	コイケ 小池 ケイコ 桂子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
6	ナガイ 永井 アキラ 明	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
7	マエガシラ 前頭 ナナエ 七恵	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
8	アライ 新井 ユウシ 雄士	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
9	キタジマ 北島 ヒロキ 宏樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
10	サトウ 佐藤 タカフミ 貴文	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
11	シマ 島 ノリコ 紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
12	ヒグチ 樋口 ユウイチロウ 雄一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
13	マタムラ 又村 タカオ 孝夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
14	ミヤザキ 宮崎 マサヒコ 昌彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	
15	ヤギ 八木 ヨシユキ 義之	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和7年5月31日	新任
16	ワダ 和田 エミ 絵美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年6月1日～ 令和7年5月31日	

【相川中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アイハラ 相原 ジュンイチ 淳一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	イトウ 伊藤 ヒトミ 仁美	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	ヨネムラ 米村 ユカ 由香	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	コシオ 小塩 ツネオ 恒夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	モウリ 毛利 スミオ 澄夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	ヤマカワ 山川 タダノリ 忠規	規則第5条第1項第2号(住民)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	コシオ 小塩 ヒデコ 秀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	アラカワ 荒川 エミコ 恵美子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	アンドウ 安藤 カツヤス 勝康	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	イズミ 和泉 リョウキ 竜樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	キタイ 鍛代 アツコ 敦子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和5年4月1日～ 令和6年5月31日	
12	サイトウ 齋藤 リコ 理子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
13	ソウカワ 寒川 コウジ 裕二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
14	タグチ 田口 アキオ 明生	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任
15	ホソノ 細野 ハルマサ 治正	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
16	マツモト 松本 メグミ 恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年4月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市いじめ防止対策委員会委員に欠員が生じたことに伴い、令和6年4月1日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期
1	ホソヤ 細谷 ヌウキ 祐紀	条例第3条第3号 (関係行政機関の職員)	厚木児童相談所 子ども支援第一課 児童福祉司SV	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日

厚木市いじめ防止対策委員会及び厚木市いじめ問題調査委員会条例 (抜粋)

(組織)

第3条 防止対策委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) いじめの防止等に関し優れた識見を有する者
- (2) 厚木市立の小中学校の児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【厚木市いじめ防止対策委員会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	エンドウ 大地 遠藤 大地	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	厚木愛甲地区 中学校教育研究会 生徒指導部会代表	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
2	オオタニ ユウキ 大谷 優樹	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	弁護士	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
3	オザワ カズヒト 小澤 一仁	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	東京工芸大学 准教授	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
4	カガヤ チズ 加賀屋 千寿	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	臨床心理士	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
5	ナカムラ アキコ 中村 明子	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	元小学校校長	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
6	フジタ ケイスケ 藤田 圭亮	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	厚木愛甲地区 小学校教育研究会 児童指導部会代表	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
7	マエザワ マスミ 前澤 眞澄	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	臨床心理士	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
8	ヨシオカ マリ 吉岡 真理	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	弁護士	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
9	ワタナベ サユリ 渡辺 小百合	条例第3条第1号 (優れた識見を有する者)	児童精神科医	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
10	ハタケヤマ シンゴ 畠山 繁伸	条例第3条第2号 (児童生徒の保護者)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会 推薦の中学校保護 者代表	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
11	ムロタ ヨウコ 室田 陽子	条例第3条第2号 (児童生徒の保護者)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会 推薦の小学校保護 者代表	令和4年6月1日～ 令和6年5月31日	
12	ウジエ クニアキ 氏家 邦明	条例第3条第3号 (関係行政機関の職員)	厚木警察署 生活安全第一課 防犯少年係警部補	令和5年10月1日～ 令和6年5月31日	
13	ホソヤ ユウキ 細谷 祐紀	条例第3条第3号 (関係行政機関の職員)	厚木児童相談所 子ども支援第一課 児童福祉司SV	令和6年4月1日～ 令和6年5月31日	新任

報告事項 9 及び 10

については、

非公開案件となります。

学校選択制等の実施結果について

1 令和6年度入学 中学校選択制実施結果

(1) 中学校選択制について

子どもたち一人一人が自ら適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことができるよう、原則として指定中学校の学区に隣接する学校の中から、就学を希望する学校を選択することができる制度です。

(2) 実施結果

(令和6年4月5日現在 単位：人)

選択希望学校	受入 上限人数	入学者数		
		隣接	隣接外	人数
厚木中学校	20	12	0	12
依知中学校	20	3	0	3
荻野中学校	20	3	0	3
睦合中学校	20	0	0	0
小鮎中学校	20	3	0	3
玉川中学校	20	7	0	7
南毛利中学校	10	7	0	7
東名中学校	20	4	0	4
林中学校	20	6	0	6
藤塚中学校	20	8	0	8
森の里中学校	20	1	0	1
睦合東中学校	25	15	0	15
相川中学校	20	0	0	0
合計	255	69	0	69

(3) 主な選択理由

ア 教育環境	16 人
イ 部活動	15 人
ウ 友人関係	27 人
エ 通学距離	11 人

2 令和6年度入学 小規模特認校制度実施結果

(1) 小規模特認校制度について

少人数ならではの温かな指導や、地域と連携した教育活動が展開されている小規模校において、通学区域外からの就学を認めることで、児童の適性をいかした教育を推進することにより、学校規模の適正化及び学校の活性化を図る制度です。

(2) 小規模特認校制度により児童を受け入れる小学校 玉川小学校

(3) 実施結果

(令和6年4月8日現在 単位：人)

学年別入学者数	
学年	人数
1年生	2
2年生	1
3年生	0
4年生	0
5年生	0
6年生	0
合計	3

指定学校別入学者数	
学校名	人数
三田小学校	1
小鮎小学校	1
厚木第二小学校	1
合計	3

3 令和6年度入学 住居からおおむね1 km以内の学校の選択実施結果

(1) 住居からおおむね1 km以内の学校の選択について

児童・生徒の教育環境をより良いものとするため、大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、そうでない他の学校が住居からおおむね1 km以内にある場合、この学校への就学を認めることにより、学校規模の適正化を図るものです。

(2) 1 km以内の学校の選択対象校

大規模状態にある学校	選択することのできる学校
厚木第二小学校	相川小学校
南毛利小学校	緑ヶ丘小学校 毛利台小学校

(3) 実施結果 (令和6年4月1日現在 単位：人)

選択対象校	入学者数	備考
相川小学校	2	令和6年度第1学年
緑ヶ丘小学校	5	令和6年度第1学年
毛利台小学校	0	
合計	7	

令和6年度学校施設整備計画について

令和6年度に実施する主な学校施設整備の内容について、次のとおり報告します。

1 長寿命化（機能回復）改修工事	
① 戸田小学校 中央棟校舎ほか長寿命化（機能回復）改修工事	別紙1
② 睦合東中学校 渡り廊下長寿命化（機能回復）改修工事	
2-1 受変電設備改修工事（令和5年度契約済み）	
③ 愛甲小学校 受変電設備改修工事	別紙2
④ 玉川小学校 受変電設備改修工事	
⑤ 戸室小学校 受変電設備改修工事	
2-2 受変電設備改修工事（令和6年度契約）	
⑥ 林中学校 受変電設備改修工事	別紙3
⑦ 藤塚中学校 受変電設備改修工事	
⑧ 睦合中学校 受変電設備改修工事	
⑨ 荻野中学校 受変電設備改修工事	
3 グラウンド改修工事	
⑩ 東名中学校 グラウンド改修工事	別紙4
4 小・中学校特別教室冷暖房設備設置事業	
⑪ 北小学校ほか3校 特別教室等冷暖房設備設置事業	別紙5
⑫ 厚木中学校ほか4校 特別教室等冷暖房設備設置事業	
5 小・中学校体育館冷暖房設備設置事業	
⑬ 依知小学校ほか3校 体育館冷暖房設備設置事業	別紙6
⑭ 厚木小学校ほか1校 体育館冷暖房設備設置事業	
⑮ 厚木中学校ほか7校 体育館冷暖房設備設置事業	

1 長寿命化（機能回復）改修工事

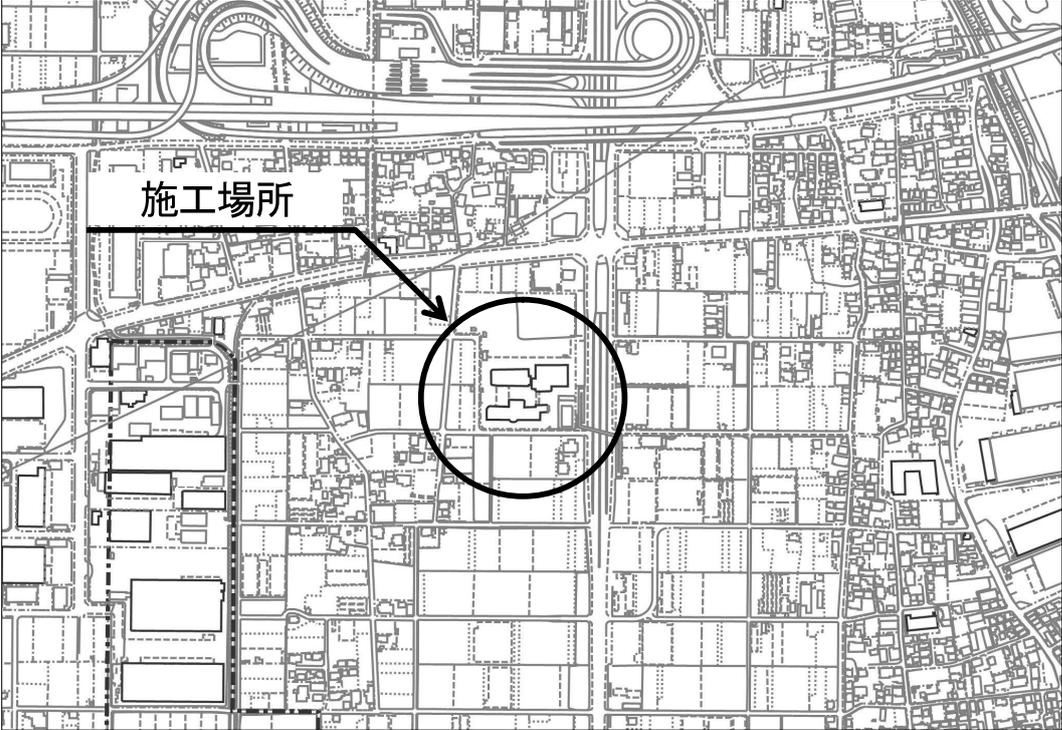
施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した外壁、屋上防水等の改修工事を実施する。

件名①	戸田小学校 中央棟校舎ほか長寿命化（機能回復）改修工事	
予算額	162,794,000円	
施工箇所	中央棟校舎・南棟校舎（北側のみ）	
工事内容	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修	
建設年度	昭和62年度（経過年数：37年）	
構造・階数	鉄筋コンクリート造・3階建て	
改修面積	中央棟	外壁：463㎡・屋上：135㎡・屋根：245㎡
	南棟	外壁：711㎡・屋上：228㎡
施工期間	6月下旬～11月下旬（予定）	

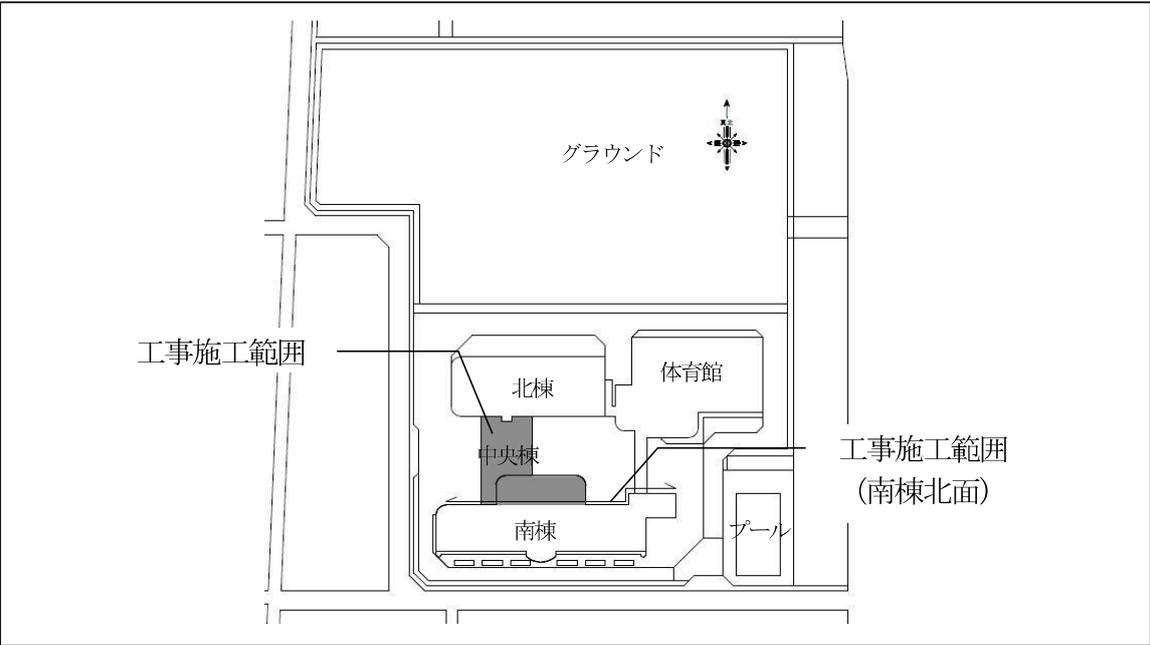
件名②	睦合東中学校 渡り廊下長寿命化（機能回復）改修工事	
予算額	97,367,000円	
施工箇所	渡り廊下	
工事内容	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修	
建設年度	昭和63年度（経過年数：36年）	
構造・階数	渡り廊下1	鉄筋コンクリート造・3階建て
	渡り廊下2	鉄筋コンクリート造・2階建て
改修面積	渡り廊下1	外壁：502㎡・屋上：54.4㎡・屋根：113㎡
	渡り廊下2	外壁：258㎡・屋上：69.1㎡
施工期間	7月上旬～10月下旬（予定）	

戸田小学校中央棟校舎ほか長寿命化（機能回復）改修工事

位置図

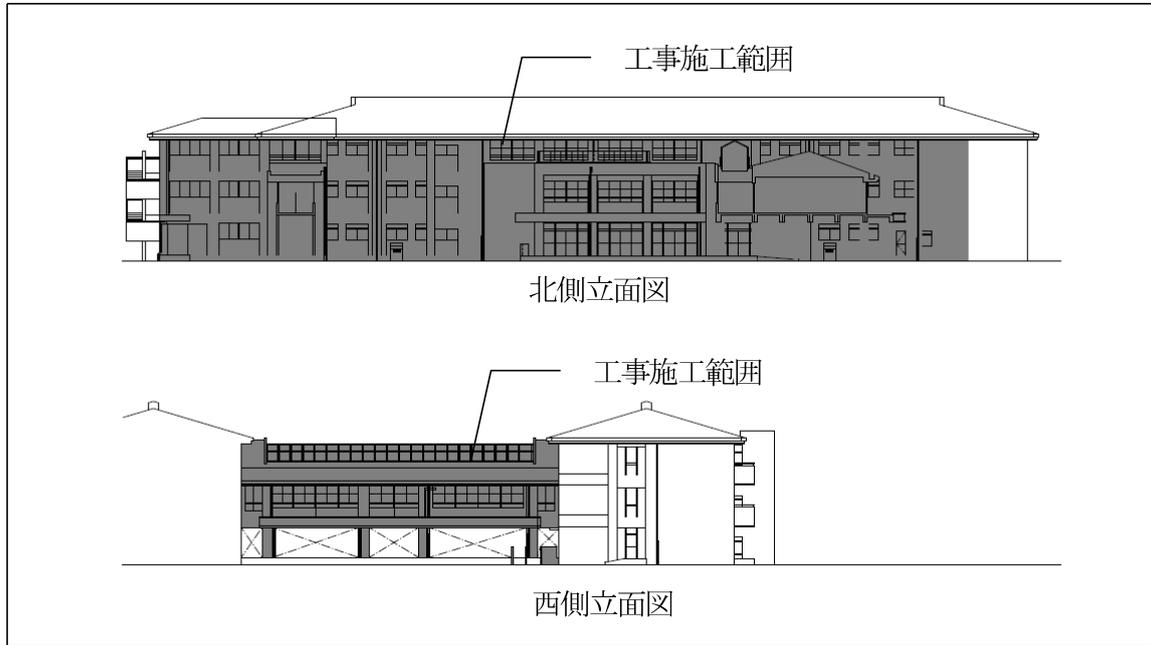


配置図



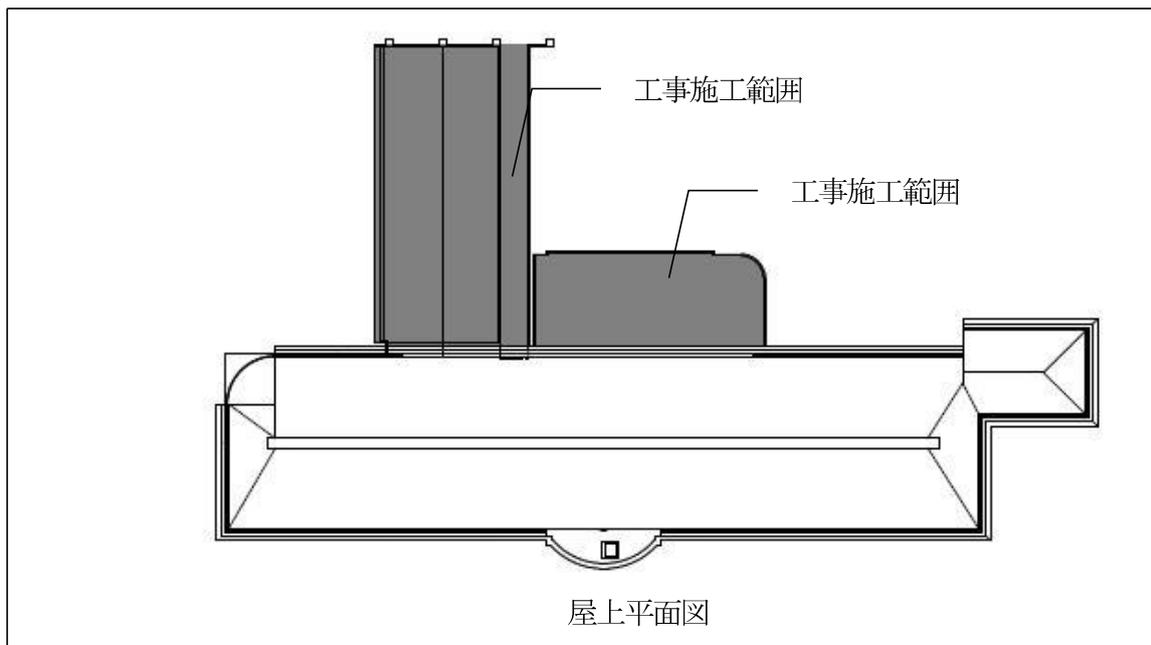
外壁改修

立面図



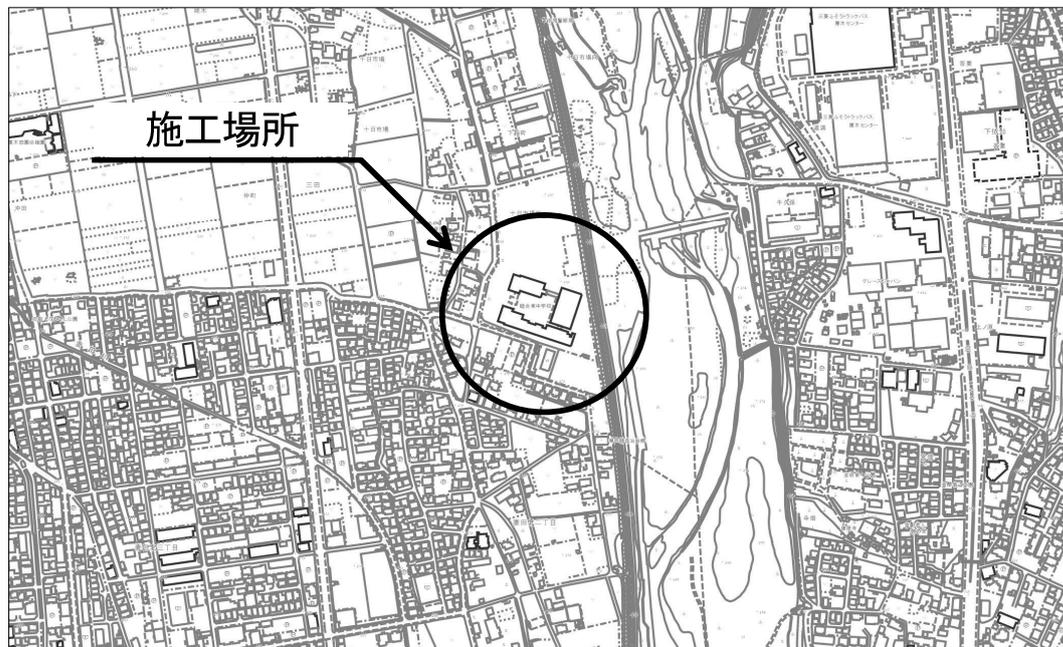
屋上改修

平面図

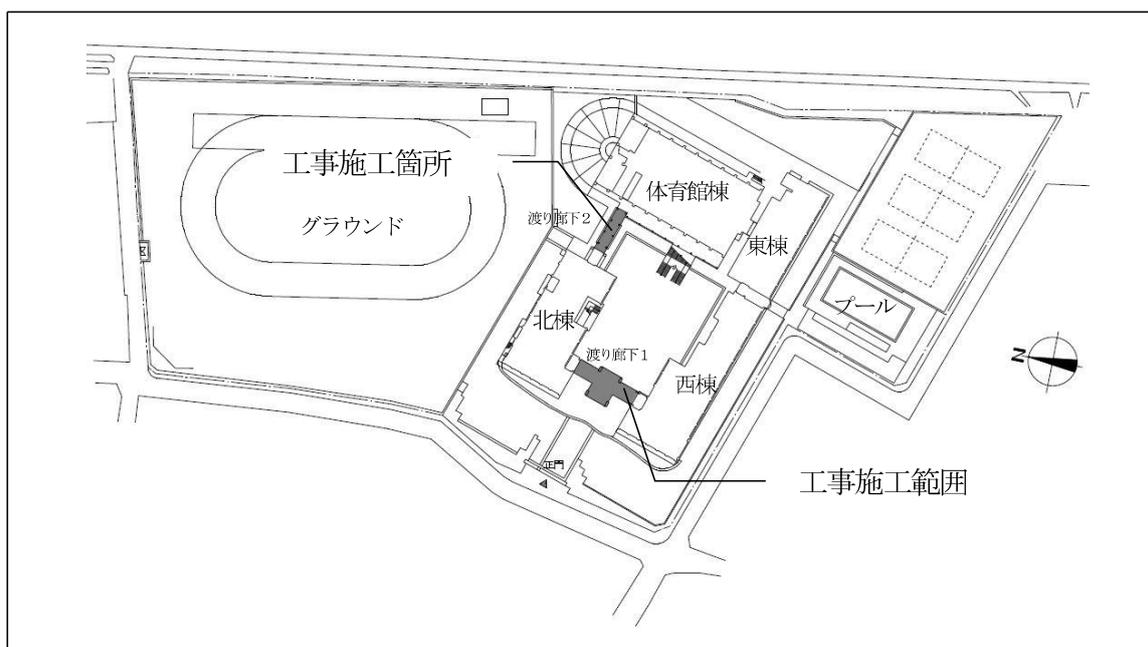


睦合東中学校渡り廊下長寿命化（機能回復）改修工事

位置図

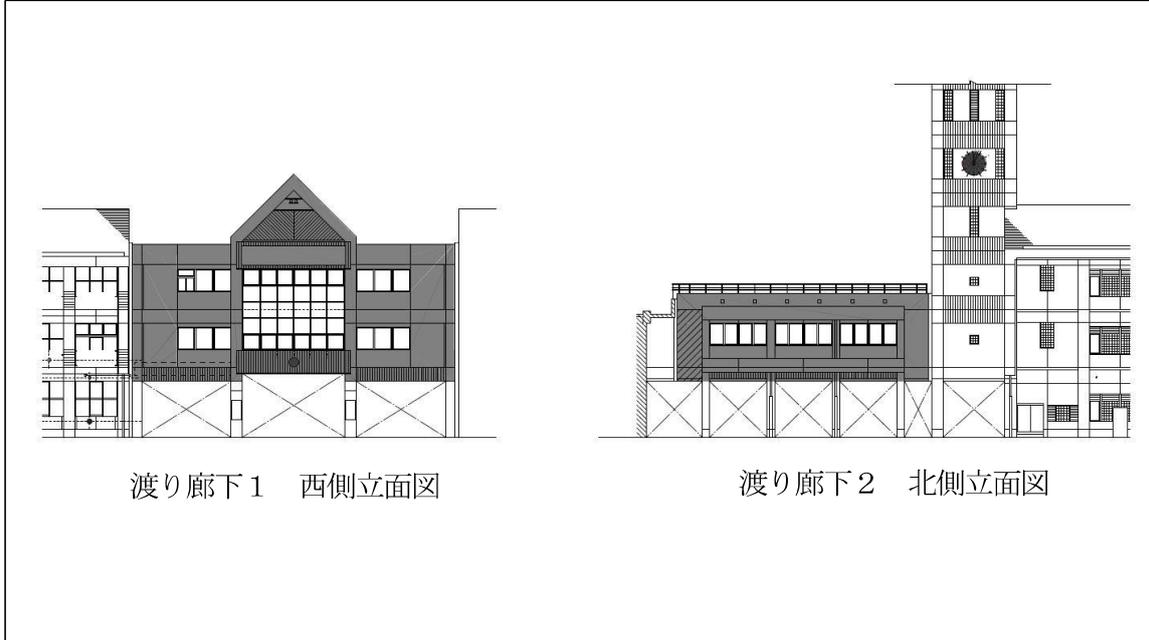


配置図



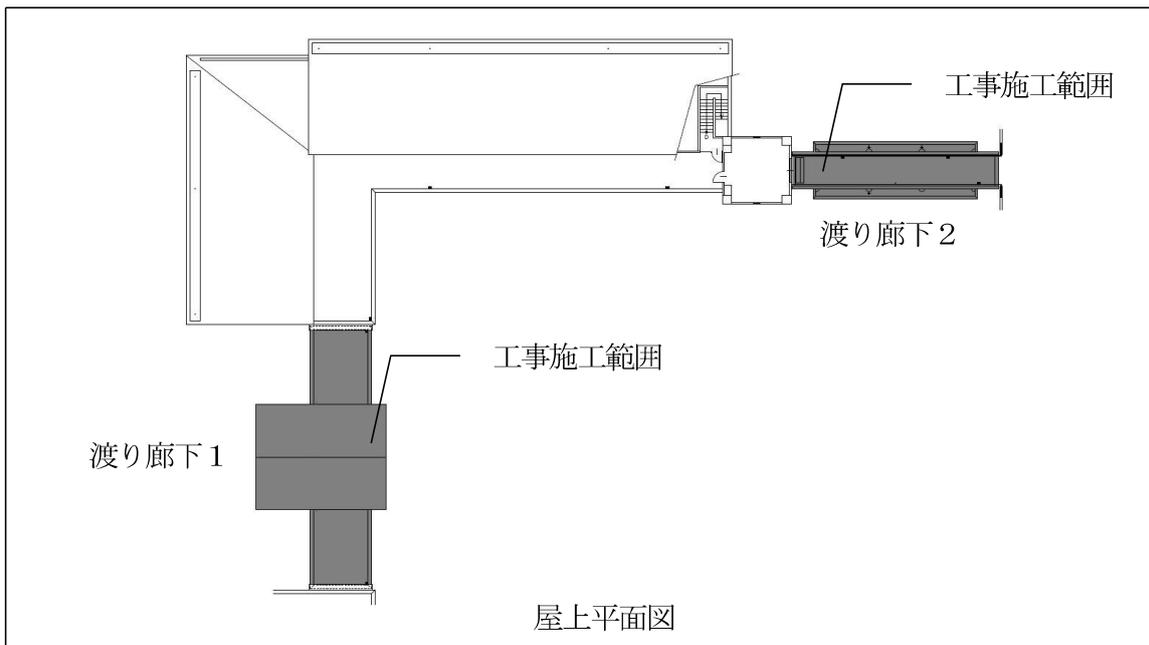
外壁改修

立面図



屋上改修

平面図



2-1 受変電設備改修工事（令和5年度契約済み）

施設の長寿命化を図るとともに、児童が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した施設の主要電気設備である受変電設備の改修工事を実施する。

なお、受変電設備の製作に必要な部品供給に時間を要するため、令和5年度に契約し、令和6年度に現場施工を実施する。

件名③	愛甲小学校 受変電設備改修工事
予算額	93,646,000円
契約額	90,699,400円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和51年度（経過年数：48年）
設備容量	既存：200kVA ⇒ 改修：375kVA
施工期間	令和6年4月上旬～10月下旬（予定）

件名④	玉川小学校 受変電設備改修工事
予算額	82,123,000円
契約額	74,657,000円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和56年度（経過年数：43年）
設備容量	既存：200kVA ⇒ 改修：300kVA
施工期間	令和6年2月上旬～10月下旬（予定）

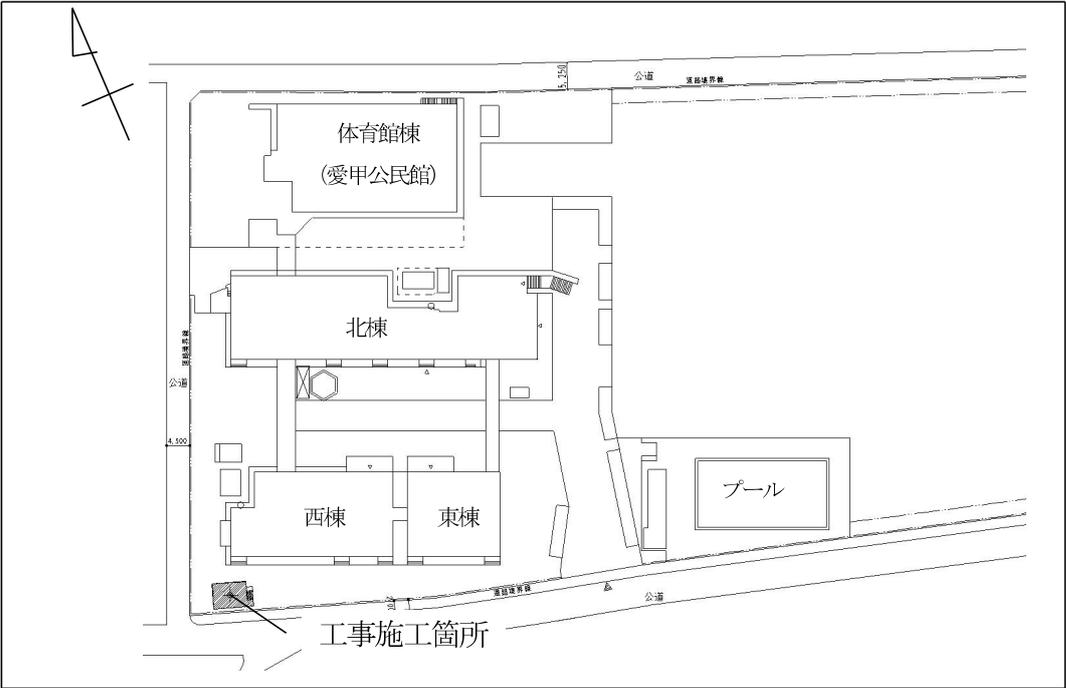
件名⑤	戸室小学校 受変電設備改修工事
予算額	72,540,000円
契約額	65,945,000円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和50年度（経過年数：49年）
設備容量	既存：195kVA ⇒ 改修：300kVA
施工期間	令和6年4月上旬～10月中旬（予定）

愛甲小学校受変電設備改修工事

位置図

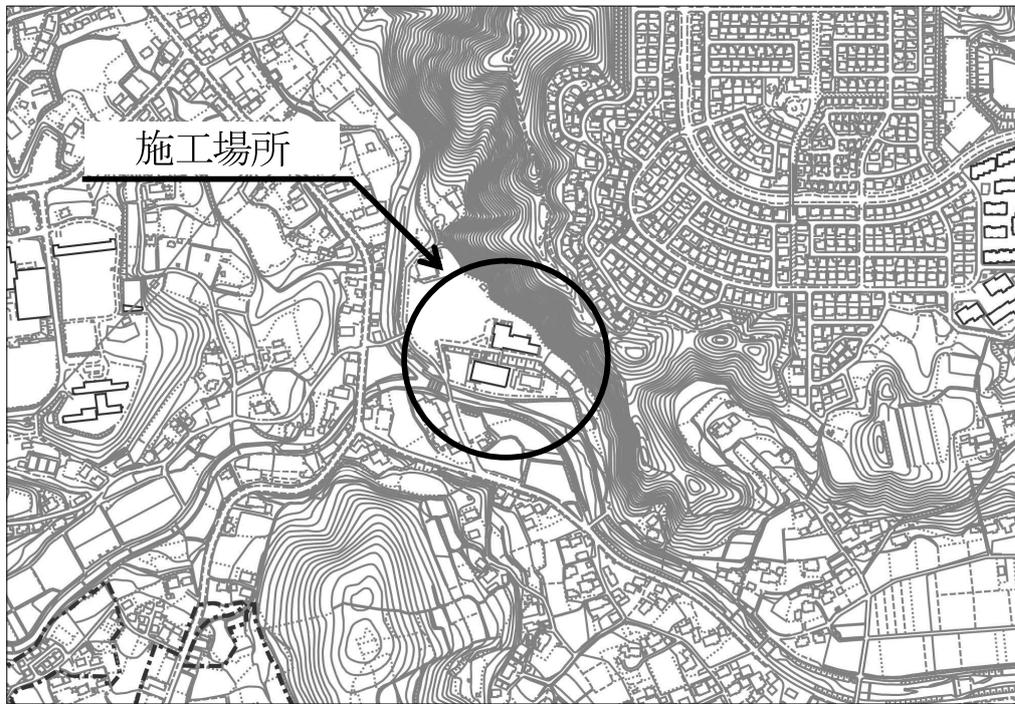


配置図

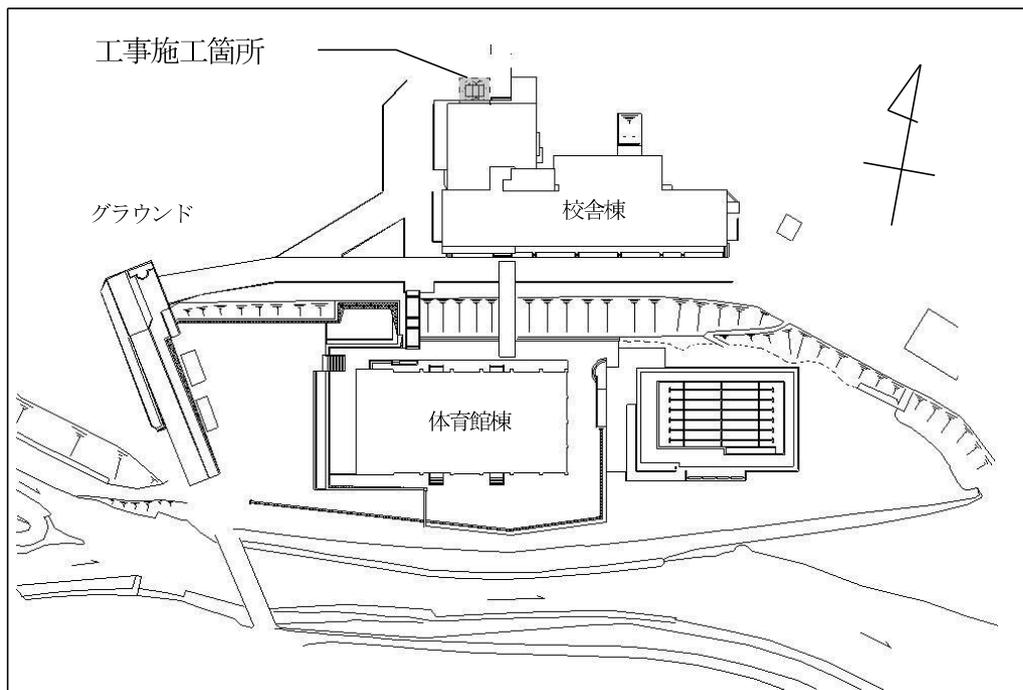


玉川小学校受変電設備改修工事

位置図

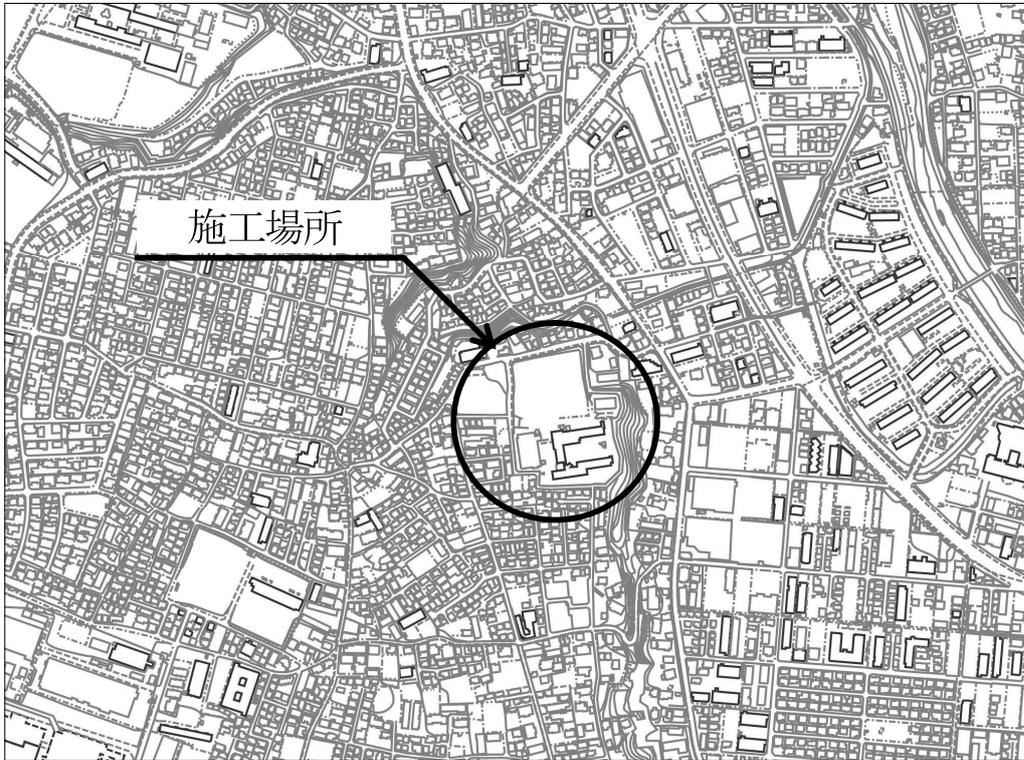


配置図

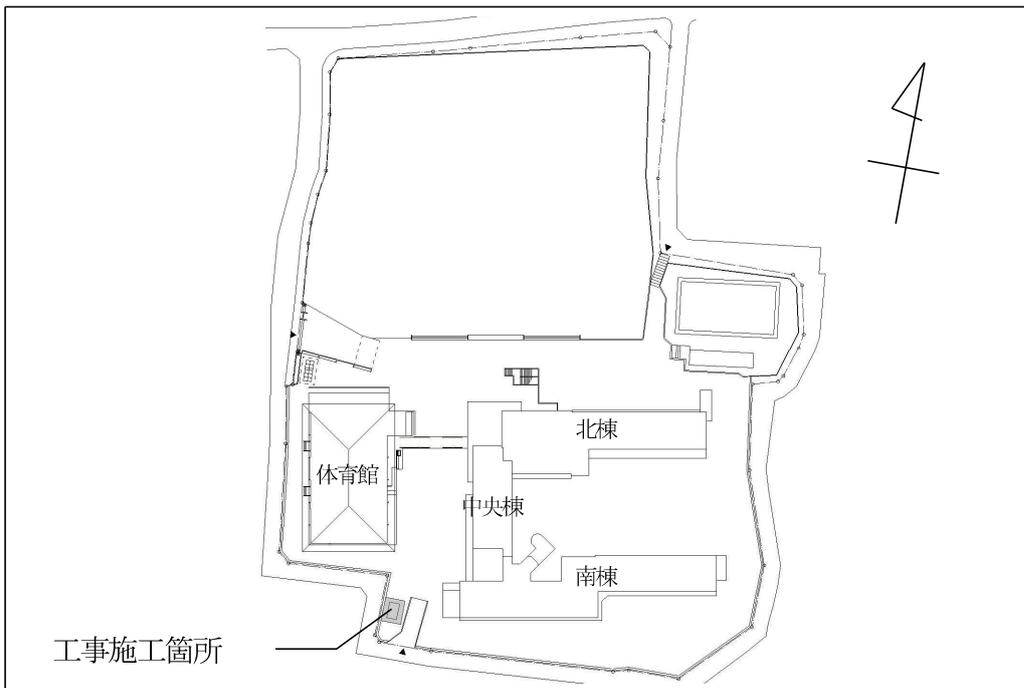


戸室小学校受変電設備改修工事

位置図



配置図



2-2 受変電設備改修工事(令和6年度契約)

施設の長寿命化を図るとともに、生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した施設の主要電気設備である受変電設備の改修工事を実施する。

なお、受変電設備の製作に必要な部品供給に時間を要するため、令和6年度に契約し、令和7年度に現場施工を実施する。

件名⑥	林中学校 受変電設備改修工事
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	111,298,000円(令和6年度:0円、令和7年度:111,298,000円)
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和52年度(経過年数:47年)
設備容量	既存:175kVA ⇒ 改修:400kVA
施工期間	令和7年3月下旬～9月下旬(予定)

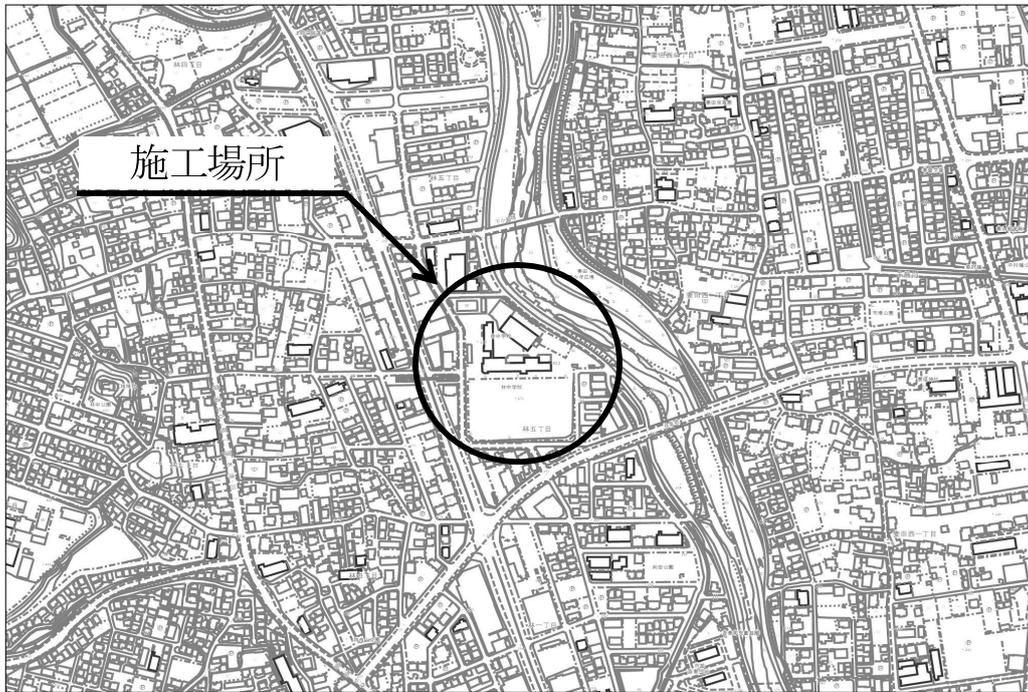
件名⑦	藤塚中学校 受変電設備改修工事
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	118,976,000円(令和6年度:0円、令和7年度:118,976,000円)
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和58年度(経過年数:41年)
設備容量	既存:300kVA ⇒ 改修:400kVA
施工期間	令和7年3月下旬～9月下旬(予定)

件名⑧	睦合中学校 受変電設備改修工事
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	92,851,000円(令和6年度:0円、令和7年度:92,851,000円)
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和50年度(経過年数:49年)
設備容量	既存:160kVA ⇒ 改修:400kVA
施工期間	令和7年3月下旬～10月上旬(予定)

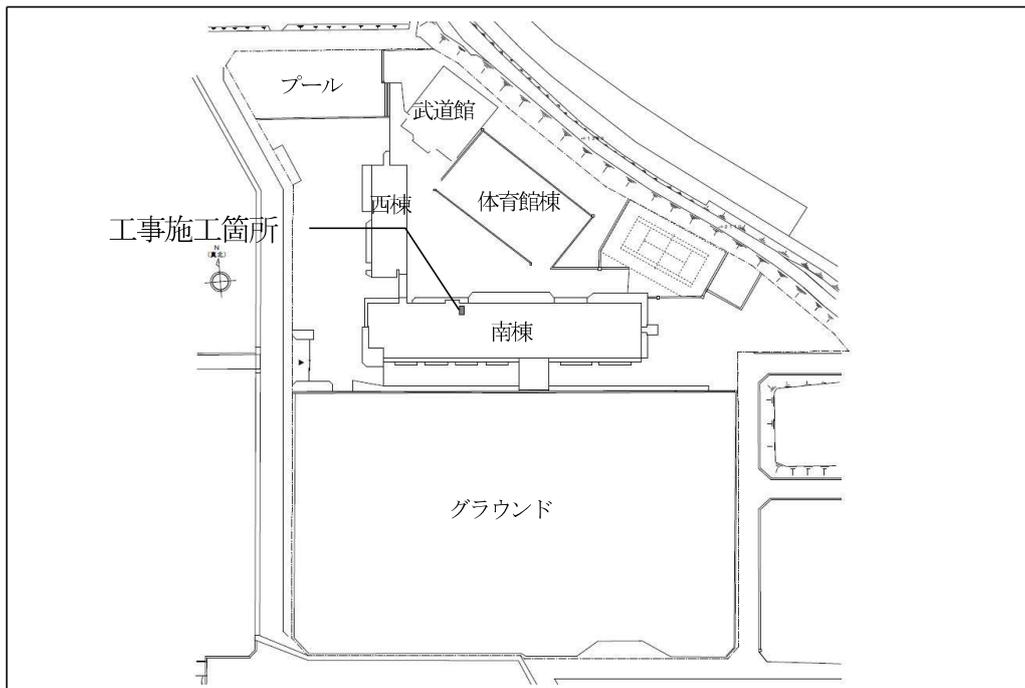
件名⑨	荻野中学校 受変電設備改修工事
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	131,494,000円(令和6年度:0円、令和7年度:131,494,000円)
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和52年度(経過年数:47年)
設備容量	既存:185kVA ⇒ 改修:400kVA
施工期間	令和7年3月下旬～9月下旬(予定)

林中学校受変電設備改修工事

位置図

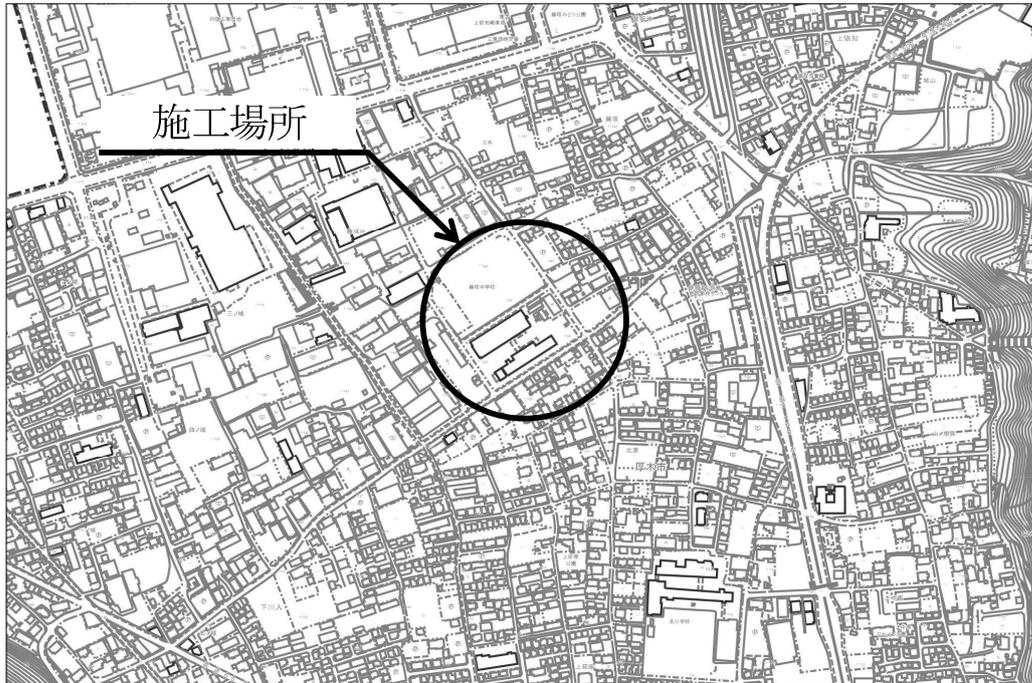


配置図

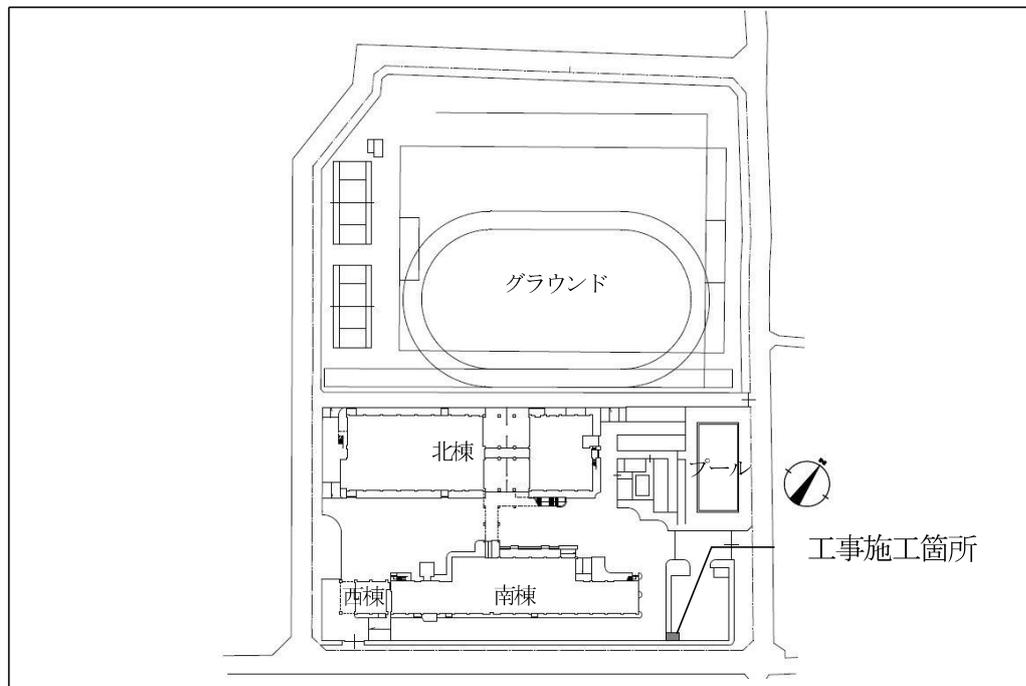


藤塚中学校受変電設備改修工事

位置図



配置図

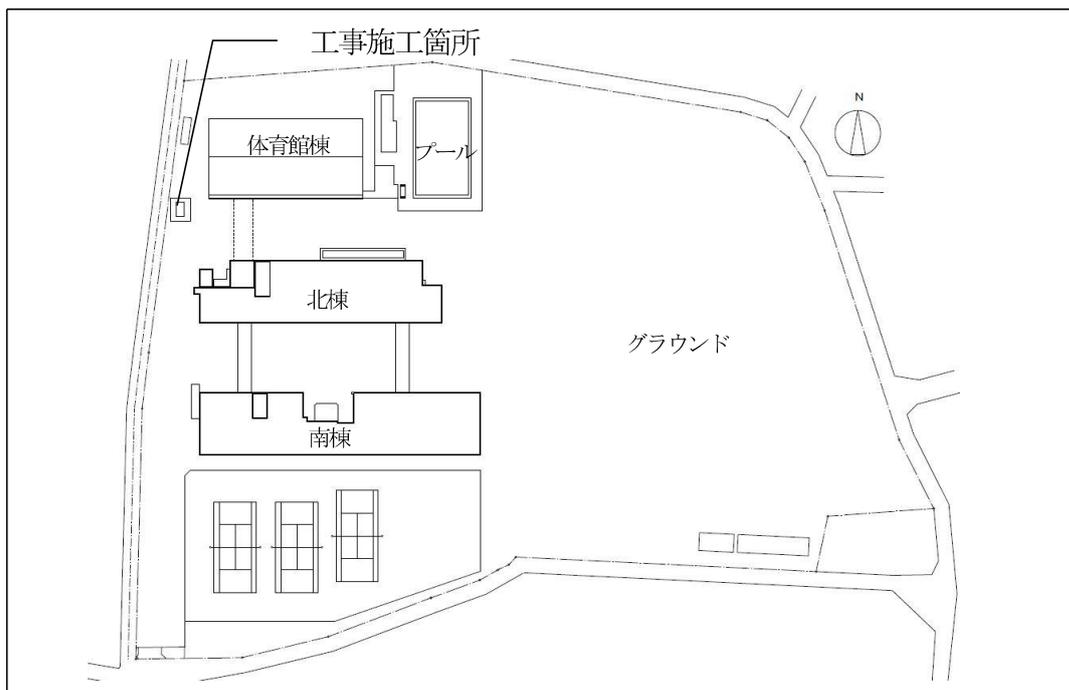


睦合中学校受変電設備改修工事

位置図

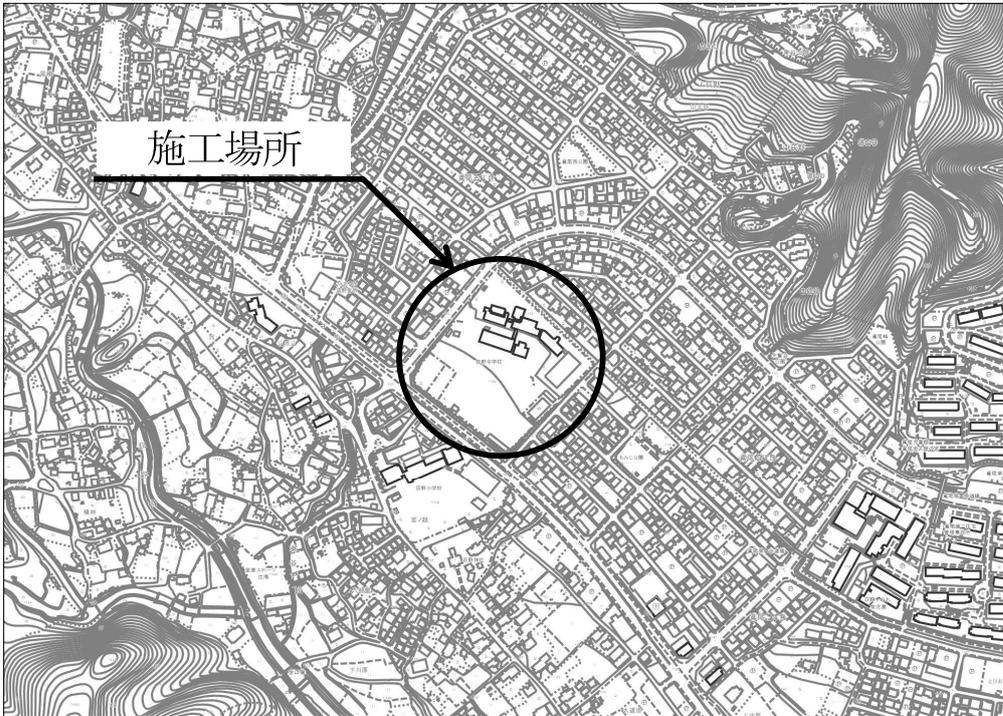


配置図

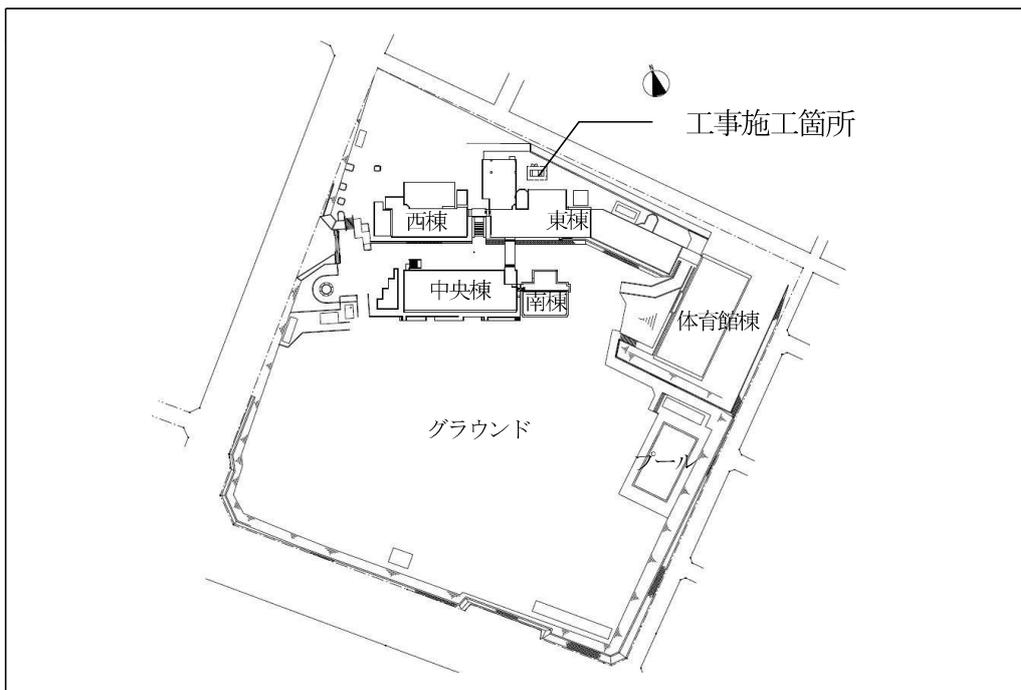


荻野中学校受変電設備改修工事

位置図



配置図



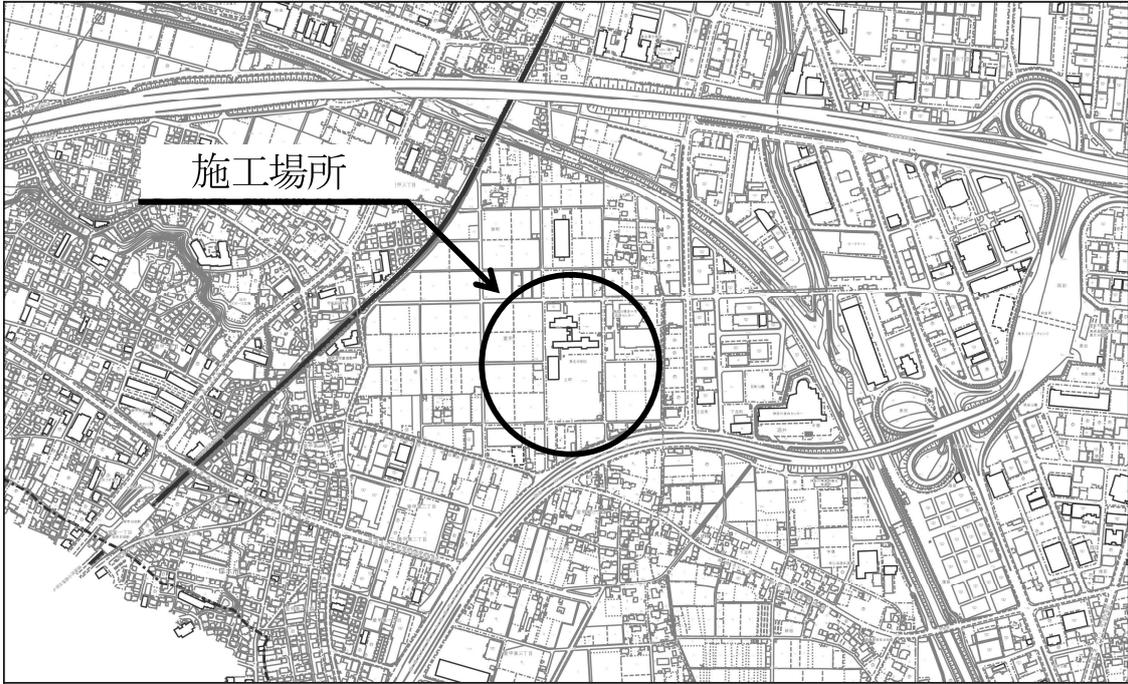
3 グラウンド改修工事

生徒が快適な屋外教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、機能低下及び経年劣化したグラウンド等の改修工事を実施する。

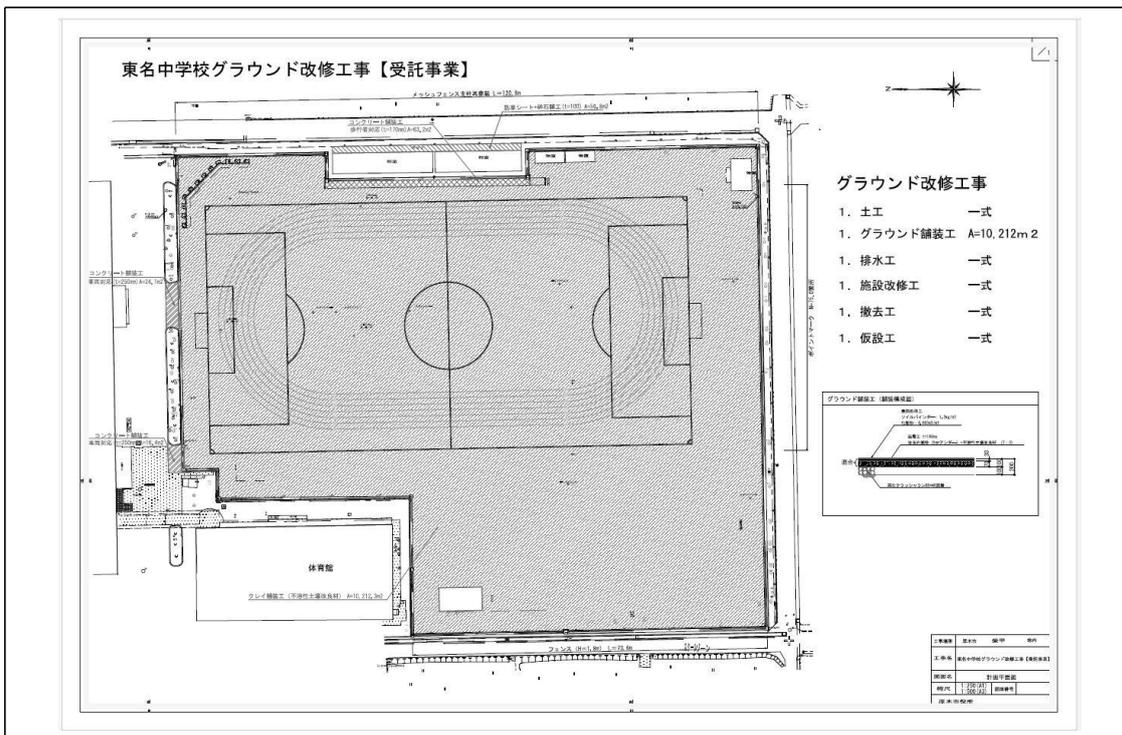
件名 ⑩	東名中学校 グラウンド改修工事
予算額	150,000,000円
施工箇所	グラウンド
工事内容	グラウンド等舗装改修 ・ 防球ネット等一部改修
前回改修年度	昭和61年度（経過年数38年）
改修面積	10,200㎡
施工期間	8月上旬～10月下旬（予定）

東名中学校グラウンド改修工事

位置図



改修平面図



4 小・中学校特別教室等冷暖房設備設置事業

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から児童・生徒の健康被害を防止し、快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、小学校4校及び中学校5校の特別教室等へ賃貸借により冷暖房設備を設置する。

件名 ⑪	北小学校ほか3校 特別教室等冷暖房設備設置事業
予算額	3,393,720円（3箇月分の賃借料：R 7.1～R 7.3）
予算総額	135,748,800円（10年間の賃借料）
設置対象校	・北小学校 ・玉川小学校 ・戸室小学校 ・愛甲小学校
設置室数	25室（理科室、図画工作室、家庭科室、多目的室、相談室等）
設置期間	7月上旬～12月下旬（予定）
賃貸借期間	令和7年1月1日～令和16年12月31日（10年間）

件名 ⑫	厚木中学校ほか4校 特別教室等冷暖房設備設置事業
予算額	6,088,500円（3箇月分の賃借料：R 6.1～R 6.3）
予算総額	243,540,000円（10年間の賃借料）
設置対象校	・厚木中学校 ・依知中学校 ・南毛利中学校 ・東名中学校 ・相川中学校
設置室数	41室（理科室、美術室、調理室、多目的室、相談室等）
設置期間	7月上旬～12月下旬（予定）
賃貸借期間	令和7年1月1日～令和16年12月31日（10年間）

5 小・中学校体育館冷暖房設備設置事業

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から児童・生徒の健康被害を防止し、快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、小学校3校及び中学校11校の体育館へ購入及び賃貸借により冷暖房設備を設置する。

件名 ⑬	依知小学校ほか3校 体育館冷暖房設備設置事業
予算額	【小学校】3,179,000円【中学校】9,537,000円
設置方式	移動式冷暖房装置備品購入による設置
設置対象校	【小学校】・依知小学校 【中学校】・睦合中学校 ・小鮎中学校 ・南毛利中学校
設置期間	6月下旬～7月上旬（予定）

件名 ⑭	厚木小学校ほか1校 体育館冷暖房設備設置事業
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	64,800,000円（10年間の賃借料）
設置方式	賃貸借による冷暖房設備の設置
設置対象校	・厚木小学校 ・南毛利小学校
設置期間	9月下旬～3月上旬（予定）
賃貸借期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間）

件名 ⑮	厚木中学校ほか7校 体育館冷暖房設備設置事業
予算額	0円(債務負担行為)
予算総額	433,200,000円（10年間の賃借料）
設置方式	賃貸借による冷暖房設備の設置
設置対象校	・厚木中学校 ・荻野中学校 ・玉川中学校 ・東名中学校 ・藤塚中学校 ・森の里中学校 ・睦合東中学校 ・相川中学校
設置期間	9月下旬～3月上旬（予定）
賃貸借期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間）

給食用食材の放射性物質の測定結果一覧表

令和6年3月27日現在

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1月10日	保育所給食	さつまいも	千葉	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ほうれん草	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
1月16日	学校給食	白菜	茨城	不検出 <2.36	不検出 <3.47	不検出 <3.79
		ほうれん草	神奈川	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にんじん	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
1月17日	保育所給食	キャベツ	愛知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		白いんげん豆	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
1月23日	学校給食	キャベツ	愛知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		セロリ	福岡	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		きゅうり	宮崎	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
1月24日	保育所給食	かぶ	千葉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
1月30日	学校給食	長ねぎ	千葉	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ごぼう	青森	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.17	不検出 <3.19	不検出 <3.49
1月31日	保育所給食	にんじん	千葉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		豚肉	青森	不検出 <2.10	不検出 <3.18	不検出 <3.46
2月5日	学校給食	調理後の小学校給食(1/15～19日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		調理後の中学校給食(1/15～19日分)		不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
2月6日	学校給食	チンゲン菜	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		もやし	栃木	不検出 <2.25	不検出 <3.40	不検出 <3.69
		キャベツ	愛知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
2月7日	保育所給食	ピーマン	宮崎	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		トマト	愛知	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
2月13日	学校給食	ピーマン	宮崎	不検出 <2.36	不検出 <3.47	不検出 <3.80
		大根	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ごぼう	青森	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
2月14日	保育所給食	白菜	茨城	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ほうれん草	神奈川	不検出 <2.55	不検出 <3.74	不検出 <4.10

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
2月20日	学校給食	セロリ	愛知	不検出 <2.34	不検出 <3.43	不検出 <3.75
		小松菜	神奈川	不検出 <2.22	不検出 <3.26	不検出 <3.56
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
2月21日	保育所給食	ブロッコリー	愛知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		もやし	栃木	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
2月27日	学校給食	調理後の小学校給食(2/1~9日分)専門機関による測定 (ゲルマニウム半導体検出器)		不検出 <0.60	不検出 <0.50	不検出 <0.60
		調理後の中学校給食(2/1~9日分)		不検出 <2.14	不検出 <3.14	不検出 <3.44
		きゅうり	神奈川	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にんじん	千葉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		しょうが	熊本	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
2月28日	保育所給食	きゅうり	千葉	不検出 <2.29	不検出 <3.36	不検出 <3.67
		じゃがいも	北海道	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月5日	学校給食	小松菜	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ピーマン	高知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月6日	保育所給食	小松菜	埼玉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		たまご	神奈川	不検出 <2.25	不検出 <3.41	不検出 <3.70
3月12日	学校給食	長ねぎ	千葉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		にんじん	千葉	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		キャベツ	神奈川	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
3月13日	保育所給食	大根	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
3月26日	学校給食	調理後の小学校給食(3/4~8日分)		不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		調理後の小学校給食(3/4~8日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月27日	保育所給食	にんじん	徳島	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		キャベツ	愛知	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77

※ ☆印の付いている食材は、保護者からの要望により測定をした食材となります。市場の流通状況により入荷する食材の産地が予定していたものと異なることがあります。
 ※ 測定する食材について、保護者要望の提出期限より前の測定につきましては、前月の保護者要望を参考として選定をしています。また、選定した場合につきましては、☆印を付けています。
 ※ 単位はベクレル/キログラムです。
 ※ 「不検出」とは、放射性物質が「検出下限値」に満たない(検出されない)ことを表します。「<」の横の数値は、検出下限値を表しています。検出下限値は、検体の比重、測定条件などにより検体ごとに変動します。
 ※ 食品衛生法上の規制値:一般食品の放射性セシウム規制値は、100ベクレル/キログラムとなっております。規制値を上回らない限り、給食食材として使用しています。

保護者からの測定要望について

令和6年3月12日現在

対象月	食材名(産地)	要望人数	測定日	測定食材
1月	要望なし	0	1月16日	白菜(茨城)、ほうれん草(神奈川)、にんじん(茨城)
			1月23日	キャベツ(愛知)、セロリ(福岡)、きゅうり(宮崎)
			1月30日	長ねぎ(千葉)、ごぼう(青森)、玉ねぎ(北海道)
	要望品目:0	測定品目:9品目 (1月分要望なし)		
2月	要望なし	0	2月6日	チンゲン菜(茨城)、もやし(栃木)、キャベツ(愛知)
			2月13日	ピーマン(宮崎)、大根(神奈川)、ごぼう(青森)
			2月20日	セロリ(愛知)、小松菜(神奈川)、玉ねぎ(北海道)
			2月27日	きゅうり(神奈川)、人参(千葉)、しょうが(熊本)
	要望品目:0	測定品目:12品目 (2月分要望なし)		
3月	要望なし	0	3月5日	小松菜(神奈川)、玉ねぎ(北海道)、ピーマン(高知)
			3月12日	長ねぎ(千葉)、にんじん(千葉)、キャベツ(神奈川)
	要望品目:0	測定品目:6品目 (3月分要望なし)		

※1回の測定で3品目程度の測定を行っております。